

第3回厚生科学審議会感染症分科会感染症部会 麻しんに関する小委員会

平成24年8月29日(水)
10:00～12:00
専用第21会議室(17F)

議 事 次 第

1 開会

2 議題

- (1) 麻しんに関する特定感染症予防指針の見直しについて
- (2) その他

3 閉会

○配付資料

- 資料 1 麻しんに関する特定感染症予防指針の改正（小委素案）
- 資料 2 - 1 これまでの麻しん風しんの予防接種の実施状況について
- 資料 2 - 2 平成23年度都道府県における麻しん対策および
予防接種の状況（平成22年度との比較）
- 資料 2 - 3 全国市区町村における麻しん対策の実施状況
- 資料 3 麻しん・風しんワクチン定期予防接種の年度別・期別
未接種者数
- 資料 4 麻しん抗体保有率について
- 資料 5 麻しんの任意接種者数の推計
- 資料 6 文部科学省における麻しんに関する取り組み
- 資料 7 麻しん予防接種3期・4期について【川崎市】

厚生科学審議会感染症分科会感染症部会
麻しんに関する小委員会委員

遠藤 幸男 福島県県北保健福祉事務所長

◎ 岡部 信彦 川崎市衛生研究所長

小森 貴 社団法人日本医師会常任理事

竹田 誠 国立感染症研究所ウイルス第三部長

多屋 馨子 国立感染症研究所感染症情報センター第三室長

○ 中野 貴司 川崎医科大学小児科学教授

増田 郁夫 群馬県沼田市立沼田南中学校長

皆川 洋子 愛知県衛生研究所長

南 砂 読売新聞東京本社 編集局医療情報部長

◎委員長、○副委員長

(50音順・敬称略)

麻しんに関する特定感染症予防指針 新旧対照表

(傍線部分は前回までの議論を踏まえた事務局改正案部分、網掛部分は今後議論する部分)

改 正 案	現 行
<p data-bbox="271 371 725 400">麻しんに関する特定感染症予防指針</p> <p data-bbox="188 467 1097 932">麻しんは、「はしか」とも呼ばれ、高熱と耳後部から始まり体の下方へと広がる赤い発疹を特徴とする全身疾患である。感染力が非常に強い上、罹患すると、まれに急性脳炎を発症し、精神発達遅滞等の重篤な後遺症が残る、又は、死亡することがある。さらに、よりまれではあるが、亜急性硬化性全脳炎という特殊な脳炎を発症することがあり、この脳炎を発症した場合には、多くは知能障害や運動障害等が進行した後、数年以内に死亡する。こうした麻しんの感染力及び重篤性並びに流行した場合に社会に与える影響等にかんがみると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、国民一人一人が、その予防に積極的に取り組んでいくことが極めて重要である。</p> <p data-bbox="188 951 1097 1366">我が国においては、昭和五十一年六月から予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく予防接種の対象疾病に麻しんを位置づけ、積極的に接種勧奨等を行うことにより、麻しんの発生の予防及びまん延の防止に努めてきた。こうした取組の結果、周期的な流行はみられるものの、麻しんの患者数は着実に減少してきたところである。また、平成十八年四月からは、麻しんの患者数が減少し、自然感染による免疫増強効果が得づらくなってきた状況を踏まえ、それまでの一回の接種から二回の接種へと移行し、より確実な免疫の獲得を図っている。しかし、平成十九年に十代及び二十代を中心とした年齢層で麻しんが大流行し、高等</p>	<p data-bbox="1218 371 1673 400">麻しんに関する特定感染症予防指針</p> <p data-bbox="1120 467 2029 932">麻しんは、「はしか」とも呼ばれ、高熱と耳後部から始まり体の下方へと広がる赤い発疹を特徴とする全身疾患である。感染力が非常に強い上、罹患すると、まれに急性脳炎を発症し、精神発達遅滞等の重篤な後遺症が残る、又は、死亡することがある。さらに、よりまれではあるが、亜急性硬化性全脳炎という特殊な脳炎を発症することがあり、この脳炎を発症した場合には、多くは知能障害や運動障害等が進行した後、数年以内に死亡する。こうした麻しんの感染力及び重篤性並びに流行した場合に社会に与える影響等にかんがみると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、国民一人一人が、その予防に積極的に取り組んでいくことが極めて重要である。</p> <p data-bbox="1120 951 2029 1366">我が国においては、昭和五十一年六月から予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく予防接種の対象疾病に麻しんを位置づけ、積極的に接種勧奨等を行うことにより、麻しんの発生の予防及びまん延の防止に努めてきた。こうした取組の結果、周期的な流行はみられるものの、麻しんの患者数は着実に減少してきたところである。また、平成十八年四月からは、麻しんの患者数が減少し、自然感染による免疫増強効果が得づらくなってきた状況を踏まえ、それまでの一回の接種から二回の接種へと移行し、より確実な免疫の獲得を図っている。しかし、平成十九年に十代及び二十代を中心とした年齢層で麻しんが大流行し、高等</p>

学校や大学において休業等の措置がとられ、また、麻しんのワクチンや検査キットの確保が困難になるなど、大きな混乱が生じた。こうした事態を受け、麻しん対策の更なる強化が求められている。

一方、麻しんを取り巻く世界の状況に目を向けると、世界保健機関西太平洋地域事務局は、平成二十四年（二千十二年）までに麻しんの排除（国外で感染した者が国内で発症する場合を除き、麻しんの診断例が一年間に人口百万人当たり一例未満であり、かつ、ウイルスの伝播が継続しない状態にあることをいう。以下同じ。）を達成するという目標を掲げており、我が国を含め、世界保健機関西太平洋地域事務局管内の各国は、目標の達成に向けた対策を求められているところである。なお、平成十九年（二千七年）現在、南北アメリカ大陸や大韓民国においては、既に麻しんの排除を達成したと宣言している。

本指針はこのような状況を受け、平成二十四年度までに麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標とし、そのために、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者等が連携して取り組んでいくべき施策についての新たな方向性を示したものである。

本指針については、麻しんの発生動向、麻しんの治療等に関する科学的知見、本指針の進ちょく状況に関する評価等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 目標

平成二十四年度までに麻しんの排除を達成し、かつ、その後も麻し

学校や大学において休業等の措置がとられ、また、麻しんのワクチンや検査キットの確保が困難になるなど、大きな混乱が生じた。こうした事態を受け、麻しん対策の更なる強化が求められている。

一方、麻しんを取り巻く世界の状況に目を向けると、世界保健機関西太平洋地域事務局は、平成二十四年（二千十二年）までに麻しんの排除（国外で感染した者が国内で発症する場合を除き、麻しんの診断例が一年間に人口百万人当たり一例未満であり、かつ、ウイルスの伝播が継続しない状態にあることをいう。以下同じ。）を達成するという目標を掲げており、我が国を含め、世界保健機関西太平洋地域事務局管内の各国は、目標の達成に向けた対策を求められているところである。なお、平成十九年（二千七年）現在、南北アメリカ大陸や大韓民国においては、既に麻しんの排除を達成したと宣言している。

本指針はこのような状況を受け、平成二十四年度までに麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標とし、そのために、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者等が連携して取り組んでいくべき施策についての新たな方向性を示したものである。

本指針については、麻しんの発生動向、麻しんの治療等に関する科学的知見、本指針の進ちょく状況に関する評価等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 目標

平成二十四年度までに麻しんの排除を達成し、かつ、その後も麻し

人の排除の状態を維持することを目標とする。

第二 原因の究明

一 基本的考え方

国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）においては、麻しんについての情報の収集及び分析を進めていくとともに、発生原因の特定のため、正確かつ迅速な発生動向の調査を行っていくことが重要である。

二 麻しんの発生動向の調査及び対策の実施

麻しんの発生動向の調査については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十二条に基づく医師の届出により、国内で発生したすべての症例を把握するものとする。

三 麻しんの届出基準

麻しんを診断した医師の届出については、法第十二条に基づき、診断後七日以内に行うこととされているが、迅速な行政対応を行う必要性に鑑み、可能な限り二十四時間以内に届出を行うことを求めるものとする。また、風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として臨床診断例として届け出ると同時に、血清 I g M抗体検査の実施と、遺伝子検査等のための検体の提出を求めるものとする。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案し、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げをを求めることとする。

人の排除の状態を維持することを目標とする。

第二 原因の究明

一 基本的考え方

国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）においては、麻しんについての情報の収集及び分析を進めていくとともに、発生原因の特定のため、正確かつ迅速な発生動向の調査を行っていくことが重要である。

二 麻しんの発生動向の調査及び対策の実施

麻しんの発生動向の調査については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十二条に基づく医師の届出により、国内で発生したすべての症例を把握するものとする。

三 麻しんの届出基準

麻しんを診断した医師の届出については、当面は臨床での診断をもって届出の判断材料とすることを継続するが、検査室での診断を行った場合には、その結果についても保健所に報告を求めるものとする。なお、我が国における麻しん患者の発生数が一定数以下になった場合には、類似の症状の疾病から麻しんを正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として検査室での診断で麻しんと診断した症例のみの報告を求めるものとする。

四 日本医師会との協力

国は、日本医師会を通じて、医師に対し、麻しんを臨床で診断した場合には、三「麻しんの届出基準」に即した対応を行うよう依頼するものとする。また、麻しんの診断例の届出に際して、患者の予防接種歴も併せて報告するよう依頼するものとする。

五 麻しん発生時の迅速な対応

都道府県等は、麻しんの患者が一例発生した場合に法第十五条に規定する感染経路の把握等の調査を迅速に実施するよう努めることとし、普段から医療機関等の関係機関とのネットワーク構築に努めるものとする。

また、国は、国立感染症研究所において、当該調査の実務上の手順等を示した手引きの作成や職員の派遣要請に応えられる人材の養成を行うものとする。

第三 発生の予防及びまん延の防止

一 平成十九年の流行の原因分析

平成十九年に、十代及び二十代の年齢層を中心として麻しんが流行した主な原因は、当該年齢層の者が、麻しんの予防接種を一回も受けていなかった、あるいは、一回は受けたものの免疫が獲得できなかった者が一定程度いたからであると考えられている。麻しんの予防接種を一回のみ受けた者の中には、接種したものの免疫を獲得できなかった者が接種者の五パーセント弱存在し、また、一度は免

四 日本医師会との協力

国は、日本医師会を通じて、医師に対し、麻しんを臨床で診断した場合には、可能な限り二十四時間以内に法第十二条に基づく報告を行うこと及び臨床で診断した場合にも検査室での診断を行い、その結果についても、保健所に報告することを依頼するものとする。また、麻しんの診断例の届出に際して、患者の予防接種歴も併せて報告するよう依頼するものとする。

五 麻しん発生時の迅速な対応

国は、麻しんの患者が発生した場合に都道府県等が法第十五条に規定する感染経路の把握等の調査を迅速に実施できるよう、国立感染症研究所において、当該調査の実務上の手順等を示した手引きの作成や職員の派遣要請に応えられる人材の養成を行う必要がある。

第三 発生の予防及びまん延の防止

一 平成十九年の流行の原因分析

平成十九年に、十代及び二十代の年齢層を中心として麻しんが流行した主な原因は、当該年齢層の者が、麻しんの予防接種を一回も受けていなかった、あるいは、一回は受けたものの免疫が獲得できなかった者が一定程度いたからであると考えられている。麻しんの予防接種を一回のみ受けた者の中には、接種したものの免疫を獲得できなかった者が接種者の五パーセント弱存在し、また、一度は免

疫を獲得したものの、麻しん患者が減少していることから、自然感染による免疫増強効果を得づらい環境下で、発症の予防には不十分な免疫しか保有していない状態となっていた者も存在する。こうした、麻しんに対する十分な免疫を保有していない者が就学等により集団生活をする環境下に一定程度いたため、高等学校や大学等において麻しんの感染が拡大していったと考えられている。

二 基本的考え方

感染力が非常に強く一度発生するとそのまん延の防止が非常に困難である麻しんの対策として、最も有効なのは、その発生の予防である。平成十九年の流行の原因分析にかんがみると、麻しんの流行を二度と起こさないようにするためには、麻しんの予防接種を一回しか受けていない者であって、就学等により集団生活をする環境下にあるものに対し、二回目の予防接種を受ける機会を設けることや、そうした環境にない者に対しても幅広く麻しんの性質等を伝え、予防接種を行うよう働きかけることが必要である。

三 予防接種法に基づく予防接種の一層の充実

1 国は、平成二十年度からの五年間を麻しんの排除のための対策期間（以下「対策期間」という。）と定め、生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者及び小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある五歳以上七歳未満の者に対し実施している予防接種法第三条に基づく予防接種（以下「定期の予防接種」という。）の対象者に、中学一年生と高校三年生に相当する年齢の者（麻しん及び風しんに

疫を獲得したものの、麻しん患者が減少していることから、自然感染による免疫増強効果を得づらい環境下で、発症の予防には不十分な免疫しか保有していない状態となっていた者も存在する。こうした、麻しんに対する十分な免疫を保有していない者が就学等により集団生活をする環境下に一定程度いたため、高等学校や大学等において麻しんの感染が拡大していったと考えられている。

二 基本的考え方

感染力が非常に強く一度発生するとそのまん延の防止が非常に困難である麻しんの対策として、最も有効なのは、その発生の予防である。平成十九年の流行の原因分析にかんがみると、麻しんの流行を二度と起こさないようにするためには、麻しんの予防接種を一回しか受けていない者であって、就学等により集団生活をする環境下にあるものに対し、二回目の予防接種を受ける機会を設けることや、そうした環境にない者に対しても幅広く麻しんの性質等を伝え、予防接種を行うよう働きかけることが必要である。

三 予防接種法に基づく予防接種の一層の充実

1 国は、平成二十年度からの五年間を麻しんの排除のための対策期間（以下「対策期間」という。）と定め、生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者及び小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある五歳以上七歳未満の者に対し実施している予防接種法第三条に基づく予防接種（以下「定期の予防接種」という。）の対象者に、中学一年生と高校三年生に相当する年齢の者（麻しん及び風しんに

既に罹患したことが確実な者及びそれぞれの予防接種を二回接種した者を除く。)を時限的に追加するものとする。また、これらの者は、就学していることが多いと想定されることから、学年単位での効果的な接種勧奨が可能となるよう、接種期間を年度でとらえるものとし、かつ少しでも早い免疫の獲得と複数回の接種勧奨を行う時間的な余裕を残すため、年度当初の四月から六月までの三月間に、特に積極的な勧奨を行うものとする。

2 国は、定期の予防接種の実施主体である市町村に対し、確実に予防接種が行われるよう、積極的に協力を求めていく必要がある。具体的には、市町村に対し、高等学校に通っていない者を含む定期の予防接種の対象者への個別の通知による確実な接種勧奨を行うよう依頼するほか、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項第一号に規定する健康診査及び学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断（以下「就学時健診」という。）の機会を利用して、当該健康診査及び健康診断の受診者の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に接種勧奨を行うよう依頼するものとする。また、定期の予防接種の受け忘れ等がないよう、定期の予防接種の対象者について、未接種の者を把握し、再度の接種勧奨を行うよう依頼するものとする。

3 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、就学時健診及び学校保健法第六条に規定する健康診断（以下「学校での定期健康診断」という。）の機会を利用し、定期の予防接種の対象者の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種

既に罹患したことが確実な者及びそれぞれの予防接種を二回接種した者を除く。)を時限的に追加するものとする。また、これらの者は、就学していることが多いと想定されることから、学年単位での効果的な接種勧奨が可能となるよう、接種期間を年度でとらえるものとし、かつ少しでも早い免疫の獲得と複数回の接種勧奨を行う時間的な余裕を残すため、年度当初の四月から六月までの三月間に、特に積極的な勧奨を行うものとする。

2 国は、定期の予防接種の実施主体である市町村に対し、確実に予防接種が行われるよう、積極的に協力を求めていく必要がある。具体的には、市町村に対し、高等学校に通っていない者を含む定期の予防接種の対象者への個別の通知による確実な接種勧奨を行うよう依頼するほか、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項第一号に規定する健康診査及び学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断（以下「就学時健診」という。）の機会を利用して、当該健康診査及び健康診断の受診者の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に接種勧奨を行うよう依頼するものとする。また、定期の予防接種の受け忘れ等がないよう、定期の予防接種の対象者について、未接種の者を把握し、再度の接種勧奨を行うよう依頼するものとする。

3 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、就学時健診及び学校保健法第六条に規定する健康診断（以下「学校での定期健康診断」という。）の機会を利用し、定期の予防接種の対象者の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種

を必要回数接種していない者に接種勧奨を行うものとする。また、当該接種勧奨後に、定期の予防接種を受けたかどうかの確認を行い、必要があれば、再度の接種勧奨を行うものとする。

4 国は、右記以外にも、定期の予防接種を受けやすい環境づくりを徹底しなくてはならない。定期の予防接種の際には、原則、保護者の同伴を求めているが、対策期間中に時限的に追加する中学一年生及び高校三年生に相当する年齢の者に対する定期の予防接種（以下「補足的接種」という。）に限っては、事前に保護者に対し予防接種の効果及び副反応等についての十分な情報提供を行い、書面で保護者の了承を得ること及び当該書面とは別に予診票に保護者の署名を得ることを条件に、保護者の同伴を例外的に不要とすることも可能である。また、定期の予防接種は、原則、診療所等で個別に行うものとするが、国が、応急治療措置、救急搬送措置等について安全面で遵守すべき事項を別途定め、学校医等と連携をとることにより、中学校及び高等学校等で定期の予防接種を実施することも可能である。さらに、日本医師会並びに日本小児科学会、日本小児科医会及び日本小児保健協会等に対し、定期の予防接種が円滑に行われるように協力を求めるものとする。

5 国は、平成十九年の麻疹流行時にワクチンや検査キットの確保が困難となった事例にかんがみ、補足的接種を含む定期の予防接種に必要なワクチン及び試薬類の生産について、製造販売業者と引き続き連携を図るものとする。なお、麻疹の補足的接種に用いるワクチンは、その対象とする世代には風しんに対する免疫を保有していない者が一定程度おり、流行を阻止できない可

を必要回数接種していない者に接種勧奨を行うものとする。また、当該接種勧奨後に、定期の予防接種を受けたかどうかの確認を行い、必要があれば、再度の接種勧奨を行うものとする。

4 国は、右記以外にも、定期の予防接種を受けやすい環境づくりを徹底しなくてはならない。定期の予防接種の際には、原則、保護者の同伴を求めているが、対策期間中に時限的に追加する中学一年生及び高校三年生に相当する年齢の者に対する定期の予防接種（以下「補足的接種」という。）に限っては、事前に保護者に対し予防接種の効果及び副反応等についての十分な情報提供を行い、書面で保護者の了承を得ること及び当該書面とは別に予診票に保護者の署名を得ることを条件に、保護者の同伴を例外的に不要とすることも可能である。また、定期の予防接種は、原則、診療所等で個別に行うものとするが、国が、応急治療措置、救急搬送措置等について安全面で遵守すべき事項を別途定め、学校医等と連携をとることにより、中学校及び高等学校等で定期の予防接種を実施することも可能である。さらに、日本医師会並びに日本小児科学会、日本小児科医会及び日本小児保健協会等に対し、定期の予防接種が円滑に行われるように協力を求めるものとする。

5 国は、平成十九年の麻疹流行時にワクチンや検査キットの確保が困難となった事例にかんがみ、補足的接種を含む定期の予防接種に必要なワクチン及び試薬類の生産について、製造販売業者と引き続き連携を図るものとする。なお、麻疹の補足的接種に用いるワクチンは、その対象とする世代には風しんに対する免疫を保有していない者が一定程度おり、流行を阻止できない可

能性が指摘されていることから、風しん対策の観点も考慮し、原則として、麻しん風しん混合ワクチンとするものとする。

四 予防接種法に基づかない予防接種の推奨

1 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。このため、麻しんの排除を達成するためには、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等に対し、予防接種の推奨を行う必要がある。

2 厚生労働省は、日本医師会等の関係団体に協力を求め、医療関係者の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。

3 厚生労働省は、児童福祉施設等において行われる労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条に規定する健康診断の機会を利用して、当該施設等の職員の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。

4 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、学校保健法第八条に規定する健康診断等の機会を利用して、学校等の職員の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接

能性が指摘されていることから、風しん対策の観点も考慮し、原則として、麻しん風しん混合ワクチンとするものとする。

四 予防接種法に基づかない予防接種の推奨

1 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。このため、麻しんの排除を達成するためには、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等に対し、予防接種の推奨を行う必要がある。

2 厚生労働省は、日本医師会等の関係団体に協力を求め、医療関係者の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。

3 厚生労働省は、児童福祉施設等において行われる労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条に規定する健康診断の機会を利用して、当該施設等の職員の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。

4 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、学校保健法第八条に規定する健康診断等の機会を利用して、学校等の職員の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接

種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。また、医療・福祉・教育に係る大学及び専修学校の学生及び生徒に対し麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する可能性がある実習があることを説明し、当該学生及び生徒の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。

五 その他必要な措置

- 1 厚生労働省は、関係機関と連携し、予防接種の重要性並びに副反応を防止するために注意すべき事項及びワクチンを使用する予防接種という行為上避けられない起こりうる副反応、特に妊娠中の接種による胎児への影響等に関し、積極的な情報提供を行うものとする。また、国民に対する情報提供としては、リーフレット等の作成や報道機関を活用した広報等を積極的に行う必要がある。
- 2 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、学校の管理者に対し、母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診査及び学校での定期健康診断の機会を利用して、学校の入園年次及び入学年次にある者の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない場合、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。
- 3 厚生労働省は、保育所等の児童福祉施設等や職業訓練施設等の管理者に対し、入所及び入学の機会を利用して、保育所等の児童

種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。また、医療・福祉・教育に係る大学及び専修学校の学生及び生徒に対し麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する可能性がある実習があることを説明し、当該学生及び生徒の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。

五 その他必要な措置

- 1 厚生労働省は、関係機関と連携し、予防接種の重要性並びに副反応を防止するために注意すべき事項及びワクチンを使用する予防接種という行為上避けられない起こりうる副反応、特に妊娠中の接種による胎児への影響等に関し、積極的な情報提供を行うものとする。また、国民に対する情報提供としては、リーフレット等の作成や報道機関を活用した広報等を積極的に行う必要がある。
- 2 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、学校の管理者に対し、母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診査及び学校での定期健康診断の機会を利用して、学校の入園年次及び入学年次にある者の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない場合、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。
- 3 厚生労働省は、保育所等の児童福祉施設等や職業訓練施設等の管理者に対し、入所及び入学の機会を利用して、保育所等の児童

福祉施設等において集団生活を行う者及び職業訓練施設等における訓練生の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない場合、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

4 厚生労働省は、日本医師会並びに日本小児科学会、日本小児科医会、日本内科学会及び日本小児保健協会等の学会等に対し、初診の患者の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない場合、疾病としての麻しんについての情報及び麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

5 厚生労働省は、国土交通省に協力を求め、旅行会社等に対し、外国へ渡航する者に、国内の麻しんの発生状況、外国で麻しんを発症した場合の影響等についての情報提供を行うよう依頼するものとする。また、文部科学省に協力を求め、学校で外国へ修学旅行する際に、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

6 厚生労働省は、定期の予防接種を積極的に勧奨するとともに、予防接種の際の医療事故や避け得る副反応を徹底して避けるため、地方公共団体や医療機関等の各関係団体に対し、安全対策を十分行うよう協力を依頼するものとする。

第四 医療の提供

一 基本的な考え方

麻しんのような感染力が極めて強く、重症化のおそれのある感染

福祉施設等において集団生活を行う者及び職業訓練施設等における訓練生の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない場合、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

4 厚生労働省は、日本医師会並びに日本小児科学会、日本小児科医会、日本内科学会及び日本小児保健協会等の学会等に対し、初診の患者の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない場合、疾病としての麻しんについての情報及び麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

5 厚生労働省は、国土交通省に協力を求め、旅行会社等に対し、外国へ渡航する者に、国内の麻しんの発生状況、外国で麻しんを発症した場合の影響等についての情報提供を行うよう依頼するものとする。また、文部科学省に協力を求め、学校で外国へ修学旅行する際に、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

6 厚生労働省は、定期の予防接種を積極的に勧奨するとともに、予防接種の際の医療事故や避け得る副反応を徹底して避けるため、地方公共団体や医療機関等の各関係団体に対し、安全対策を十分行うよう協力を依頼するものとする。

第四 医療の提供

一 基本的な考え方

麻しんのような感染力が極めて強く、重症化のおそれのある感染

症については、早期発見及び早期治療が、特に重要である。このため、国は、麻しんの患者を適切に診断できるよう、医師に必要な情報提供を行うとともに、国民にも当該疾病に感染した際の初期症状や早期にとるべき対応等について周知していくことが望ましい。

二 医療関係者に対する普及啓発

国は、麻しんの患者を医師が適切に診断できるよう、医師に対し、麻しんの流行状況等について積極的に情報提供するものとし、特に、流行が懸念される地域においては、日本医師会等の関係団体と連携し、医療関係者に対して注意喚起を行う必要がある。さらに、麻しんの患者数が減少し、自然感染による免疫増強効果が得づらくなってきたことに伴って、麻しんが小児特有の疾患でなくなったことにかんがみ、小児科医のみではなく、すべての医師が麻しん患者を診断できるよう、積極的に普及啓発を行うことが重要である。

第五 研究開発の推進

一 基本的考え方

麻しんの特性に応じた発生の予防及びまん延の防止のための対策を実施し、良質かつ適切な医療を提供するためには、麻しんに対する最新の知見を集積し、ワクチン、治療薬等の研究開発を促進していくことが重要である。また、麻しんの定期の予防接種を円滑に実施するため、定期の予防接種歴の確認を容易にするシステムの整備を推進していく必要がある。

二 臨床における研究開発の推進

症については、早期発見及び早期治療が、特に重要である。このため、国は、麻しんの患者を適切に診断できるよう、医師に必要な情報提供を行うとともに、国民にも当該疾病に感染した際の初期症状や早期にとるべき対応等について周知していくことが望ましい。

二 医療関係者に対する普及啓発

国は、麻しんの患者を医師が適切に診断できるよう、医師に対し、麻しんの流行状況等について積極的に情報提供するものとし、特に、流行が懸念される地域においては、日本医師会等の関係団体と連携し、医療関係者に対して注意喚起を行う必要がある。さらに、麻しんの患者数が減少し、自然感染による免疫増強効果が得づらくなってきたことに伴って、麻しんが小児特有の疾患でなくなったことにかんがみ、小児科医のみではなく、すべての医師が麻しん患者を診断できるよう、積極的に普及啓発を行うことが重要である。

第五 研究開発の推進

一 基本的考え方

麻しんの特性に応じた発生の予防及びまん延の防止のための対策を実施し、良質かつ適切な医療を提供するためには、麻しんに対する最新の知見を集積し、ワクチン、治療薬等の研究開発を促進していくことが重要である。また、麻しんの定期の予防接種を円滑に実施するため、定期の予防接種歴の確認を容易にするシステムの整備を推進していく必要がある。

二 臨床における研究開発の推進

より免疫獲得の効果が高く、かつ、より副反応の少ないワクチンを開発することは、国民の予防接種に対する信頼を確保するために最も重要なことである。現行の麻しんのワクチンは効果の高いワクチンの一つであるとされているが、国は、今後の使用状況等を考慮し、必要に応じて研究開発を推進していくものとし、その際には、迅速な研究成果の反映のため、当該研究の成果を的確に評価する体制をつくるとともに、国民や医療関係者に対して、情報公開を積極的に行うことが重要である。

三 情報管理における研究開発の推進

国は、予防接種の受け忘れ等により麻しんに対する十分な免疫を保有していない者が増加する事態を避けるため、国民それぞれが自らの定期の予防接種歴を容易に確認することができる環境づくりを推進していく必要がある。

第六 国際的な連携

一 基本的考え方

国は、世界保健機関をはじめ、その他の国際機関との連携を強化し、情報交換等を積極的に行うことにより、世界的な麻しんの発生動向の把握、麻しんの排除の達成国の施策の研究等に努め、我が国

より免疫獲得の効果が高く、かつ、より副反応の少ないワクチンを開発することは、国民の予防接種に対する信頼を確保するために最も重要なことである。現行の麻しんのワクチンは効果の高いワクチンの一つであるとされているが、国は、今後の使用状況等を考慮し、必要に応じて研究開発を推進していくものとし、その際には、迅速な研究成果の反映のため、当該研究の成果を的確に評価する体制をつくるとともに、国民や医療関係者に対して、情報公開を積極的に行うことが重要である。

三 情報管理における研究開発の推進

国は、予防接種の受け忘れ等により麻しんに対する十分な免疫を保有していない者が増加する事態を避けるため、国民それぞれが自らの定期の予防接種歴を容易に確認することができる環境づくりを推進していく必要がある。そのため、本人の求めに応じて定期の予防接種歴に関する情報を提供できるよう、市町村が定期の予防接種歴を電子媒体で管理することが可能であり、かつ、容易に定期の予防接種歴に関する情報を提供できるようなソフトウェアを、国立感染症研究所において開発し、提供し、及びその利用を促すものとする。

第六 国際的な連携

一 基本的考え方

国は、世界保健機関をはじめ、その他の国際機関との連携を強化し、情報交換等を積極的に行うことにより、世界的な麻しんの発生動向の把握、麻しんの排除の達成国の施策の研究等に努め、我が国

の麻しん対策の充実を図っていくことが重要である。

二 国際機関で定める目標の設定

世界保健機関においては、二回の予防接種において、それぞれの接種率が九十五%以上となることの達成を目標に掲げているほか、世界保健機関西太平洋地域事務局においては、平成二十四年（二十二年）には同地域から麻しんの排除を達成することを目標に掲げており、我が国も本指針に基づき、麻しん対策の充実を図ることにより、その目標の達成に向けて取り組むものとする。

三 世界保健機関等への協力

世界保健機関等と協力し、麻しんの高まん延国の麻しん対策を推進することは、国際保健水準の向上に貢献するのみならず、海外で感染し、国内で発症する患者の発生を予防することにも寄与する。そのため、国は世界保健機関等と連携しながら、国際的な麻しん対策の取組に積極的に関与する必要がある。

第七 評価及び推進体制と普及啓発の充実

一 基本的考え方

麻しんの排除を達成するためには、当該施策が有効に機能しているかの確認を行う評価体制の確立が不可欠である。国は、定期の予防接種の実施主体である市町村等と連携し、予防接種の実施状況についての情報収集を行い、その情報を基にして関係機関へ協力を要請し、当該施策の進ちょく状況によっては、本指針に定める施策の見直しも含めた積極的な対応を講じる必要がある。

の麻しん対策の充実を図っていくことが重要である。

二 国際機関で定める目標の設定

世界保健機関においては、二回の予防接種において、それぞれの接種率が九十五%以上となることの達成を目標に掲げているほか、世界保健機関西太平洋地域事務局においては、平成二十四年（二十二年）には同地域から麻しんの排除を達成することを目標に掲げており、我が国も本指針に基づき、麻しん対策の充実を図ることにより、その目標の達成に向けて取り組むものとする。

(新設)

第七 評価及び推進体制の確立

一 基本的考え方

麻しんの排除を達成するためには、当該施策が有効に機能しているかの確認を行う評価体制の確立が不可欠である。国は、定期の予防接種の実施主体である市町村等と連携し、予防接種の実施状況についての情報収集を行い、その情報を基にして関係機関へ協力を要請し、当該施策の進ちょく状況によっては、本指針に定める施策の見直しも含めた積極的な対応を講じる必要がある。

二 麻しん対策推進会議及び排除認定委員会の設置

国は、平成十九年度より、感染症の専門家、医療関係者、保護者、地方公共団体の担当者、ワクチン製造業者及び学校関係者からなる「麻しん対策推進会議」を設置している。麻しん対策推進会議は、毎年度、本指針に定める施策の実施状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて当該施策の見直しについて提言を行うこととする。また、国は麻しんが排除・維持されているかを判定する排除認定委員会も設置することとする。

三 都道府県におけるアドバイザー制度と麻しん対策の会議の設置

1 都道府県は、感染症の専門家、医療関係者、保護者、学校関係者等と協働して、麻しん対策の会議を設置し、関係機関の協力を得ながら、定期的に麻しんの発生動向、定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗よく状況を評価するものとする。また、必要に応じ、医師会等の関係団体と連携して、麻しんの診断等に関する助言を行うアドバイザー制度の設置を検討する。

2 厚生労働省は、麻しん対策の会議が定期の予防接種の実施状況を評価するため、文部科学省に対し、学校が把握する幼児、児童及び生徒の定期の予防接種の接種率に関する情報を麻しん対策の会議に提供するよう協力を依頼するものとする。

四 関係機関との連携

二 麻しん対策委員会の設置

国は、感染症の専門家、医療関係者、保護者、地方公共団体の担当者、ワクチン製造業者及び学校関係者からなる「麻しん対策委員会」を設置し、麻しん対策委員会は、平成二十一年度以降毎年度、本指針に定める施策の実施状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて当該施策の見直しについて提言を行うこととする。

三 都道府県における麻しん対策の会議の設置

1 都道府県は、感染症の専門家、医療関係者、保護者、学校関係者等と協働して、麻しん対策の会議を設置し、関係機関の協力を得ながら、定期的に麻しんの発生動向、定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗よく状況を評価するものとする。

2 厚生労働省は、麻しん対策の会議が定期の予防接種の実施状況を評価するため、文部科学省に対し、学校が把握する幼児、児童及び生徒の定期の予防接種の接種率に関する情報を麻しん対策の会議に提供するよう協力を依頼するものとする。

四 関係機関との連携

- 1 厚生労働省は、迅速に麻しんの定期の予防接種の接種率を把握するため、都道府県知事に対し、情報提供を依頼するものとする。また、学校保健安全法第二十条に基づく学校の臨時休業の情報を随時把握するため、文部科学省に対し、情報提供を依頼するものとする。
- 2 厚生労働省は、予防接種により副反応が生じた際に行われている報告体制を充実させ、重篤な副反応の事例は、速やかに国及び麻しん対策の会議等に報告される仕組みを構築するものとする。

五 普及啓発

麻しん対策に関する普及啓発については、麻しんに関する正しい知識に加え、医療機関受診の際の検査協力の必要性等を周知することが重要である。厚生労働省は、文部科学省や報道機関等の関係機関との連携を強化し、国民に対し、麻しんに関する適切な情報提供を行うよう努めるものとする。

- 1 厚生労働省は、迅速に麻しんの定期の予防接種の接種率を把握するため、都道府県知事に対し、情報提供を依頼するものとする。また、学校保健法第十三条に基づく学校の臨時休業の情報を随時把握するため、文部科学省に対し、情報提供を依頼するものとする。
- 2 厚生労働省は、予防接種により副反応が生じた際に行われている報告体制を充実させ、重篤な副反応の事例は、速やかに国及び麻しん対策の会議等に報告される仕組みを構築するものとする。

(新設)

これまでの麻しん風しんの 予防接種の実施状況について

**厚生労働省健康局結核感染症課
国立感染症研究所感染症情報センター**

総合表 都道府県別麻しんワクチン接種率 2011年度最終評価 接種対象群別結果一覧

2011年4月1日～2012年3月31日

No.	都道府県	95%以上	90～95%未満	80～90%未満	70～80%未満	70%未満
		第1期	第2期	第3期	第4期	
	合計	95.3	92.8	88.1	81.4	
1	北海道	94.2	94.3	84.2	80.4	
2	青森県	96.3	94.6	93.0	88.7	
3	岩手県	95.1	95.9	91.4	91.1	
4	宮城県	96.5	93.7	89.2	82.8	
5	秋田県	95.2	97.4	94.6	90.4	
6	山形県	98.5	95.5	94.3	91.6	
7	福島県	88.7	85.4	85.5	81.6	
8	茨城県	94.7	94.1	97.0	86.4	
9	栃木県	96.7	93.3	95.1	85.3	
10	群馬県	96.6	95.0	94.7	88.0	
11	埼玉県	96.2	92.7	86.9	78.0	
12	千葉県	96.4	92.3	91.7	78.7	
13	東京都	96.0	89.7	84.7	72.0	
14	神奈川県	96.0	91.1	83.4	71.7	
15	新潟県	96.7	96.6	94.5	90.1	
16	富山県	95.9	96.3	96.1	91.8	
17	石川県	97.4	95.2	92.5	89.3	
18	福井県	94.6	95.5	94.0	90.1	
19	山梨県	90.7	92.4	90.5	84.0	
20	長野県	91.2	94.8	92.3	84.9	
21	岐阜県	96.5	93.2	92.0	87.3	
22	静岡県	97.8	91.6	90.0	86.8	
23	愛知県	96.6	93.6	87.1	86.0	
24	三重県	95.5	95.3	89.0	86.4	
25	滋賀県	96.8	92.8	85.5	80.1	
26	京都府	94.6	94.7	93.6	81.7	
27	大阪府	94.9	91.5	87.1	74.4	
28	兵庫県	94.6	93.4	86.7	81.8	
29	奈良県	91.8	92.7	86.8	82.9	
30	和歌山県	95.5	94.5	91.2	87.0	
31	鳥取県	93.6	94.4	90.6	88.6	
32	島根県	95.4	95.8	94.2	93.3	
33	岡山県	94.7	96.0	91.0	87.3	
34	広島県	93.9	91.9	86.7	79.1	
35	山口県	96.3	93.4	90.1	86.5	
36	徳島県	93.3	92.8	90.1	86.8	
37	香川県	92.8	95.5	90.2	85.2	
38	愛媛県	94.2	93.8	88.7	83.2	
39	高知県	94.1	90.6	84.4	78.7	
40	福岡県	96.0	94.7	80.9	78.7	
41	佐賀県	94.2	92.6	89.0	89.6	
42	長崎県	92.3	93.3	89.4	86.9	
43	熊本県	93.3	92.8	90.2	85.6	
44	大分県	95.1	93.6	90.5	86.2	
45	宮崎県	93.7	92.5	87.6	82.6	
46	鹿児島県	93.4	89.8	82.8	83.5	
47	沖縄県	94.2	92.1	82.1	77.9	

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

総合表 都道府県別風しんワクチン接種率 2011年度最終評価 接種対象群別結果一覧

2011年4月1日～2012年3月31日

No.	都道府県	95%以上	90～95%未満	80～90%未満	70～80%未満	70%未満
		第1期	第2期	第3期	第4期	
	合計	95.3	92.8	88.2	81.5	
1	北海道	94.2	94.3	84.2	80.5	
2	青森県	96.3	94.6	93.0	88.7	
3	岩手県	95.1	95.9	91.5	91.1	
4	宮城県	96.5	93.7	89.3	82.9	
5	秋田県	95.2	97.4	94.6	90.7	
6	山形県	98.5	95.6	94.3	91.7	
7	福島県	88.7	85.4	85.5	81.6	
8	茨城県	94.7	94.1	97.1	86.5	
9	栃木県	96.7	93.3	95.1	85.3	
10	群馬県	96.5	95.0	94.6	87.8	
11	埼玉県	96.2	92.8	87.0	78.3	
12	千葉県	96.4	92.3	91.7	78.9	
13	東京都	96.0	89.7	84.8	72.2	
14	神奈川県	96.0	91.0	83.5	71.9	
15	新潟県	96.7	96.6	94.5	90.1	
16	富山県	95.8	96.3	96.1	91.8	
17	石川県	97.4	95.2	92.5	89.3	
18	福井県	94.6	95.5	94.1	90.1	
19	山梨県	90.7	92.4	90.6	84.0	
20	長野県	91.2	94.8	92.4	85.2	
21	岐阜県	96.5	93.2	92.0	87.4	
22	静岡県	97.8	91.6	90.0	86.9	
23	愛知県	96.6	93.6	87.1	86.0	
24	三重県	95.5	95.3	89.0	86.4	
25	滋賀県	96.8	92.8	85.6	80.3	
26	京都府	94.6	94.7	93.6	81.7	
27	大阪府	94.9	91.5	87.1	74.4	
28	兵庫県	94.6	93.4	86.8	81.9	
29	奈良県	91.8	92.7	86.9	83.0	
30	和歌山県	95.5	94.5	91.2	87.1	
31	鳥取県	93.6	94.4	90.7	88.6	
32	島根県	95.4	95.7	94.2	93.3	
33	岡山県	94.8	96.0	91.0	87.3	
34	広島県	93.9	91.9	86.7	79.2	
35	山口県	96.3	93.4	90.2	86.6	
36	徳島県	93.3	92.8	90.1	86.8	
37	香川県	92.8	95.5	90.3	85.3	
38	愛媛県	94.2	93.8	88.7	83.3	
39	高知県	94.1	90.6	84.4	78.8	
40	福岡県	96.0	94.7	80.9	78.7	
41	佐賀県	94.2	92.6	89.0	89.6	
42	長崎県	92.3	93.3	89.4	86.9	
43	熊本県	93.3	92.8	90.2	85.6	
44	大分県	95.2	93.6	90.6	86.3	
45	宮崎県	93.7	92.5	87.6	82.7	
46	鹿児島県	93.4	89.8	82.8	83.5	
47	沖縄県	94.1	92.1	82.1	77.9	

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表1-1 2011年度 第1期 麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果 2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年10月1日現在の第1期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第1期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	都道府県	第1期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤ = (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥ = (②+ ④) / ① × 100
	合計	1,080,996	1,030,193	158	120	95.3	95.3
1	山形県	8,720	8,585	0	0	98.5	98.5
2	静岡県	32,091	31,372	4	4	97.8	97.8
3	石川県	9,707	9,451	1	0	97.4	97.4
4	滋賀県	13,708	13,271	3	1	96.8	96.8
5	栃木県	16,656	16,101	0	1	96.7	96.7
	新潟県	18,321	17,717	2	0	96.7	96.7
7	群馬県	16,355	15,789	5	1	96.6	96.5
	愛知県	70,634	68,249	4	4	96.6	96.6
9	宮城県	19,254	18,571	0	0	96.5	96.5
	岐阜県	17,416	16,808	2	0	96.5	96.5
11	千葉県	52,686	50,809	5	2	96.4	96.4
12	青森県	9,746	9,383	0	0	96.3	96.3
	山口県	11,545	11,118	1	3	96.3	96.3
14	埼玉県	61,383	59,018	10	10	96.2	96.2
	東京都	107,559	103,202	51	23	96.0	96.0
15	神奈川県	79,076	75,888	15	13	96.0	96.0
	福岡県	46,512	44,631	4	2	96.0	96.0
18	富山県	8,195	7,854	2	0	95.9	95.8
19	三重県	15,835	15,123	0	1	95.5	95.5
	和歌山県	7,731	7,381	1	0	95.5	95.5
21	島根県	5,857	5,587	1	0	95.4	95.4
22	秋田県	6,877	6,549	0	0	95.2	95.2
23	岩手県	9,909	9,422	0	0	95.1	95.1
	大分県	10,007	9,521	0	1	95.1	95.2
25	大阪府	74,540	70,714	16	14	94.9	94.9
26	茨城県	24,548	23,237	5	5	94.7	94.7
	岡山県	16,866	15,974	2	16	94.7	94.8
28	福井県	6,973	6,598	0	0	94.6	94.6
	京都府	21,155	20,019	1	2	94.6	94.6
	兵庫県	48,342	45,716	2	2	94.6	94.6
31	北海道	40,278	37,959	2	3	94.2	94.2
	愛媛県	11,593	10,924	0	1	94.2	94.2
	佐賀県	7,697	7,247	0	0	94.2	94.2
	沖縄県	17,228	16,216	5	0	94.2	94.1
35	高知県	5,481	5,160	0	0	94.1	94.1
36	広島県	25,612	24,054	4	2	93.9	93.9
37	宮崎県	10,303	9,658	0	0	93.7	93.7
38	鳥取県	4,794	4,485	2	1	93.6	93.6
39	鹿児島県	15,110	14,108	1	3	93.4	93.4
40	徳島県	5,840	5,446	0	0	93.3	93.3
	熊本県	16,181	15,095	1	0	93.3	93.3
42	香川県	8,548	7,931	1	0	92.8	92.8
43	長崎県	12,159	11,226	2	1	92.3	92.3
44	奈良県	11,216	10,296	1	0	91.8	91.8
45	長野県	17,831	16,252	1	2	91.2	91.2
46	山梨県	7,190	6,520	0	1	90.7	90.7
47	福島県	15,731	13,958	1	1	88.7	88.7

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表1-2 2011年度 第2期 麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果 2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第2期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第2期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	都道府県	第2期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤ = (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥ = (②+ ④) / ① × 100
	合計	1,076,327	998,884	140	141	92.8	92.8
1	秋田県	7,617	7,418	0	0	97.4	97.4
2	新潟県	18,612	17,979	2	1	96.6	96.6
3	富山県	9,101	8,763	0	2	96.3	96.3
4	岡山県	16,821	16,140	3	9	96.0	96.0
5	岩手県	10,267	9,847	1	0	95.9	95.9
6	島根県	5,693	5,451	1	0	95.8	95.7
7	山形県	9,254	8,842	0	1	95.5	95.6
	福井県	7,165	6,839	0	0	95.5	95.5
	香川県	8,567	8,185	0	0	95.5	95.5
10	三重県	15,928	15,172	2	1	95.3	95.3
11	石川県	10,011	9,529	0	2	95.2	95.2
12	群馬県	17,538	16,652	3	2	95.0	95.0
13	長野県	18,833	17,847	3	5	94.8	94.8
14	京都府	21,612	20,457	3	0	94.7	94.7
	福岡県	43,576	41,244	3	2	94.7	94.7
16	青森県	10,422	9,862	0	0	94.6	94.6
17	和歌山県	7,903	7,471	0	0	94.5	94.5
18	鳥取県	5,055	4,771	0	1	94.4	94.4
19	北海道	41,089	38,748	4	1	94.3	94.3
20	茨城県	25,271	23,775	4	8	94.1	94.1
21	愛媛県	11,460	10,751	0	1	93.8	93.8
22	宮城県	19,147	17,938	0	0	93.7	93.7
23	愛知県	68,612	64,187	2	2	93.6	93.6
	大分県	9,884	9,255	0	0	93.6	93.6
25	兵庫県	48,188	45,000	3	2	93.4	93.4
	山口県	11,638	10,869	1	2	93.4	93.4
27	栃木県	17,681	16,500	1	1	93.3	93.3
	長崎県	12,077	11,264	1	0	93.3	93.3
29	岐阜県	18,410	17,156	0	3	93.2	93.2
30	滋賀県	13,600	12,618	1	0	92.8	92.8
	徳島県	5,995	5,565	0	0	92.8	92.8
	熊本県	15,948	14,798	2	0	92.8	92.8
33	埼玉県	62,126	57,614	6	8	92.7	92.8
	奈良県	11,701	10,847	0	1	92.7	92.7
35	佐賀県	7,704	7,133	0	0	92.6	92.6
36	宮崎県	9,966	9,220	0	0	92.5	92.5
37	山梨県	7,354	6,795	1	1	92.4	92.4
38	千葉県	53,211	49,108	4	16	92.3	92.3
39	沖縄県	16,085	14,816	1	2	92.1	92.1
40	広島県	24,947	22,926	2	5	91.9	91.9
41	静岡県	32,975	30,213	1	3	91.6	91.6
42	大阪府	73,978	67,659	21	7	91.5	91.5
43	神奈川県	77,642	70,672	26	19	91.1	91.0
44	高知県	5,824	5,273	3	2	90.6	90.6
45	鹿児島県	14,935	13,404	3	1	89.8	89.8
46	東京都	97,409	87,363	32	30	89.7	89.7
47	福島県	17,495	14,948	0	0	85.4	85.4

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表1-3 2011年度 第3期 麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果 2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第3期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

		2011年度 第3期 2011年4月1日～2012年3月31日					
		95%以上	90～95%未満	80～90%未満	70～80%未満	70%未満	
順位	都道府県	第3期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤ = (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥ = (②+ ④) / ① × 100
	合計	1,207,874	1,064,415	312	838	88.1	88.2
1	茨城県	28,724	27,872	3	27	97.0	97.1
2	富山県	10,209	9,808	2	4	96.1	96.1
3	栃木県	18,939	18,001	1	2	95.1	95.1
4	群馬県	19,936	18,863	13	3	94.7	94.6
5	秋田県	9,436	8,924	0	6	94.6	94.6
6	新潟県	22,405	21,176	1	3	94.5	94.5
7	山形県	10,870	10,253	0	1	94.3	94.3
8	島根県	6,560	6,180	0	0	94.2	94.2
9	福井県	8,255	7,763	0	1	94.0	94.1
10	京都府	24,116	22,568	5	5	93.6	93.6
11	青森県	13,481	12,542	0	0	93.0	93.0
12	石川県	11,503	10,639	2	3	92.5	92.5
13	長野県	21,502	19,855	2	12	92.3	92.4
14	岐阜県	21,215	19,519	0	6	92.0	92.0
15	千葉県	57,186	52,400	12	65	91.7	91.7
16	岩手県	12,685	11,589	0	14	91.4	91.5
17	和歌山県	9,915	9,040	0	5	91.2	91.2
18	岡山県	19,123	17,385	10	12	91.0	91.0
19	鳥取県	5,510	4,994	0	2	90.6	90.7
20	山梨県	8,469	7,664	4	5	90.5	90.6
	大分県	11,036	9,988	3	8	90.5	90.6
22	香川県	9,730	8,778	1	6	90.2	90.3
	熊本県	17,803	16,058	3	6	90.2	90.2
24	山口県	13,312	11,998	1	3	90.1	90.2
	徳島県	7,260	6,537	1	1	90.1	90.1
26	静岡県	36,517	32,864	3	10	90.0	90.0
27	長崎県	14,387	12,866	3	3	89.4	89.4
28	宮城県	21,951	19,587	1	8	89.2	89.3
29	三重県	18,364	16,336	1	4	89.0	89.0
	佐賀県	8,960	7,976	2	1	89.0	89.0
31	愛媛県	13,648	12,103	2	6	88.7	88.7
32	宮崎県	11,332	9,922	1	4	87.6	87.6
33	愛知県	75,160	65,426	3	26	87.1	87.1
	大阪府	86,595	75,324	92	133	87.1	87.1
35	埼玉県	68,159	59,205	22	69	86.9	87.0
36	奈良県	13,788	11,974	0	8	86.8	86.9
37	兵庫県	55,468	48,094	7	34	86.7	86.8
	広島県	27,680	23,995	9	13	86.7	86.7
39	福島県	20,477	17,512	0	3	85.5	85.5
	滋賀県	14,944	12,780	0	12	85.5	85.6
41	東京都	102,542	86,817	25	108	84.7	84.8
42	高知県	6,712	5,665	0	2	84.4	84.4
43	北海道	47,422	39,917	11	13	84.2	84.2
44	神奈川県	82,908	69,070	53	145	83.4	83.5
45	鹿児島県	16,505	13,671	1	3	82.8	82.8
46	沖縄県	17,220	14,129	3	16	82.1	82.1
47	福岡県	47,955	38,788	9	17	80.9	80.9

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表1-4 2011年度 第4期 麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果 2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく
 接種対象者数①は2011年4月1日現在の第4期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数
 MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第4期
 2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	都道府県	第4期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤ = (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥ = (②+ ④) / ① × 100
	合計	1,201,664	977,482	958	2,089	81.4	81.5
1	島根県	7,201	6,716	1	2	93.3	93.3
2	富山県	9,955	9,133	2	10	91.8	91.8
3	山形県	11,876	10,882	1	6	91.6	91.7
4	岩手県	13,689	12,464	0	5	91.1	91.1
5	秋田県	10,423	9,423	0	30	90.4	90.7
6	新潟県	23,976	21,603	1	10	90.1	90.1
	福井県	8,363	7,533	1	3	90.1	90.1
8	佐賀県	9,314	8,345	2	1	89.6	89.6
9	石川県	11,247	10,041	8	8	89.3	89.3
10	青森県	14,617	12,965	0	1	88.7	88.7
11	鳥取県	5,953	5,275	1	2	88.6	88.6
12	群馬県	19,994	17,545	42	17	88.0	87.8
13	岐阜県	21,198	18,507	4	17	87.3	87.4
	岡山県	18,572	16,169	48	48	87.3	87.3
15	和歌山県	10,078	8,767	1	8	87.0	87.1
16	長崎県	15,425	13,404	5	1	86.9	86.9
17	静岡県	35,406	30,728	9	29	86.8	86.9
	徳島県	7,368	6,398	0	0	86.8	86.8
19	山口県	13,749	11,890	1	15	86.5	86.6
20	茨城県	29,510	25,473	17	47	86.4	86.5
	三重県	18,479	15,958	1	4	86.4	86.4
22	大分県	11,445	9,848	19	28	86.2	86.3
23	愛知県	70,252	60,396	24	32	86.0	86.0
24	熊本県	18,800	16,086	4	16	85.6	85.6
25	栃木県	19,435	16,578	1	7	85.3	85.3
26	香川県	9,121	7,766	8	12	85.2	85.3
27	長野県	21,254	18,046	8	62	84.9	85.2
28	山梨県	9,426	7,907	9	13	84.0	84.0
29	鹿児島県	18,221	15,205	4	13	83.5	83.5
30	愛媛県	14,211	11,795	26	49	83.2	83.3
31	奈良県	14,435	11,963	9	19	82.9	83.0
32	宮城県	22,090	18,287	8	21	82.8	82.9
33	宮崎県	11,977	9,887	5	12	82.6	82.7
34	兵庫県	53,249	43,535	44	73	81.8	81.9
35	京都府	22,899	18,680	30	36	81.7	81.7
36	福島県	21,899	17,863	3	14	81.6	81.6
37	北海道	50,152	40,266	62	82	80.4	80.5
38	滋賀県	14,184	11,353	14	43	80.1	80.3
39	広島県	27,525	21,734	31	77	79.1	79.2
40	千葉県	55,612	43,718	34	159	78.7	78.9
	高知県	7,336	5,769	4	13	78.7	78.8
	福岡県	48,114	37,814	37	37	78.7	78.7
43	埼玉県	68,760	53,561	55	289	78.0	78.3
44	沖縄県	17,655	13,748	0	5	77.9	77.9
45	大阪府	79,716	59,091	181	205	74.4	74.4
46	東京都	98,137	70,612	58	210	72.0	72.2
47	神奈川県	79,366	56,755	135	298	71.7	71.9

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表2 2011年度最終評価 都道府県別麻疹ワクチン接種率 伸び率の比較

伸び率が高い5都道府県

2011年3月末と2012年3月末の比較

No.	都道府県	伸び率(ポイント)			
		第1期	第2期	第3期	第4期
	合計	-0.4	0.6	0.8	2.5
1	北海道	-3.7	2.4	1.7	1.8
2	青森県	1.0	1.0	0.7	2.4
3	岩手県	0.3	1.8	2.4	2.5
4	宮城県	4.0	2.2	2.3	4.1
5	秋田県	-2.3	1.4	0.2	0.4
6	山形県	2.0	1.4	0.5	-0.2
7	福島県	-3.0	-4.9	1.6	3.0
8	茨城県	-1.1	0.3	0.5	2.7
9	栃木県	-0.0	0.4	0.4	1.2
10	群馬県	3.2	1.3	2.0	5.1
11	埼玉県	0.4	-0.7	0.4	3.0
12	千葉県	0.3	0.3	0.5	3.9
13	東京都	1.5	-0.4	0.8	5.0
14	神奈川県	1.2	2.7	2.9	9.1
15	新潟県	-0.6	-0.3	-0.6	-0.5
16	富山県	-1.1	0.7	-0.1	1.4
17	石川県	0.2	1.8	-0.4	1.9
18	福井県	-3.2	-0.1	-1.2	0.1
19	山梨県	-6.0	0.2	4.6	4.0
20	長野県	-4.0	0.5	-1.0	-0.7
21	岐阜県	-0.5	1.2	0.5	1.8
22	静岡県	0.8	-0.6	1.3	1.5
23	愛知県	-1.2	-0.2	-0.7	1.5
24	三重県	-0.2	1.6	0.9	0.2
25	滋賀県	-1.7	1.3	0.9	1.8
26	京都府	-1.3	-0.6	-0.5	2.6
27	大阪府	-0.3	0.6	3.6	2.6
28	兵庫県	-2.2	1.7	-0.5	0.8
29	奈良県	-0.7	1.5	2.4	2.4
30	和歌山県	0.3	0.2	-1.1	1.4
31	鳥取県	-2.8	2.0	-0.4	0.9
32	島根県	0.3	0.2	1.3	3.0
33	岡山県	-1.3	2.3	1.1	3.5
34	広島県	-2.4	-0.1	1.7	0.4
35	山口県	-0.4	2.3	1.1	1.5
36	徳島県	-6.3	-0.6	0.4	2.6
37	香川県	-3.5	0.5	0.7	0.7
38	愛媛県	-2.3	-1.3	-0.2	-0.9
39	高知県	-0.0	0.1	-0.7	-1.2
40	福岡県	0.6	2.0	0.5	0.8
41	佐賀県	-3.1	-0.3	-2.3	-0.4
42	長崎県	-1.6	0.9	0.6	1.3
43	熊本県	-1.3	-1.0	-1.7	0.5
44	大分県	2.1	1.5	0.8	2.5
45	宮崎県	-2.3	1.1	-2.1	-1.9
46	鹿児島県	-0.4	-0.6	2.9	4.1
47	沖縄県	2.0	1.7	0.8	2.3

参考: 2012年3月末

No.	都道府県	第1期	第2期	第3期	第4期
	合計	95.3	92.8	88.1	81.4
1	北海道	94.2	94.3	84.2	80.4
2	青森県	96.3	94.6	93.0	88.7
3	岩手県	95.1	95.9	91.4	91.1
4	宮城県	96.5	93.7	89.2	82.8
5	秋田県	95.2	97.4	94.6	90.4
6	山形県	98.5	95.5	94.3	91.6
7	福島県	88.7	85.4	85.5	81.6
8	茨城県	94.7	94.1	97.0	86.4
9	栃木県	96.7	93.3	95.1	85.3
10	群馬県	96.6	95.0	94.7	88.0
11	埼玉県	96.2	92.7	86.9	78.0
12	千葉県	96.4	92.3	91.7	78.7
13	東京都	96.0	89.7	84.7	72.0
14	神奈川県	96.0	91.1	83.4	71.7
15	新潟県	96.7	96.6	94.5	90.1
16	富山県	95.9	96.3	96.1	91.8
17	石川県	97.4	95.2	92.5	89.3
18	福井県	94.6	95.5	94.0	90.1
19	山梨県	90.7	92.4	90.5	84.0
20	長野県	91.2	94.8	92.3	84.9
21	岐阜県	96.5	93.2	92.0	87.3
22	静岡県	97.8	91.6	90.0	86.8
23	愛知県	96.6	93.6	87.1	86.0
24	三重県	95.5	95.3	89.0	86.4
25	滋賀県	96.8	92.8	85.5	80.1
26	京都府	94.6	94.7	93.6	81.7
27	大阪府	94.9	91.5	87.1	74.4
28	兵庫県	94.6	93.4	86.7	81.8
29	奈良県	91.8	92.7	86.8	82.9
30	和歌山県	95.5	94.5	91.2	87.0
31	鳥取県	93.6	94.4	90.6	88.6
32	島根県	95.4	95.8	94.2	93.3
33	岡山県	94.7	96.0	91.0	87.3
34	広島県	93.9	91.9	86.7	79.1
35	山口県	96.3	93.4	90.1	86.5
36	徳島県	93.3	92.8	90.1	86.8
37	香川県	92.8	95.5	90.2	85.2
38	愛媛県	94.2	93.8	88.7	83.2
39	高知県	94.1	90.6	84.4	78.7
40	福岡県	96.0	94.7	80.9	78.7
41	佐賀県	94.2	92.6	89.0	89.6
42	長崎県	92.3	93.3	89.4	86.9
43	熊本県	93.3	92.8	90.2	85.6
44	大分県	95.1	93.6	90.5	86.2
45	宮崎県	93.7	92.5	87.6	82.6
46	鹿児島県	93.4	89.8	82.8	83.5
47	沖縄県	94.2	92.1	82.1	77.9

参考: 2011年3月末

No.	都道府県	第1期	第2期	第3期	第4期
	合計	95.7	92.2	87.3	78.9
1	北海道	97.9	91.9	82.5	78.6
2	青森県	95.3	93.6	92.3	86.3
3	岩手県	94.8	94.1	89.0	88.6
4	宮城県	92.5	91.5	86.9	78.7
5	秋田県	97.5	96.0	94.4	90.0
6	山形県	96.5	94.1	93.8	91.8
7	福島県	91.7	90.3	83.9	78.6
8	茨城県	95.8	93.8	96.5	83.7
9	栃木県	96.7	92.9	94.7	84.1
10	群馬県	93.4	93.7	92.7	82.9
11	埼玉県	95.8	93.4	86.5	75.0
12	千葉県	96.1	92.0	91.2	74.8
13	東京都	94.5	90.1	83.9	67.0
14	神奈川県	94.8	88.4	80.5	62.6
15	新潟県	97.3	96.9	95.1	90.6
16	富山県	97.0	95.6	96.2	90.4
17	石川県	97.2	93.4	92.9	87.4
18	福井県	97.8	95.6	95.2	90.0
19	山梨県	96.7	92.2	85.9	80.0
20	長野県	95.2	94.3	93.3	85.6
21	岐阜県	97.0	92.0	91.5	85.5
22	静岡県	97.0	92.2	88.7	85.3
23	愛知県	97.8	93.8	87.8	84.5
24	三重県	95.7	93.7	88.1	86.2
25	滋賀県	98.5	91.5	84.6	78.3
26	京都府	95.9	95.3	94.1	79.1
27	大阪府	95.2	90.9	83.5	71.8
28	兵庫県	96.8	91.7	87.2	81.0
29	奈良県	92.5	91.2	84.4	80.5
30	和歌山県	95.2	94.3	92.3	85.6
31	鳥取県	96.4	92.4	91.0	87.7
32	島根県	95.1	95.6	92.9	90.3
33	岡山県	96.0	93.7	89.9	83.8
34	広島県	96.3	92.0	85.0	78.7
35	山口県	96.7	91.1	89.0	85.0
36	徳島県	99.6	93.4	89.7	84.2
37	香川県	96.3	95.0	89.5	84.5
38	愛媛県	96.5	95.1	88.9	84.1
39	高知県	94.1	90.5	85.1	79.9
40	福岡県	95.4	92.7	80.4	77.9
41	佐賀県	97.3	92.9	91.3	90.0
42	長崎県	93.9	92.4	88.8	85.6
43	熊本県	94.6	93.8	91.9	85.1
44	大分県	93.0	92.1	89.7	83.7
45	宮崎県	96.0	91.4	89.7	84.5
46	鹿児島県	93.8	90.4	79.9	79.4
47	沖縄県	92.2	90.4	81.3	75.6

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表3-1 2011年度 第1期 政令指定都市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年10月1日現在の第1期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第1期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	政令指定都市	第1期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤ = (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥ = (②+ ④) / ① × 100
	合計	229,202	221,910	26	41	96.8	96.8
1	静岡市	5,612	5,703	1	1	101.6	101.6
2	福岡市	13,817	13,711	2	1	99.2	99.2
3	相模原市	6,046	5,977	0	0	98.9	98.9
4	名古屋市	19,863	19,540	1	1	98.4	98.4
5	さいたま市	11,288	11,094	1	1	98.3	98.3
6	札幌市	14,641	14,359	0	3	98.1	98.1
7	大阪市	21,186	20,744	5	3	97.9	97.9
8	浜松市	7,276	7,117	0	2	97.8	97.8
9	仙台市	9,326	9,097	0	0	97.5	97.5
10	北九州市	8,305	8,073	0	0	97.2	97.2
11	千葉市	8,282	8,039	0	1	97.1	97.1
	川崎市	14,102	13,687	0	1	97.1	97.1
13	新潟市	6,629	6,422	0	0	96.9	96.9
14	京都市	11,110	10,735	0	2	96.6	96.6
15	広島市	11,431	10,992	2	0	96.2	96.2
16	横浜市	32,712	31,021	8	8	94.9	94.9
17	岡山市	6,674	6,307	2	13	94.5	94.7
18	堺市	7,923	7,356	3	4	92.9	92.9
19	神戸市	12,979	11,936	1	0	92.0	92.0

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表3-2 2011年度 第2期 政令指定都市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第2期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第2期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	政令指定都市	第2期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤ = (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥ = (②+ ④) / ① × 100
	合計	218,877	203,262	39	31	92.9	92.9
1	福岡市	11,980	11,765	0	0	98.2	98.2
2	新潟市	6,633	6,475	0	0	97.6	97.6
3	岡山市	6,317	6,131	0	1	97.1	97.1
4	相模原市	5,911	5,614	1	0	95.0	95.0
5	京都市	10,895	10,329	3	0	94.8	94.8
	北九州市	8,201	7,776	2	0	94.8	94.8
7	神戸市	12,540	11,877	1	1	94.7	94.7
8	仙台市	8,477	7,937	0	0	93.6	93.6
	浜松市	7,406	6,929	0	2	93.6	93.6
10	堺市	7,757	7,256	0	0	93.5	93.5
11	千葉市	8,478	7,909	2	5	93.3	93.3
12	広島市	10,891	10,153	0	1	93.2	93.2
13	さいたま市	11,074	10,269	0	1	92.7	92.7
14	札幌市	14,148	13,071	1	0	92.4	92.4
15	静岡市	5,609	5,145	0	0	91.7	91.7
16	名古屋市	18,913	17,333	0	0	91.6	91.6
17	横浜市	32,090	29,015	16	17	90.5	90.5
18	川崎市	12,270	11,086	0	1	90.4	90.4
19	大阪市	19,287	17,192	13	2	89.2	89.1

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表3-3 2011年度 第3期 政令指定都市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第3期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第3期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	政令指定都市	第3期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤ = (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥ = (②+ ④) / ① × 100
	合計	238,843	204,215	135	255	85.6	85.6
1	京都市	12,124	11,804	4	3	97.4	97.4
2	新潟市	7,476	7,014	0	0	93.8	93.8
3	岡山市	7,040	6,528	9	6	92.9	92.8
4	浜松市	8,091	7,392	0	0	91.4	91.4
5	仙台市	9,542	8,569	0	3	89.8	89.8
6	静岡市	6,647	5,935	0	3	89.3	89.3
7	千葉市	9,256	8,241	4	6	89.1	89.1
8	大阪市	22,013	19,458	79	49	88.8	88.6
9	堺市	8,386	7,316	1	33	87.3	87.6
10	神戸市	13,847	12,049	3	19	87.0	87.2
11	広島市	11,640	10,098	0	2	86.8	86.8
12	さいたま市	12,103	10,280	2	21	85.0	85.1
13	横浜市	33,956	28,798	22	51	84.9	85.0
	相模原市	6,587	5,588	2	8	84.9	85.0
15	福岡市	12,768	10,362	2	4	81.2	81.2
16	札幌市	16,160	12,947	2	5	80.1	80.1
17	名古屋市	20,028	15,699	1	14	78.4	78.5
18	北九州市	9,064	7,048	4	5	77.8	77.8
19	川崎市	12,115	9,089	0	23	75.0	75.2

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表3-4 2011年度 第4期 政令指定都市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第4期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第4期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	政令指定都市	第4期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤ = (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥ = (②+ ④) / ① × 100
合計		229,422	175,399	367	641	76.6	76.7
1	新潟市	7,896	7,027	0	3	89.0	89.0
	浜松市	7,819	6,956	2	4	89.0	89.0
3	岡山市	6,640	5,736	24	29	86.7	86.8
4	静岡市	5,286	4,479	4	5	84.8	84.8
5	名古屋市	19,353	15,839	11	15	81.9	81.9
6	仙台市	9,290	7,513	3	4	80.9	80.9
7	京都市	11,605	9,220	24	20	79.7	79.6
8	広島市	11,223	8,756	5	18	78.1	78.2
9	神戸市	13,689	10,619	22	21	77.7	77.7
10	福岡市	12,726	9,813	20	12	77.3	77.2
11	札幌市	16,709	12,831	42	32	77.0	77.0
12	堺市	7,581	5,820	8	18	76.9	77.0
13	さいたま市	11,817	9,053	17	134	76.8	77.7
14	北九州市	8,748	6,490	12	16	74.3	74.4
15	横浜市	32,120	23,290	45	144	72.6	73.0
16	千葉市	8,307	6,001	10	25	72.4	72.5
17	相模原市	6,596	4,724	3	9	71.7	71.8
18	大阪市	20,822	13,922	103	86	67.4	67.3
19	川崎市	11,195	7,310	12	46	65.4	65.7

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表4-1 2011年度 第1期 中核市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年10月1日現在の第1期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第1期

2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	中核市	第1期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤= (②+ ③)/①×100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥= (②+ ④)/①×100
	合計	149,587	142,771	12	7	95.5	95.4
1	岐阜市	3,380	3,523	1	0	104.3	104.2
2	船橋市	5,810	5,806	2	0	100.0	99.9
3	和歌山市	3,012	2,991	0	0	99.3	99.3
4	宇都宮市	4,944	4,886	0	0	98.8	98.8
5	柏市	3,692	3,644	0	0	98.7	98.7
6	金沢市	4,039	3,972	0	0	98.3	98.3
	豊田市	4,370	4,294	0	1	98.3	98.3
8	姫路市	4,967	4,872	0	0	98.1	98.1
	下関市	2,086	2,046	0	0	98.1	98.1
10	前橋市	2,732	2,675	0	0	97.9	97.9
11	高崎市	3,292	3,218	0	0	97.8	97.8
12	豊橋市	3,565	3,479	0	0	97.6	97.6
13	岡崎市	3,882	3,775	0	0	97.2	97.2
14	秋田市	2,309	2,243	0	0	97.1	97.1
15	郡山市	2,769	2,677	0	0	96.7	96.7
16	久留米市	2,940	2,839	0	0	96.6	96.6
17	倉敷市	4,628	4,465	0	1	96.5	96.5
18	宮崎市	3,930	3,790	0	0	96.4	96.4
19	川越市	3,031	2,916	0	1	96.2	96.2
20	富山市	3,418	3,282	2	0	96.1	96.0
21	長崎市	3,285	3,149	1	0	95.9	95.9
22	松山市	4,508	4,317	0	0	95.8	95.8
23	福山市	4,501	4,299	0	0	95.5	95.5
24	青森市	2,194	2,082	0	0	94.9	94.9
25	横須賀市	3,067	2,908	0	0	94.8	94.8
26	函館市	1,805	1,708	0	0	94.6	94.6
27	奈良市	2,844	2,689	0	0	94.5	94.5
28	盛岡市	2,553	2,411	0	0	94.4	94.4
	尼崎市	4,025	3,799	1	1	94.4	94.4
30	大分市	4,564	4,305	0	0	94.3	94.3
31	旭川市	2,617	2,465	0	0	94.2	94.2
32	鹿児島市	5,798	5,455	0	2	94.1	94.1
33	西宮市	4,662	4,373	0	0	93.8	93.8
34	高知市	2,879	2,688	0	0	93.4	93.4
35	熊本市	7,154	6,670	1	0	93.2	93.2
36	大津市	3,115	2,888	3	0	92.8	92.7
37	東大阪市	4,011	3,646	0	0	90.9	90.9
38	高松市	4,111	3,724	0	0	90.6	90.6
39	いわき市	2,606	2,358	0	0	90.5	90.5
40	高槻市	3,152	2,828	1	1	89.8	89.8
41	長野市	3,340	2,616	0	0	78.3	78.3

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表4-2 2011年度 第2期 中核市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第2期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第2期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	中核市	第2期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤= (②+ ③)/①×100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥= (②+ ④)/①×100
	合計	148,222	137,588	9	13	92.8	92.8
1	秋田市	2,456	2,430	0	0	98.9	98.9
2	高松市	3,929	3,841	0	0	97.8	97.8
3	旭川市	2,622	2,530	0	0	96.5	96.5
4	富山市	3,582	3,453	0	0	96.4	96.4
	岡崎市	3,681	3,547	1	0	96.4	96.4
6	姫路市	5,019	4,827	0	0	96.2	96.2
7	倉敷市	4,494	4,319	0	1	96.1	96.1
8	川越市	2,850	2,730	0	1	95.8	95.8
	豊橋市	3,492	3,347	0	0	95.8	95.8
10	前橋市	2,926	2,791	0	1	95.4	95.4
11	金沢市	3,880	3,694	0	1	95.2	95.2
12	下関市	2,109	2,004	1	0	95.1	95.0
13	和歌山市	2,939	2,776	0	0	94.5	94.5
14	高崎市	3,457	3,265	0	0	94.4	94.4
15	柏市	3,602	3,398	0	1	94.3	94.4
16	函館市	1,861	1,753	0	0	94.2	94.2
	長野市	3,369	3,173	0	1	94.2	94.2
18	青森市	2,341	2,198	0	0	93.9	93.9
19	高槻市	3,116	2,919	0	0	93.7	93.7
20	豊田市	4,100	3,838	0	0	93.6	93.6
21	久留米市	2,725	2,548	0	0	93.5	93.5
22	岐阜市	3,512	3,265	0	1	93.0	93.0
23	船橋市	5,447	5,060	1	1	92.9	92.9
	宮崎市	3,735	3,470	0	0	92.9	92.9
25	松山市	4,324	4,007	0	0	92.7	92.7
26	長崎市	3,391	3,135	0	0	92.5	92.5
27	盛岡市	2,417	2,229	1	0	92.3	92.2
	大分市	4,405	4,064	0	0	92.3	92.3
29	宇都宮市	4,912	4,527	0	0	92.2	92.2
30	福山市	4,190	3,838	0	2	91.6	91.6
31	熊本市	6,791	6,207	0	0	91.4	91.4
32	西宮市	4,645	4,233	0	0	91.1	91.1
33	大津市	3,123	2,838	0	0	90.9	90.9
34	高知市	2,902	2,634	0	0	90.8	90.8
35	東大阪市	4,107	3,692	0	1	89.9	89.9
36	横須賀市	3,338	2,997	2	1	89.8	89.8
37	奈良市	3,043	2,711	0	0	89.1	89.1
38	尼崎市	3,747	3,263	1	1	87.1	87.1
39	郡山市	3,182	2,759	0	0	86.7	86.7
40	鹿児島市	5,354	4,619	2	0	86.3	86.3
41	いわき市	3,107	2,659	0	0	85.6	85.6

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表4-3 2011年度 第3期 中核市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第3期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第3期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	中核市	第3期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤= (②+ ③)/①×100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥= (②+ ④)/①×100
	合計	165,157	146,504	28	106	88.7	88.8
1	函館市	2,202	2,195	1	1	99.7	99.7
2	前橋市	3,298	3,155	0	1	95.7	95.7
3	高崎市	3,615	3,435	2	0	95.1	95.0
4	秋田市	2,943	2,783	0	5	94.6	94.7
5	富山市	3,903	3,686	1	2	94.5	94.5
6	豊橋市	4,057	3,831	0	0	94.4	94.4
7	岡崎市	3,889	3,667	0	0	94.3	94.3
8	宇都宮市	4,720	4,379	0	0	92.8	92.8
9	横須賀市	3,854	3,564	9	30	92.7	93.3
10	郡山市	3,489	3,232	0	0	92.6	92.6
11	柏市	3,641	3,345	0	2	91.9	91.9
12	熊本市	7,449	6,834	2	4	91.8	91.8
13	金沢市	4,280	3,916	0	0	91.5	91.5
14	青森市	2,861	2,595	0	0	90.7	90.7
15	川越市	3,099	2,797	0	3	90.3	90.4
16	大分市	4,785	4,299	1	2	89.9	89.9
17	宮崎市	4,187	3,762	0	0	89.8	89.8
18	岐阜市	4,061	3,644	0	2	89.7	89.8
	豊田市	4,423	3,967	0	0	89.7	89.7
20	和歌山市	3,583	3,198	0	0	89.3	89.3
	高松市	4,238	3,785	1	2	89.3	89.4
22	姫路市	5,863	5,229	0	0	89.2	89.2
	倉敷市	5,056	4,511	0	0	89.2	89.2
24	福山市	4,603	4,079	4	4	88.7	88.7
25	東大阪市	5,082	4,501	0	1	88.6	88.6
26	旭川市	3,001	2,651	0	0	88.3	88.3
27	奈良市	3,475	3,042	0	0	87.5	87.5
28	長崎市	4,116	3,584	0	2	87.1	87.1
29	いわき市	3,482	3,018	0	0	86.7	86.7
30	船橋市	5,374	4,647	0	6	86.5	86.6
31	下関市	2,425	2,089	1	1	86.2	86.2
32	盛岡市	2,831	2,402	0	1	84.8	84.9
33	久留米市	3,076	2,603	2	0	84.7	84.6
34	西宮市	4,985	4,189	0	3	84.0	84.1
35	松山市	4,961	4,159	1	5	83.9	83.9
36	高槻市	3,484	2,909	1	18	83.5	84.0
37	大津市	3,661	3,049	0	4	83.3	83.4
	高知市	3,103	2,584	0	0	83.3	83.3
39	鹿児島市	6,046	4,894	0	0	80.9	80.9
40	長野市	3,846	3,057	0	4	79.5	79.6
41	尼崎市	4,110	3,238	2	3	78.8	78.9

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表4-4 2011年度 第4期 中核市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第4期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第4期

2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	中核市	第4期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤= (②+ ③)/①×100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥= (②+ ④)/①×100
	合計	163,228	133,253	116	249	81.7	81.8
1	高崎市	3,546	3,205	2	4	90.4	90.5
2	函館市	2,670	2,396	0	4	89.7	89.9
3	富山市	3,810	3,403	1	5	89.3	89.4
4	豊橋市	3,823	3,390	0	0	88.7	88.7
5	前橋市	3,265	2,871	4	5	88.1	88.1
6	秋田市	3,082	2,709	0	20	87.9	88.5
	宇都宮市	4,542	3,992	0	2	87.9	87.9
8	金沢市	4,164	3,646	3	4	87.6	87.7
9	岡崎市	3,831	3,341	2	0	87.3	87.2
10	青森市	3,028	2,628	0	0	86.8	86.8
11	盛岡市	2,971	2,554	0	0	86.0	86.0
12	姫路市	5,503	4,702	0	3	85.4	85.5
	倉敷市	4,459	3,805	1	4	85.4	85.4
14	旭川市	3,181	2,712	0	0	85.3	85.3
15	鹿児島市	6,668	5,634	2	7	84.5	84.6
16	宮崎市	4,233	3,544	0	0	83.7	83.7
17	熊本市	7,562	6,314	3	10	83.5	83.6
18	高松市	3,784	3,146	4	2	83.2	83.2
19	和歌山市	3,518	2,925	0	0	83.1	83.1
20	豊田市	4,302	3,556	1	1	82.7	82.7
	大分市	4,728	3,899	9	22	82.7	82.9
22	西宮市	4,206	3,445	7	8	82.1	82.1
	下関市	2,610	2,143	0	6	82.1	82.3
24	長野市	3,723	3,049	0	3	81.9	82.0
	久留米市	3,119	2,556	0	0	81.9	81.9
26	岐阜市	3,913	3,179	1	2	81.3	81.3
27	長崎市	4,468	3,606	2	0	80.8	80.7
28	奈良市	3,562	2,874	0	3	80.7	80.8
29	郡山市	3,500	2,815	0	0	80.4	80.4
30	柏市	3,532	2,808	1	3	79.5	79.6
31	いわき市	3,782	3,002	0	0	79.4	79.4
32	福山市	4,495	3,474	18	9	77.7	77.5
33	川越市	3,217	2,486	3	17	77.4	77.8
34	高槻市	2,970	2,284	10	15	77.2	77.4
35	高知市	3,225	2,450	0	3	76.0	76.1
36	船橋市	4,891	3,642	1	15	74.5	74.8
37	大津市	3,400	2,508	5	0	73.9	73.8
38	松山市	5,160	3,749	20	36	73.0	73.4
39	尼崎市	4,001	2,803	10	2	70.3	70.1
40	東大阪市	4,793	3,302	0	2	68.9	68.9
41	横須賀市	3,991	2,706	6	32	68.0	68.6

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表5-1 2011年度 第1期 特例市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年10月1日現在の第1期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第1期

2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	特例市	第1期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤= (②+ ③)/①×100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥= (②+ ④)/①×100
	合計	94,793	91,055	20	14	96.1	96.1
1	山形市	2,034	2,066	0	0	101.6	101.6
2	越谷市	2,786	2,818	0	1	101.1	101.2
3	厚木市	1,873	1,890	0	0	100.9	100.9
4	茅ヶ崎市	2,017	2,017	2	1	100.1	100.0
5	沼津市	1,510	1,490	0	0	98.7	98.7
	一宮市	3,445	3,400	1	0	98.7	98.7
	明石市	2,567	2,533	0	0	98.7	98.7
8	四日市市	2,828	2,776	0	0	98.2	98.2
9	草加市	2,097	2,057	0	0	98.1	98.1
10	長岡市	2,223	2,179	0	0	98.0	98.0
11	伊勢崎市	1,969	1,927	0	0	97.9	97.9
12	つくば市	2,303	2,245	1	2	97.5	97.6
	所沢市	2,816	2,743	3	0	97.5	97.4
	春日井市	3,189	3,109	0	1	97.5	97.5
15	吹田市	3,219	3,135	0	0	97.4	97.4
16	平塚市	2,093	2,030	0	2	97.0	97.1
	上越市	1,688	1,637	1	0	97.0	97.0
18	水戸市	2,426	2,352	0	0	96.9	96.9
	熊谷市	1,551	1,503	0	0	96.9	96.9
20	富士市	2,179	2,102	1	0	96.5	96.5
21	八戸市	1,843	1,777	0	0	96.4	96.4
22	松本市	2,221	2,138	0	0	96.3	96.3
23	茨木市	2,765	2,661	0	0	96.2	96.2
24	大和市	2,139	2,054	0	0	96.0	96.0
25	鳥取市	1,671	1,602	1	1	95.9	95.9
26	太田市	2,110	2,012	4	1	95.5	95.4
	加古川市	2,508	2,394	0	0	95.5	95.5
28	川口市	5,360	5,113	2	1	95.4	95.4
	小田原市	1,541	1,468	2	1	95.4	95.3
30	豊中市	3,614	3,438	2	3	95.2	95.2
31	岸和田市	1,733	1,646	0	0	95.0	95.0
32	福井市	2,449	2,309	0	0	94.3	94.3
33	八尾市	2,247	2,092	0	0	93.1	93.1
34	枚方市	3,605	3,349	0	0	92.9	92.9
35	春日部市	1,923	1,784	0	0	92.8	92.8
	寝屋川市	2,001	1,856	0	0	92.8	92.8
	宝塚市	2,090	1,940	0	0	92.8	92.8
38	呉市	1,854	1,695	0	0	91.4	91.4
39	佐世保市	2,462	2,202	0	0	89.4	89.4
40	甲府市	1,844	1,516	0	0	82.2	82.2

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表5-2 2011年度 第2期 特例市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第2期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第2期

2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	特例市	第2期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤= (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥= (②+ ④) / ① × 100
	合計	94,877	88,227	10	8	93.0	93.0
1	つくば市	2,121	2,062	1	2	97.3	97.3
2	上越市	1,710	1,656	1	1	96.9	96.9
3	松本市	2,296	2,204	0	1	96.0	96.0
4	四日市市	2,793	2,669	0	0	95.6	95.6
5	枚方市	3,765	3,592	1	0	95.4	95.4
6	一宮市	3,611	3,441	0	0	95.3	95.3
7	水戸市	2,377	2,262	0	0	95.2	95.2
	長岡市	2,265	2,157	0	0	95.2	95.2
9	草加市	2,206	2,095	0	0	95.0	95.0
	吹田市	3,259	3,096	0	0	95.0	95.0
	豊中市	3,259	3,097	0	2	95.0	95.1
12	八戸市	1,894	1,797	0	0	94.9	94.9
13	厚木市	1,977	1,875	0	0	94.8	94.8
14	沼津市	1,638	1,551	0	0	94.7	94.7
15	鳥取市	1,773	1,671	0	0	94.2	94.2
16	太田市	2,213	2,080	2	0	94.1	94.0
17	所沢市	2,842	2,671	0	0	94.0	94.0
	宝塚市	2,040	1,917	0	0	94.0	94.0
19	小田原市	1,521	1,428	0	0	93.9	93.9
20	熊谷市	1,626	1,518	0	0	93.4	93.4
21	川口市	5,052	4,715	1	0	93.3	93.3
22	茅ヶ崎市	2,136	1,986	0	0	93.0	93.0
23	伊勢崎市	2,050	1,905	0	0	92.9	92.9
	福井市	2,412	2,240	0	0	92.9	92.9
25	明石市	2,596	2,398	0	0	92.4	92.4
26	八尾市	2,326	2,138	0	0	91.9	91.9
27	加古川市	2,428	2,230	0	0	91.8	91.8
28	大和市	1,957	1,794	0	0	91.7	91.7
29	山形市	2,197	2,009	0	0	91.4	91.4
30	富士市	2,337	2,125	0	0	90.9	90.9
31	春日井市	3,041	2,760	0	0	90.8	90.8
32	寝屋川市	1,919	1,741	0	0	90.7	90.7
33	呉市	1,835	1,662	1	1	90.6	90.6
34	越谷市	2,845	2,569	0	1	90.3	90.3
35	平塚市	2,210	1,989	1	0	90.0	90.0
36	佐世保市	2,302	2,055	0	0	89.3	89.3
37	茨木市	2,696	2,399	1	0	89.0	89.0
38	春日部市	1,780	1,576	0	0	88.5	88.5
39	甲府市	1,715	1,511	0	0	88.1	88.1
40	岸和田市	1,857	1,586	1	0	85.5	85.4

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表5-3 2011年度 第3期 特例市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第3期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第3期

2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	特例市	第3期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤= (②+ ③)/①×100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥= (②+ ④)/①×100
	合計	106,322	94,085	26	64	88.5	88.6
1	つくば市	2,081	2,158	0	4	103.7	103.9
2	松本市	2,369	2,318	0	2	97.8	97.9
3	山形市	2,351	2,248	0	1	95.6	95.7
4	上越市	2,069	1,973	0	0	95.4	95.4
5	長岡市	2,740	2,608	0	1	95.2	95.2
6	伊勢崎市	2,268	2,140	1	0	94.4	94.4
7	八戸市	2,467	2,321	0	0	94.1	94.1
8	一宮市	4,082	3,815	0	0	93.5	93.5
9	小田原市	1,851	1,722	1	2	93.1	93.1
10	水戸市	2,626	2,435	0	0	92.7	92.7
11	四日市市	3,211	2,948	0	1	91.8	91.8
	鳥取市	1,778	1,633	0	1	91.8	91.9
13	太田市	2,192	2,001	8	2	91.7	91.4
14	福井市	2,696	2,458	0	0	91.2	91.2
15	所沢市	3,092	2,809	0	1	90.8	90.9
16	春日部市	2,255	2,045	0	0	90.7	90.7
	加古川市	2,861	2,596	0	0	90.7	90.7
18	厚木市	2,196	1,977	1	3	90.1	90.2
19	大和市	2,192	1,952	0	0	89.1	89.1
20	沼津市	1,913	1,696	0	0	88.7	88.7
	佐世保市	2,570	2,278	1	0	88.7	88.6
22	熊谷市	1,808	1,584	0	0	87.6	87.6
23	枚方市	4,351	3,790	2	2	87.2	87.2
24	春日井市	3,157	2,740	0	5	86.8	86.9
	吹田市	3,618	3,139	0	1	86.8	86.8
	豊中市	3,783	3,280	3	6	86.8	86.9
27	甲府市	1,724	1,488	2	3	86.4	86.5
28	富士市	2,675	2,285	0	2	85.4	85.5
29	明石市	3,018	2,566	0	2	85.0	85.1
30	八尾市	2,850	2,417	0	0	84.8	84.8
31	草加市	2,455	2,079	0	0	84.7	84.7
	川口市	5,219	4,421	0	3	84.7	84.8
33	岸和田市	2,255	1,891	1	3	83.9	84.0
34	越谷市	3,288	2,750	0	3	83.6	83.7
	宝塚市	2,376	1,987	0	3	83.6	83.8
36	呉市	2,102	1,751	1	2	83.3	83.4
37	寝屋川市	2,347	1,949	0	1	83.0	83.1
38	茨木市	2,771	2,201	2	6	79.5	79.6
39	平塚市	2,451	1,945	0	2	79.4	79.4
40	茅ヶ崎市	2,214	1,691	3	2	76.5	76.5

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表5-4 2011年度 第4期 特例市別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第4期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第4期

2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	特例市	第4期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤=(②+ ③)/①×100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥=(②+ ④)/①×100
	合計	102,731	82,745	109	177	80.7	80.7
1	上越市	2,082	1,951	1	3	93.8	93.9
2	鳥取市	2,040	1,853	0	0	90.8	90.8
3	長岡市	2,783	2,520	0	1	90.5	90.6
4	佐世保市	2,681	2,395	3	1	89.4	89.4
5	春日井市	2,742	2,419	0	5	88.2	88.4
6	山形市	2,383	2,092	0	2	87.8	87.9
7	松本市	2,311	2,014	2	6	87.2	87.4
8	八戸市	2,658	2,303	0	0	86.6	86.6
	福井市	2,585	2,238	0	2	86.6	86.7
10	一宮市	3,801	3,286	0	1	86.5	86.5
11	四日市市	3,220	2,755	0	2	85.6	85.6
12	つくば市	1,940	1,652	4	11	85.4	85.7
13	加古川市	2,663	2,245	0	0	84.3	84.3
14	沼津市	2,027	1,695	1	0	83.7	83.6
15	厚木市	2,137	1,758	2	13	82.4	82.9
	明石市	2,857	2,353	2	3	82.4	82.5
17	伊勢崎市	2,133	1,743	3	4	81.9	81.9
	大和市	1,992	1,632	0	3	81.9	82.1
19	水戸市	2,586	2,113	0	0	81.7	81.7
20	太田市	2,030	1,624	22	1	81.1	80.0
21	吹田市	3,044	2,445	0	2	80.3	80.4
22	熊谷市	2,028	1,626	0	0	80.2	80.2
	富士市	2,762	2,214	0	0	80.2	80.2
25	呉市	2,172	1,739	2	1	80.2	80.1
	豊中市	3,269	2,609	10	7	80.1	80.0
26	宝塚市	2,145	1,694	1	21	79.0	80.0
27	春日部市	2,276	1,771	1	1	77.9	77.9
28	草加市	2,118	1,648	0	1	77.8	77.9
29	八尾市	2,653	2,049	1	5	77.3	77.4
30	所沢市	3,096	2,363	3	4	76.4	76.5
	越谷市	3,085	2,357	0	5	76.4	76.6
32	小田原市	1,800	1,372	0	2	76.2	76.3
	枚方市	3,926	2,965	27	13	76.2	75.9
34	岸和田市	2,122	1,588	6	7	75.1	75.2
35	茨木市	2,415	1,809	3	7	75.0	75.2
36	寝屋川市	2,271	1,697	1	5	74.8	74.9
37	甲府市	2,075	1,502	6	6	72.7	72.7
38	平塚市	2,417	1,695	1	2	70.2	70.2
39	川口市	5,221	3,504	4	23	67.2	67.6
40	茅ヶ崎市	2,185	1,457	3	7	66.8	67.0

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表6-1 2011年度 第1期 特別区別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年10月1日現在の第1期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第1期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	特別区	第1期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤= (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥= (②+ ④) / ① × 100
	合計	72,353	69,422	31	20	96.0	96.0
1	中央区	1,293	1,333	0	0	103.1	103.1
2	練馬区	5,858	5,863	3	1	100.1	100.1
3	杉並区	3,848	3,840	2	0	99.8	99.8
4	中野区	2,021	2,003	1	0	99.2	99.1
5	目黒区	2,134	2,109	0	2	98.8	98.9
	江戸川区	6,202	6,127	0	3	98.8	98.8
7	江東区	4,550	4,466	0	1	98.2	98.2
8	港区	2,188	2,143	1	0	98.0	97.9
9	品川区	3,006	2,942	1	0	97.9	97.9
10	板橋区	4,274	4,136	0	0	96.8	96.8
11	豊島区	1,679	1,618	1	0	96.4	96.4
12	荒川区	1,750	1,683	1	1	96.2	96.2
13	墨田区	1,978	1,898	0	2	96.0	96.1
14	大田区	5,512	5,237	1	1	95.0	95.0
15	文京区	1,639	1,546	0	2	94.3	94.4
16	葛飾区	3,718	3,486	0	0	93.8	93.8
17	世田谷区	7,149	6,669	8	3	93.4	93.3
18	北区	2,421	2,246	4	0	92.9	92.8
19	渋谷区	1,612	1,492	3	0	92.7	92.6
20	台東区	1,165	1,068	2	0	91.8	91.7
21	新宿区	2,182	1,994	1	2	91.4	91.5
22	千代田区	372	334	1	0	90.1	89.8
23	足立区	5,802	5,189	1	2	89.5	89.5

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表6-2 2011年度 第2期 特別区別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第2期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第2期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	特別区	第2期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤= (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥= (②+ ④) / ① × 100
	合計	63,047	55,978	20	27	88.8	88.8
1	千代田区	329	318	0	0	96.7	96.7
2	墨田区	1,677	1,564	0	1	93.3	93.3
3	練馬区	5,510	5,125	1	0	93.0	93.0
4	葛飾区	3,473	3,212	0	0	92.5	92.5
5	中野区	1,611	1,485	0	0	92.2	92.2
6	板橋区	3,800	3,492	1	2	91.9	91.9
7	江戸川区	6,295	5,769	1	5	91.7	91.7
8	北区	2,047	1,873	0	1	91.5	91.5
9	品川区	2,441	2,228	1	1	91.3	91.3
10	中央区	899	817	0	1	90.9	91.0
11	文京区	1,338	1,213	0	0	90.7	90.7
12	大田区	4,961	4,485	2	1	90.4	90.4
13	杉並区	3,224	2,871	1	0	89.1	89.1
14	江東区	3,905	3,477	0	3	89.0	89.1
15	荒川区	1,475	1,308	0	0	88.7	88.7
16	足立区	5,174	4,560	0	0	88.1	88.1
17	目黒区	1,677	1,468	3	0	87.7	87.5
18	世田谷区	6,138	5,192	3	12	84.6	84.8
19	新宿区	1,689	1,369	0	0	81.1	81.1
20	豊島区	1,394	1,108	3	0	79.7	79.5
21	台東区	1,042	825	0	0	79.2	79.2
22	港区	1,716	1,320	2	0	77.0	76.9
23	渋谷区	1,232	899	2	0	73.1	73.0

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表6-3 2011年度 第3期 特別区別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第3期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第3期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	特別区	第3期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤= (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥= (②+ ④) / ① × 100
	合計	64,627	53,316	22	73	82.5	82.6
1	葛飾区	3,674	3,347	0	2	91.1	91.2
2	練馬区	6,308	5,572	3	5	88.4	88.4
3	文京区	1,329	1,164	0	0	87.6	87.6
4	北区	2,078	1,783	0	6	85.8	86.1
5	板橋区	3,937	3,367	2	4	85.6	85.6
6	杉並区	3,399	2,874	0	8	84.6	84.8
7	墨田区	1,750	1,479	0	6	84.5	84.9
8	足立区	5,771	4,866	1	3	84.3	84.4
9	中野区	1,749	1,463	1	1	83.7	83.7
10	江東区	3,438	2,861	1	5	83.2	83.4
11	品川区	2,259	1,869	0	1	82.7	82.8
12	千代田区	393	323	1	2	82.4	82.7
13	豊島区	1,383	1,120	0	2	81.0	81.1
14	台東区	1,059	850	0	1	80.3	80.4
15	江戸川区	6,537	5,234	0	6	80.1	80.2
16	新宿区	1,708	1,361	2	4	79.8	79.9
17	荒川区	1,349	1,069	0	3	79.2	79.5
18	大田区	5,147	4,058	1	0	78.9	78.8
19	渋谷区	1,190	932	0	0	78.3	78.3
20	目黒区	1,775	1,354	6	2	76.6	76.4
	世田谷区	6,301	4,821	4	10	76.6	76.7
22	中央区	709	536	0	0	75.6	75.6
23	港区	1,384	1,013	0	2	73.2	73.3

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表6-4 2011年度 第4期 特別区別麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果

2012年8月29日現在、最終評価

順位は麻しんワクチン接種率⑤に基づく

接種対象者数①は2011年4月1日現在の第4期対象者の数、②、③、④は2011年度における接種者の数

MRワクチン：麻しん風しん混合ワクチン

2011年度 第4期
2011年4月1日～2012年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

順位	特別区	第4期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)：①	MRワクチン 接種者数 (人)：②	麻しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：③	風しん単抗原 ワクチン接種者 数(人)：④	麻しんワクチン 接種率(%) ：⑤= (②+ ③) / ① × 100	風しんワクチン 接種率(%) ：⑥= (②+ ④) / ① × 100
	合計	61,389	42,641	38	125	69.5	69.7
1	世田谷区	5,863	4,611	9	24	78.8	79.1
2	北区	2,122	1,588	2	9	74.9	75.3
3	葛飾区	3,656	2,696	0	2	73.7	73.8
4	練馬区	5,840	4,297	2	9	73.6	73.7
5	板橋区	3,774	2,755	2	3	73.1	73.1
6	文京区	1,251	913	0	4	73.0	73.3
7	千代田区	290	211	0	0	72.8	72.8
8	墨田区	1,611	1,124	0	5	69.8	70.1
9	杉並区	3,357	2,306	5	14	68.8	69.1
10	渋谷区	996	681	0	0	68.4	68.4
11	品川区	2,102	1,431	3	7	68.2	68.4
12	荒川区	1,415	963	1	2	68.1	68.2
13	目黒区	1,653	1,113	2	8	67.5	67.8
	中野区	1,727	1,165	0	6	67.5	67.8
15	港区	1,236	830	1	3	67.2	67.4
16	新宿区	1,757	1,178	1	7	67.1	67.4
17	江東区	3,052	2,023	4	5	66.4	66.4
18	足立区	5,754	3,814	0	4	66.3	66.4
19	江戸川区	6,001	3,966	2	7	66.1	66.2
20	豊島区	1,436	916	0	1	63.8	63.9
21	台東区	1,072	675	0	2	63.0	63.2
22	中央区	529	332	0	0	62.8	62.8
23	大田区	4,895	3,053	4	3	62.5	62.4

厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

表 2011年度 第4期(高校2年生相当年齢の者) 麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果
(2012年8月8日現在、最終評価)

2011年4月1日～2012年3月31日

	16歳人口	MR	麻しん	風しん	麻しん含有ワクチン接種率	風しん含有ワクチン接種率
全国	1,226,037	106,944	222	123	8.7	8.7
北海道	51,924	3,248	10	4	6.3	6.3
青森県	14,859	491	0	0	3.3	3.3
岩手県	13,880	821	0	0	5.9	5.9
宮城県	22,737	850	0	1	3.7	3.7
秋田県	10,652	2,288	1	0	21.5	21.5
山形県	12,044	1,833	2	2	15.2	15.2
福島県	21,958	1,305	0	1	5.9	5.9
茨城県	29,969	3,999	4	7	13.4	13.4
栃木県	19,712	359	0	0	1.8	1.8
群馬県	20,289	4,465	8	3	22.0	22.0
埼玉県	69,901	9,165	18	9	13.1	13.1
千葉県	56,405	5,169	15	5	9.2	9.2
東京都	100,194	6,877	19	11	6.9	6.9
神奈川県	80,699	5,433	49	22	6.8	6.8
新潟県	24,265	2,144	3	0	8.8	8.8
富山県	10,214	1,388	0	1	13.6	13.6
石川県	11,678	947	4	1	8.1	8.1
福井県	8,578	402	0	0	4.7	4.7
山梨県	9,398	170	0	0	1.8	1.8
長野県	21,855	1,617	23	1	7.5	7.4
岐阜県	20,924	504	0	0	2.4	2.4
静岡県	37,180	8463	1	3	22.8	22.8
愛知県	71,798	6,589	4	8	9.2	9.2
三重県	19,175	487	0	0	2.5	2.5
滋賀県	14,531	2,441	7	5	16.8	16.8
京都府	23,960	1,829	3	1	7.6	7.6
大阪府	81,091	10,272	10	11	12.7	12.7
兵庫県	54,156	4,843	13	7	9.0	9.0
奈良県	14,492	1,014	2	1	7.0	7.0
和歌山県	10,171	106	0	0	1.0	1.0
鳥取県	6,127	825	0	0	13.5	13.5
島根県	7,574	432	0	0	5.7	5.7
岡山県	19,200	1,382	2	2	7.2	7.2
広島県	28,035	3,147	11	9	11.3	11.3
山口県	13,907	623	1	0	4.5	4.5
徳島県	7,262	15	0	0	0.2	0.2
香川県	9,470	435	0	0	4.6	4.6
愛媛県	14,268	334	6	0	2.4	2.3
高知県	7,497	147	0	0	2.0	2.0
福岡県	49,277	2,725	2	5	5.5	5.5
佐賀県	9,468	134	0	0	1.4	1.4
長崎県	15,772	2,631	0	0	16.7	16.7
熊本県	18,943	152	1	0	0.8	0.8
大分県	11,995	2,102	3	2	17.5	17.5
宮崎県	12,451	1,404	0	1	11.3	11.3
鹿児島県	18,514	665	0	0	3.6	3.6
沖縄県	17,588	272	0	0	1.5	1.5

平成23年度(2011年度)

第1期 麻しん風しんワクチン接種状況

【平成23年4月1日～平成24年3月31日】

麻しんワクチン接種率: 95.3%

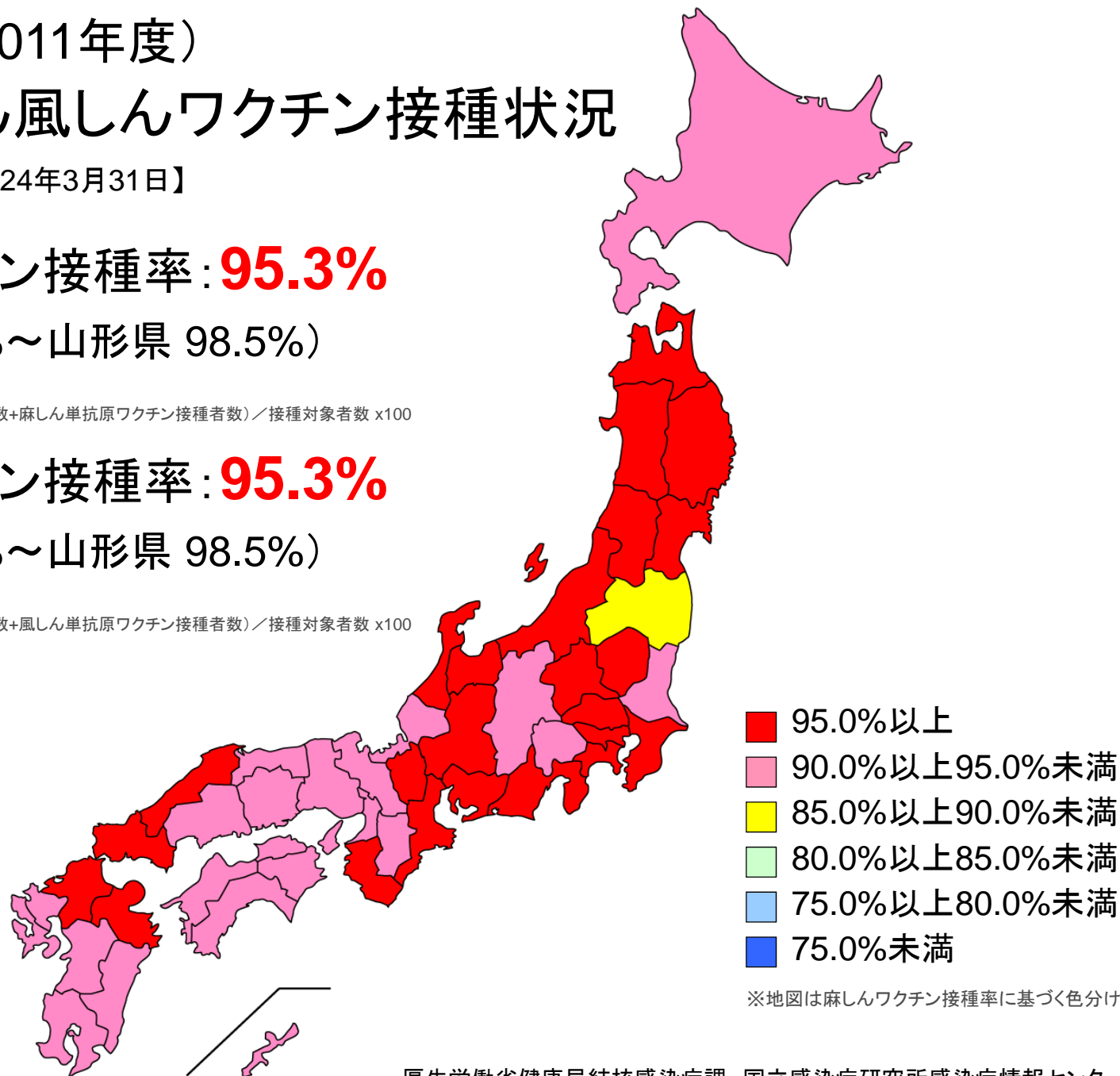
(福島県 88.7%～山形県 98.5%)

※麻しんワクチン接種率(%)
=(麻しん風しん混合ワクチン接種者数+麻しん単抗原ワクチン接種者数)÷接種対象者数 x100

風しんワクチン接種率: 95.3%

(福島県 88.7%～山形県 98.5%)

※風しんワクチン接種率(%)
=(麻しん風しん混合ワクチン接種者数+風しん単抗原ワクチン接種者数)÷接種対象者数 x100



平成23年度(2011年度)

第2期 麻しん風しんワクチン接種状況

【平成23年4月1日～平成24年3月31日】

麻しんワクチン接種率: **92.8%**

(福島県 85.4%～秋田県 97.4%)

※麻しんワクチン接種率(%)

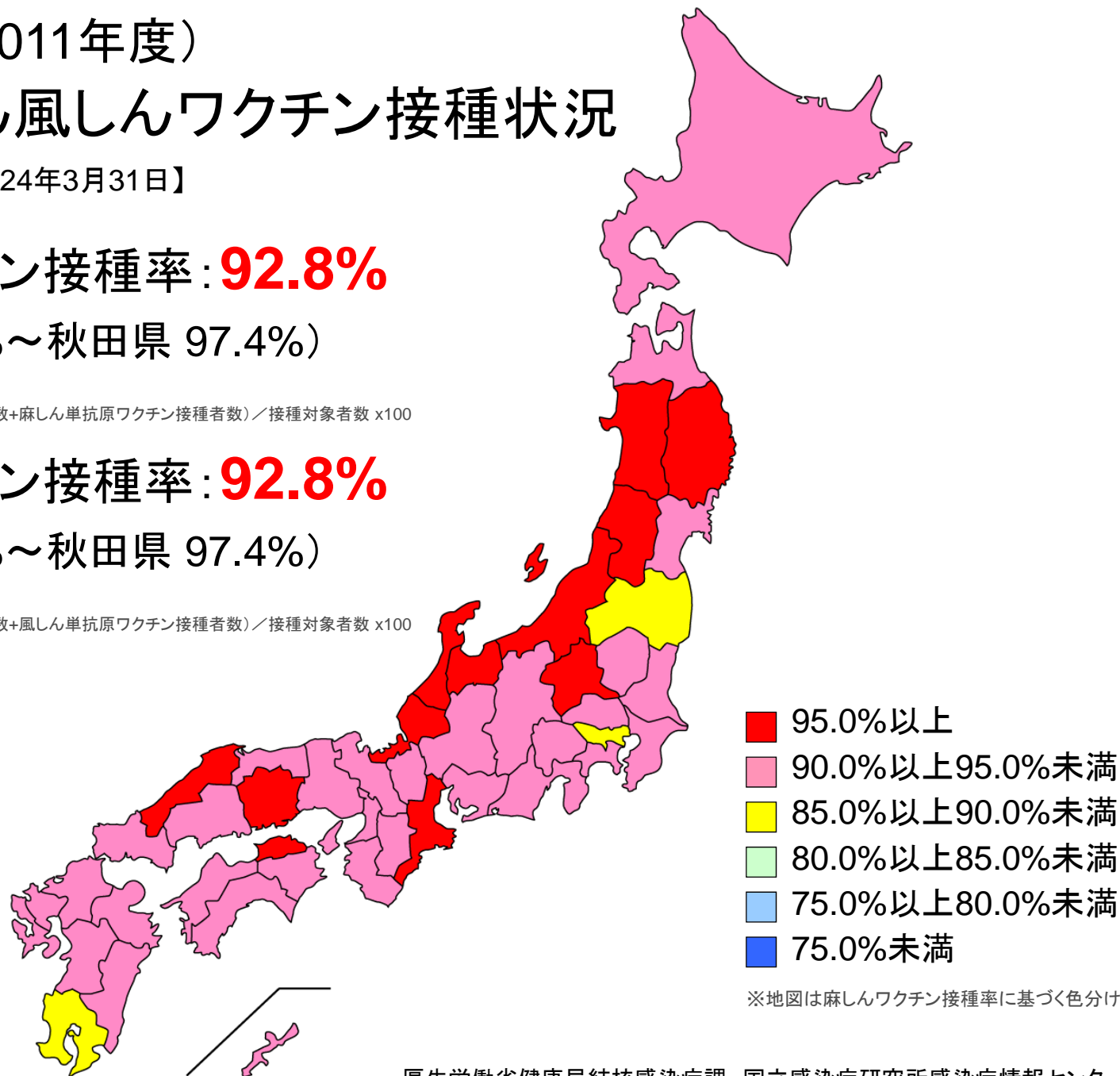
= (麻しん風しん混合ワクチン接種者数+麻しん単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

風しんワクチン接種率: **92.8%**

(福島県 85.4%～秋田県 97.4%)

※風しんワクチン接種率(%)

= (麻しん風しん混合ワクチン接種者数+風しん単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100



平成23年度(2011年度)

第3期 麻しん風しんワクチン接種状況

【平成23年4月1日～平成24年3月31日】

麻しんワクチン接種率: 88.1%

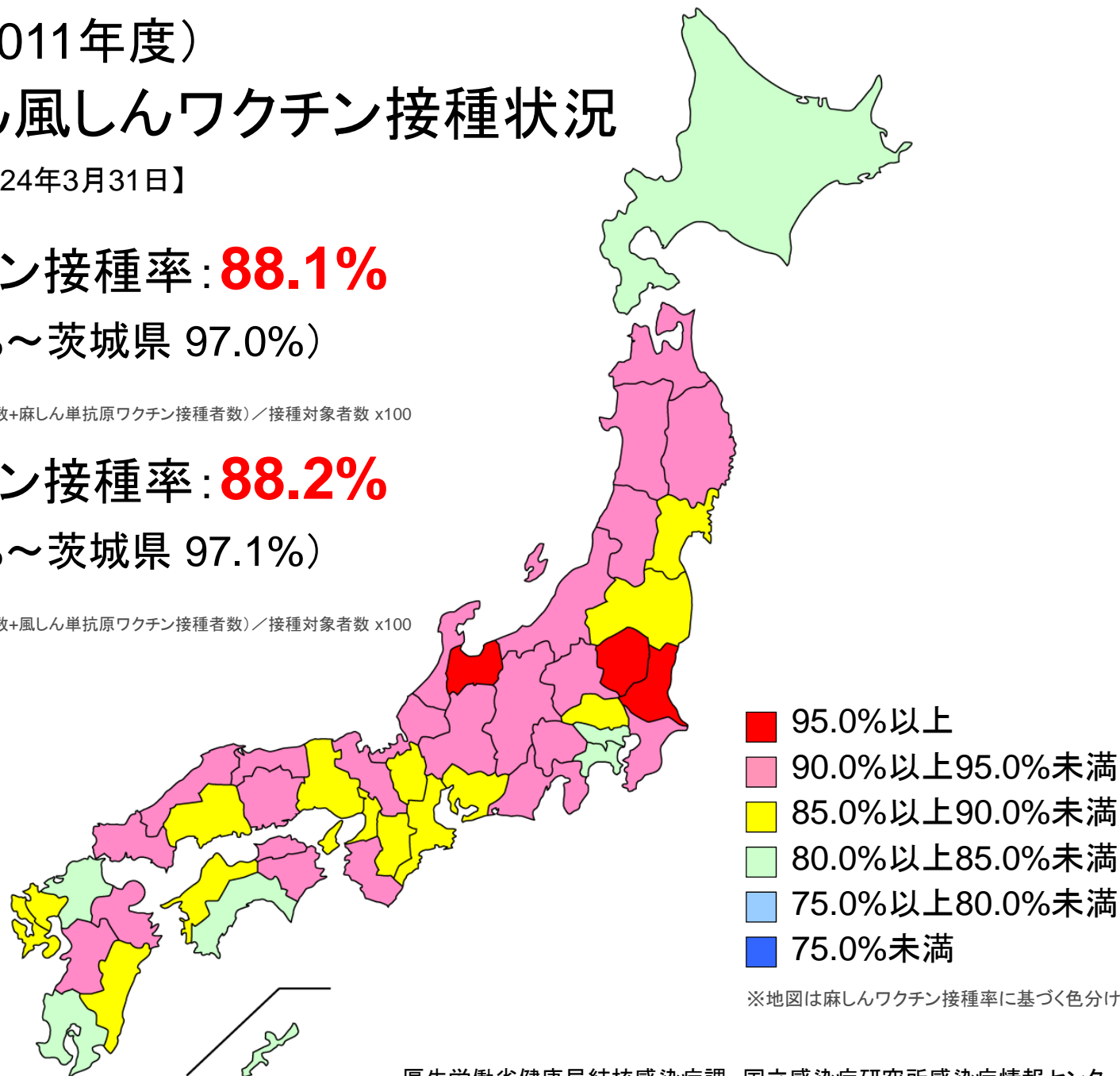
(福岡県 80.9%～茨城県 97.0%)

※麻しんワクチン接種率(%)
=(麻しん風しん混合ワクチン接種者数+麻しん単抗原ワクチン接種者数)÷接種対象者数 x100

風しんワクチン接種率: 88.2%

(福岡県 80.9%～茨城県 97.1%)

※風しんワクチン接種率(%)
=(麻しん風しん混合ワクチン接種者数+風しん単抗原ワクチン接種者数)÷接種対象者数 x100



平成23年度(2011年度)

第4期 麻しん風しんワクチン接種状況

【平成23年4月1日～平成24年3月31日】

麻しんワクチン接種率: 81.4%

(神奈川県 71.7%～島根県 93.3%)

※麻しんワクチン接種率(%)

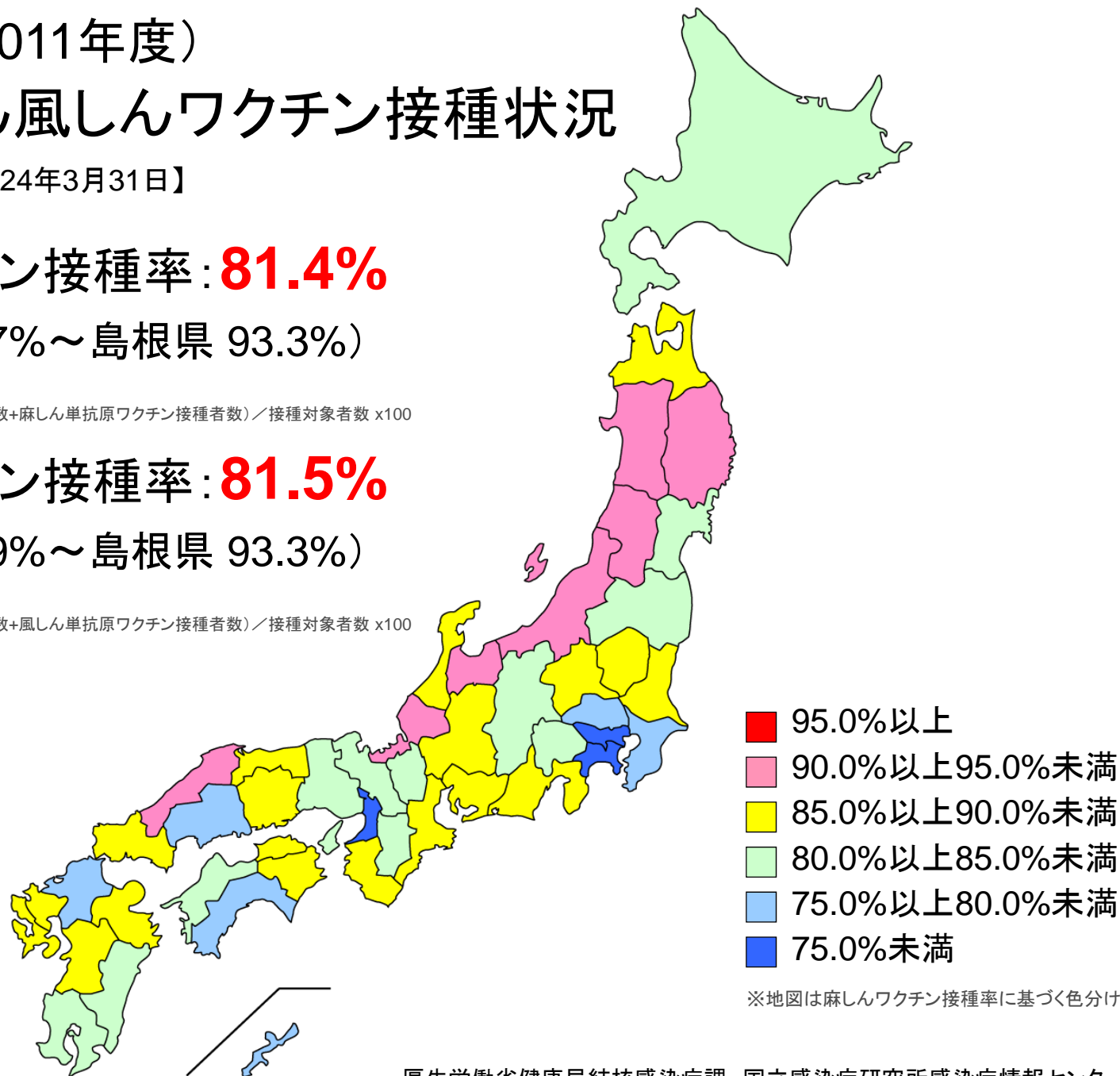
= (麻しん風しん混合ワクチン接種者数+麻しん単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

風しんワクチン接種率: 81.5%

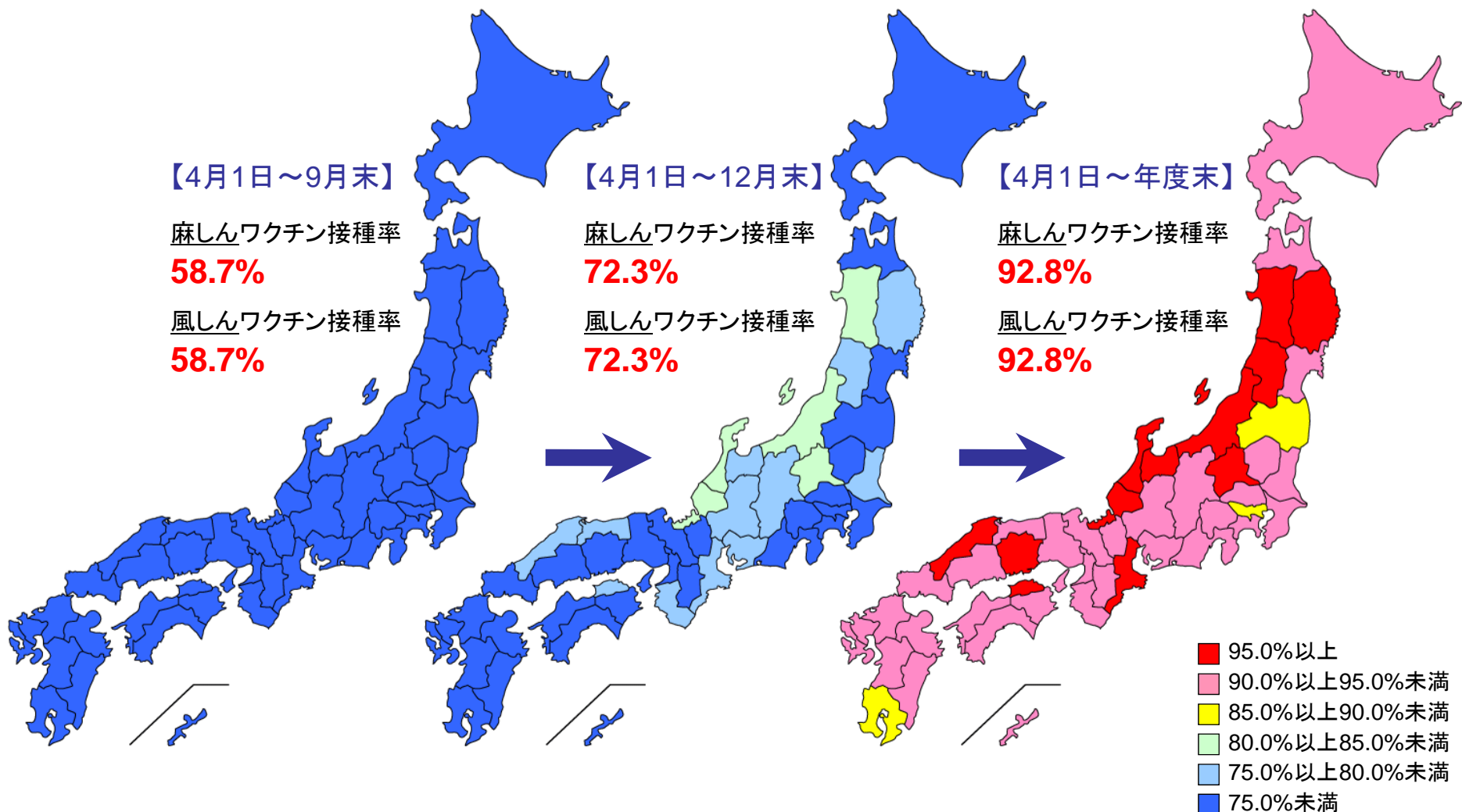
(神奈川県 71.9%～島根県 93.3%)

※風しんワクチン接種率(%)

= (麻しん風しん混合ワクチン接種者数+風しん単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100



平成23年度 (2011年度) 第2期 麻しん風しんワクチン接種状況



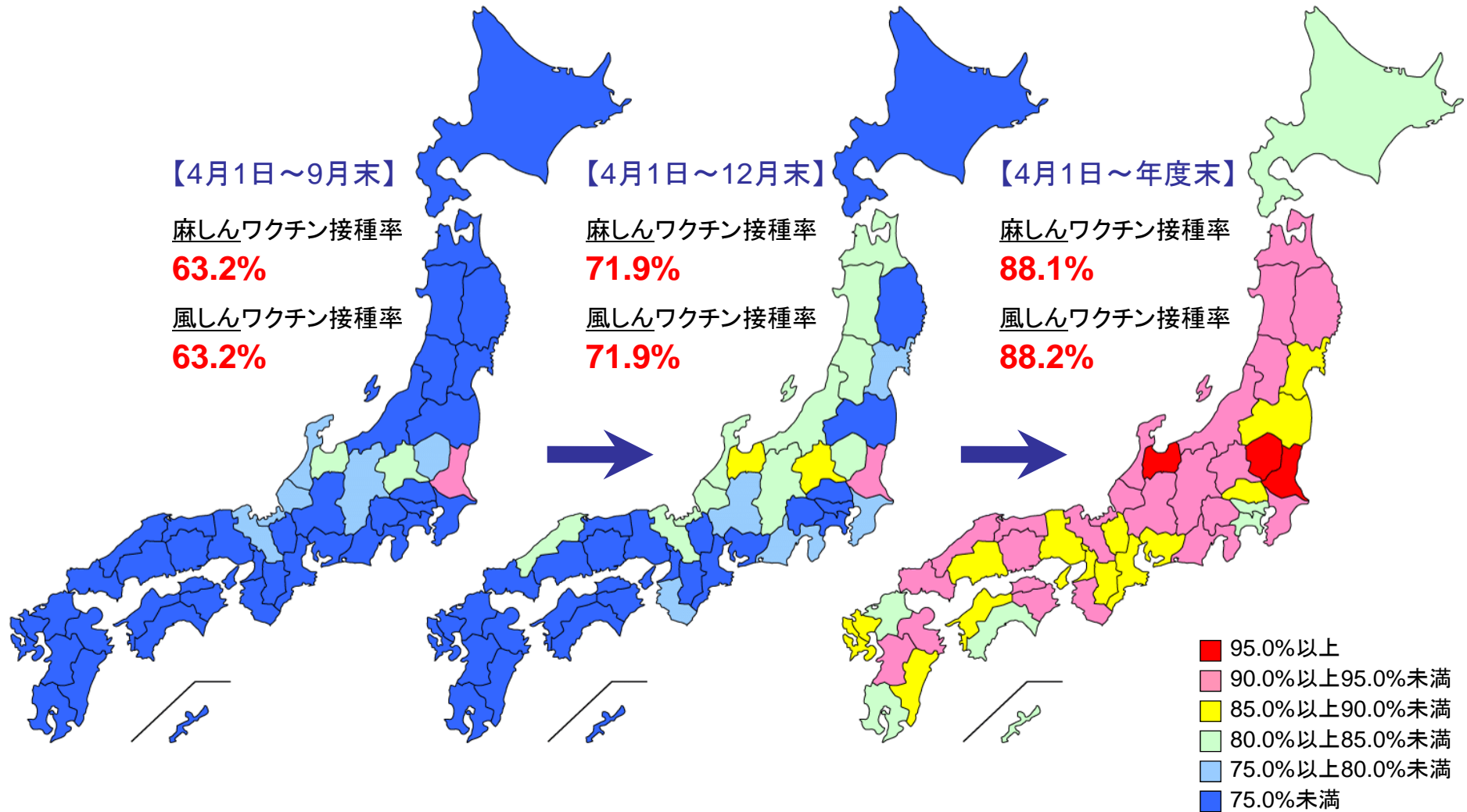
※麻しんワクチン接種率(%)
 =(麻しん風しん混合ワクチン接種者数+麻しん単抗原ワクチン接種者数)÷接種対象者数 x100

※風しんワクチン接種率(%)
 =(麻しん風しん混合ワクチン接種者数+風しん単抗原ワクチン接種者数)÷接種対象者数 x100

※地図は麻しんワクチン接種率に基づき色分け

平成23年度
(2011年度)

第3期 麻しん風しんワクチン接種状況

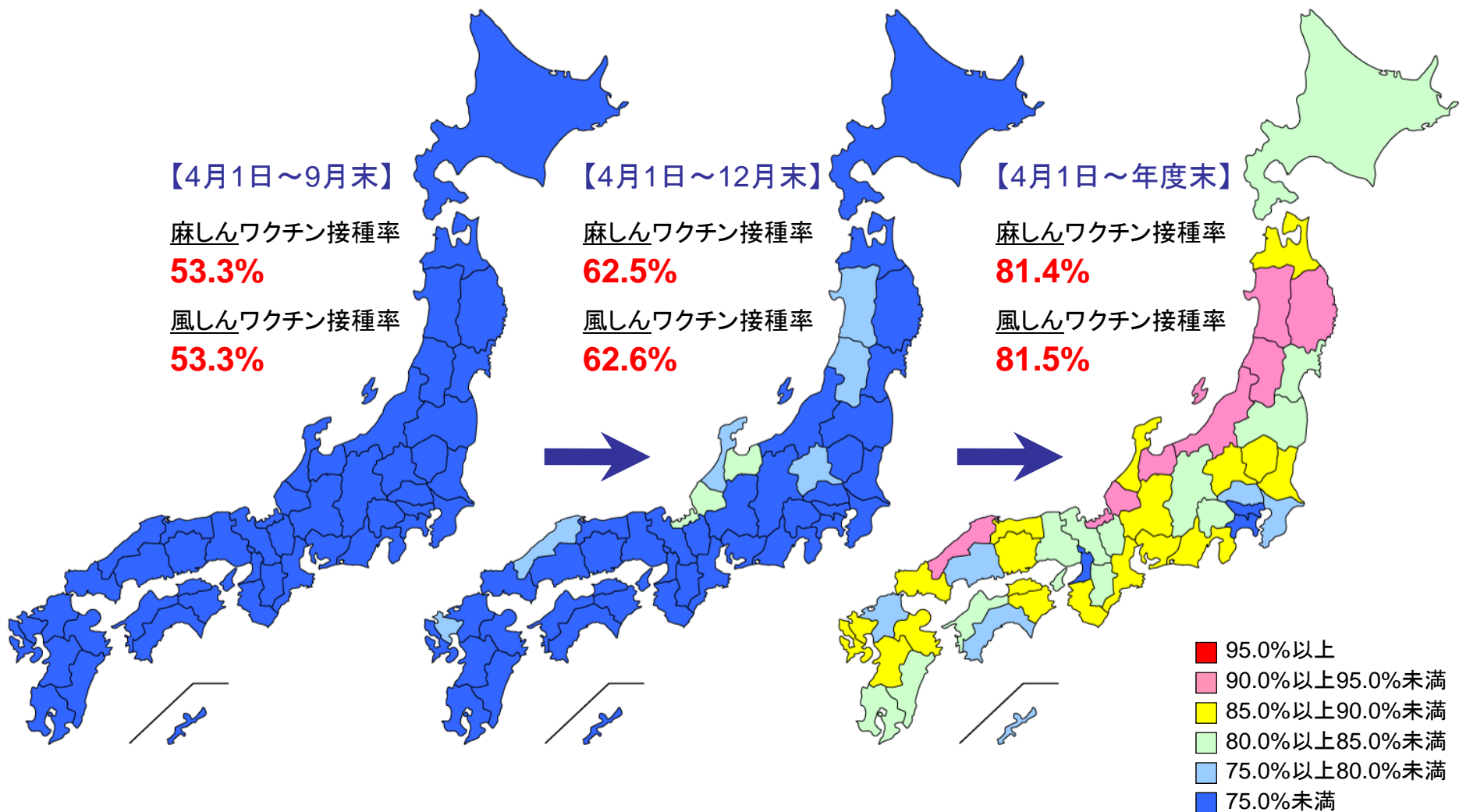


※麻しんワクチン接種率(%)
= (麻しん風しん混合ワクチン接種者数+麻しん単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

※風しんワクチン接種率(%)
= (麻しん風しん混合ワクチン接種者数+風しん単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

※地図は麻しんワクチン接種率に基づき色分け

平成23年度 (2011年度) 第4期 麻しん風しんワクチン接種状況

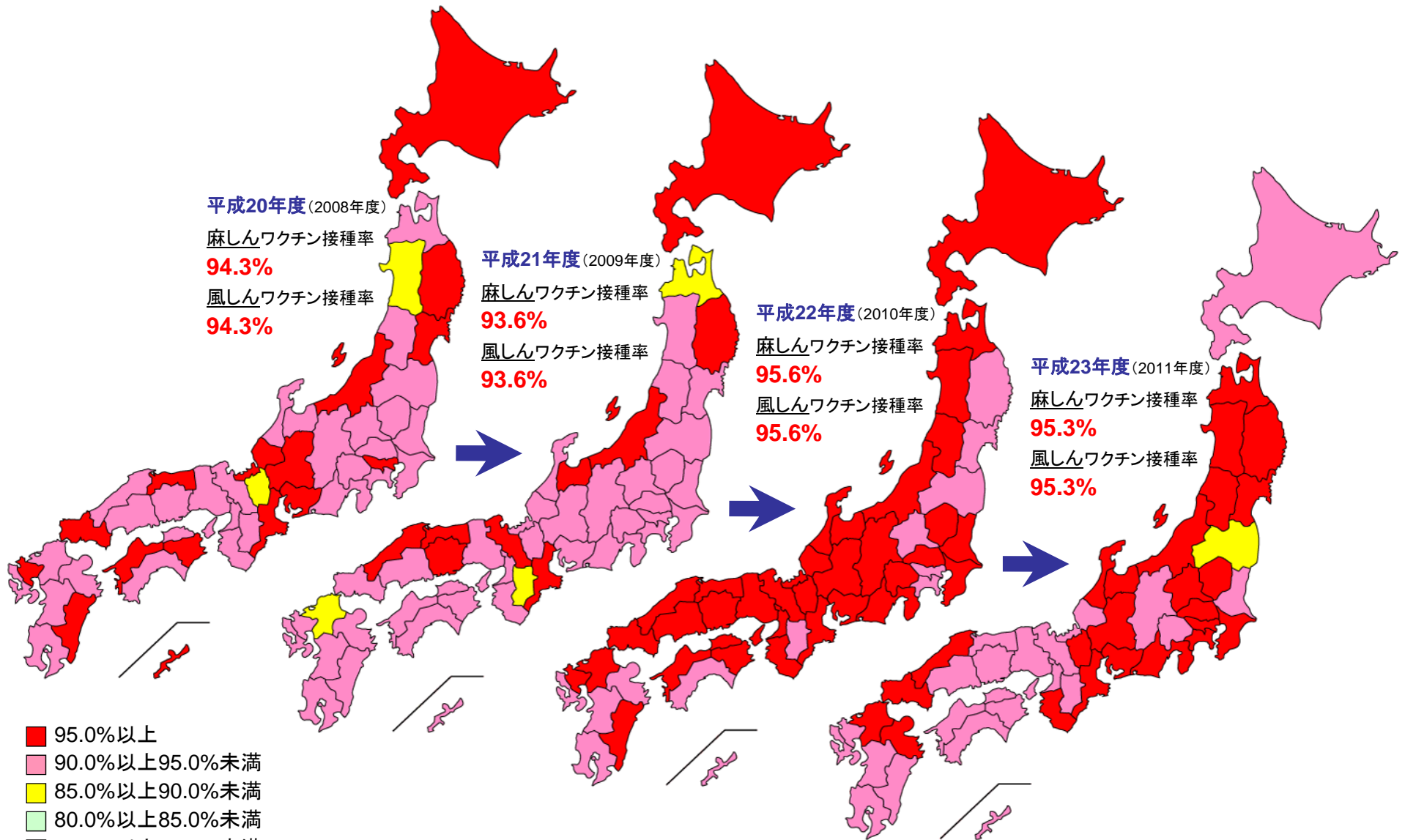


※麻しんワクチン接種率(%)
 =(麻しん風しん混合ワクチン接種者数+麻しん単抗原ワクチン接種者数)÷接種対象者数 x100

※風しんワクチン接種率(%)
 =(麻しん風しん混合ワクチン接種者数+風しん単抗原ワクチン接種者数)÷接種対象者数 x100

※地図は麻しんワクチン接種率に基づき色分け

第1期 麻しん風しんワクチン接種状況(平成20～23年度)



- 95.0%以上
- 90.0%以上95.0%未満
- 85.0%以上90.0%未満
- 80.0%以上85.0%未満
- 75.0%以上80.0%未満
- 75.0%未満

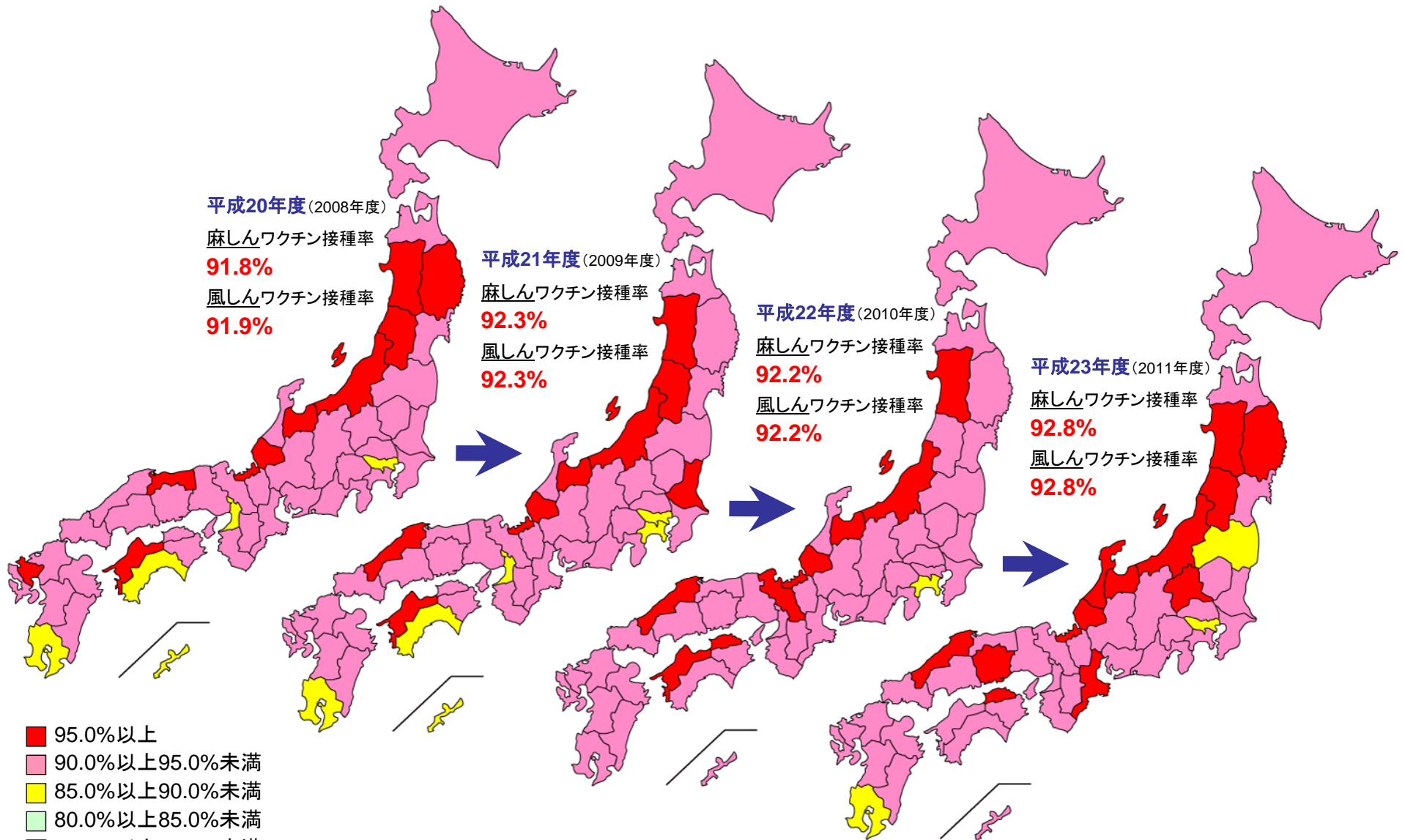
※地図は麻しんワクチン接種率に基づく色分け

※麻しんワクチン接種率(%)
 = (麻しん風しん混合ワクチン接種者数+麻しん単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

※風しんワクチン接種率(%)
 = (麻しん風しん混合ワクチン接種者数+風しん単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

厚生労働省健康局結核感染症課
 国立感染症研究所感染症情報センター

第2期 麻しん風しんワクチン接種状況(平成20～23年度)



平成20年度(2008年度)

麻しんワクチン接種率

91.8%

風しんワクチン接種率

91.9%

平成21年度(2009年度)

麻しんワクチン接種率

92.3%

風しんワクチン接種率

92.3%

平成22年度(2010年度)

麻しんワクチン接種率

92.2%

風しんワクチン接種率

92.2%

平成23年度(2011年度)

麻しんワクチン接種率

92.8%

風しんワクチン接種率

92.8%

- 95.0%以上
- 90.0%以上95.0%未満
- 85.0%以上90.0%未満
- 80.0%以上85.0%未満
- 75.0%以上80.0%未満
- 75.0%未満

※地図は麻しんワクチン接種率に基づく色分け

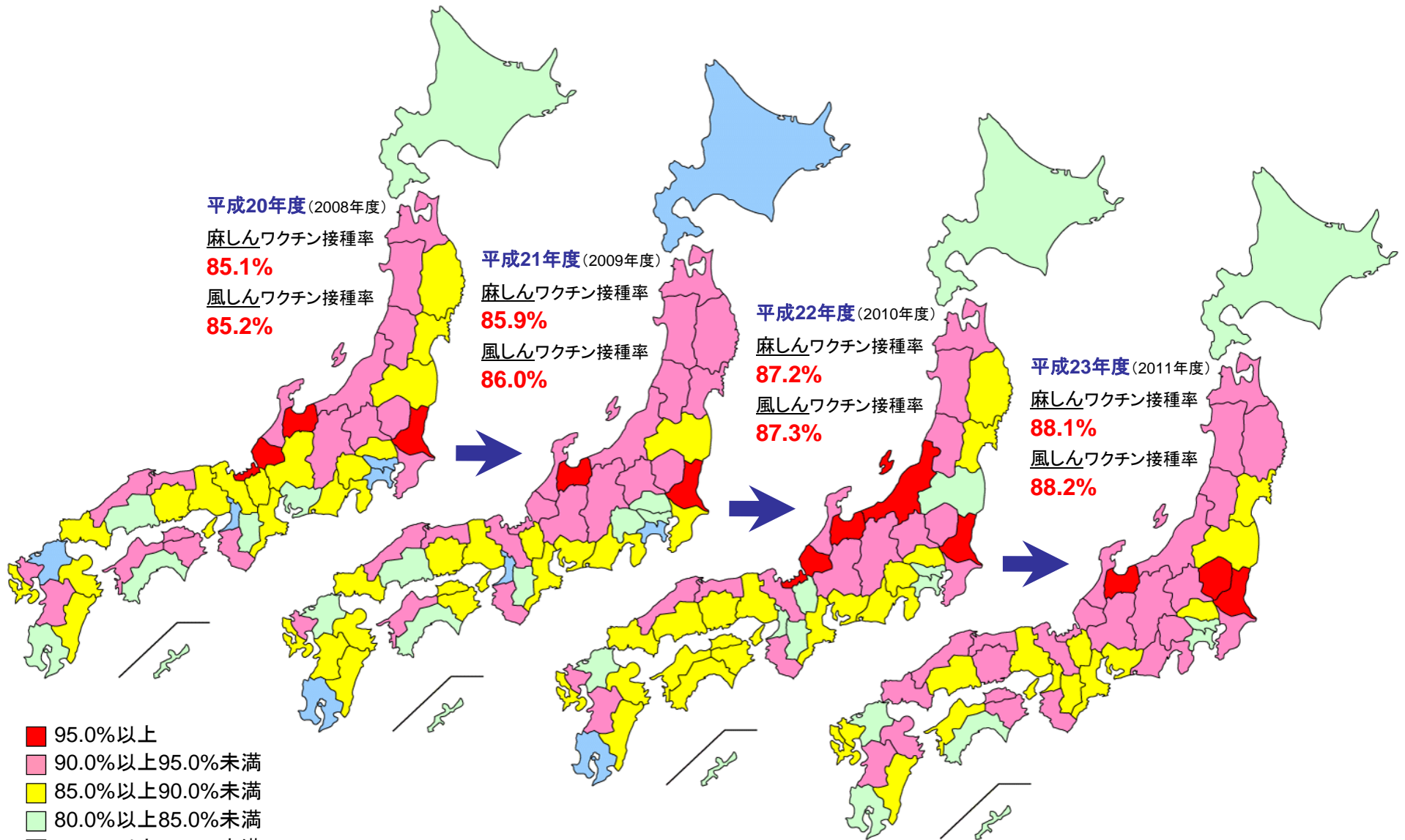
※麻しんワクチン接種率(%)

= (麻しん風しん混合ワクチン接種者数+麻しん単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

※風しんワクチン接種率(%)

= (麻しん風しん混合ワクチン接種者数+風しん単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

第3期 麻疹風疹ワクチン接種状況(平成20～23年度)



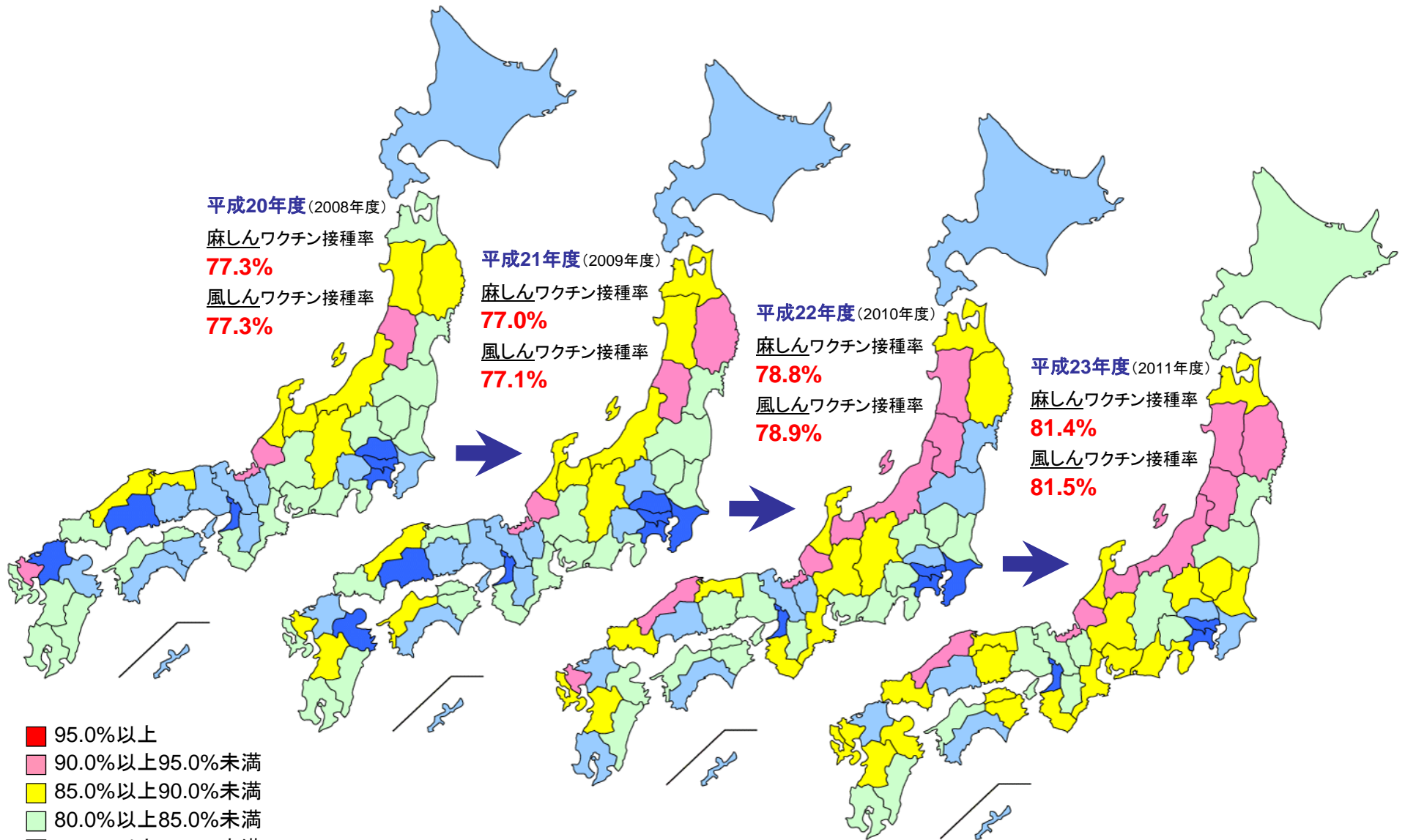
- 95.0%以上
- 90.0%以上95.0%未満
- 85.0%以上90.0%未満
- 80.0%以上85.0%未満
- 75.0%以上80.0%未満
- 75.0%未満

※地図は麻疹ワクチン接種率に基づく色分け

※麻疹ワクチン接種率(%)
 = (麻疹風疹混合ワクチン接種者数+麻疹単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

※風疹ワクチン接種率(%)
 = (麻疹風疹混合ワクチン接種者数+風疹単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

第4期 麻疹風疹ワクチン接種状況(平成20～23年度)



- 95.0%以上
- 90.0%以上95.0%未満
- 85.0%以上90.0%未満
- 80.0%以上85.0%未満
- 75.0%以上80.0%未満
- 75.0%未満

※地図は麻疹ワクチン接種率に基づく色分け

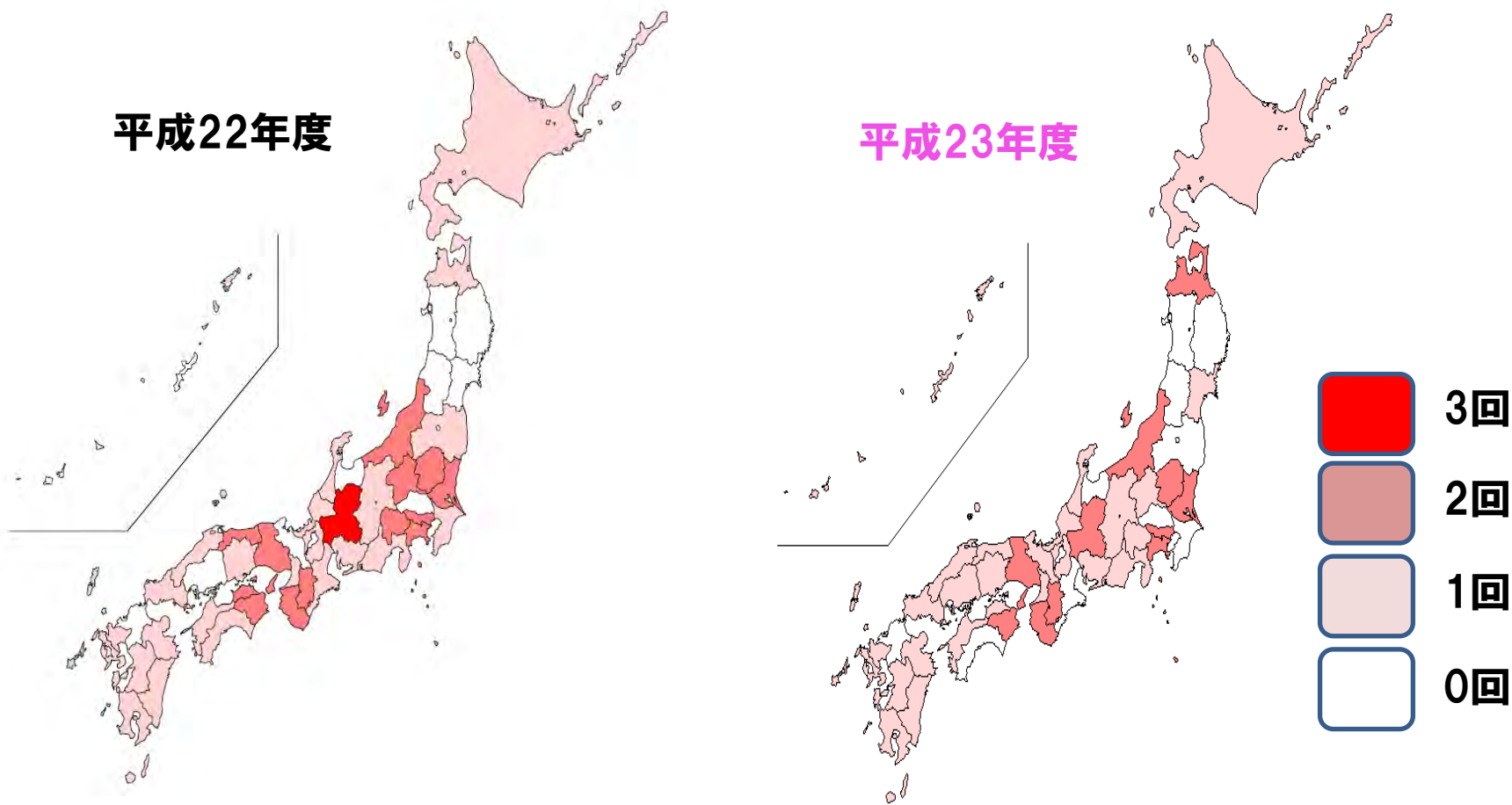
※麻疹ワクチン接種率(%)
 = (麻疹風疹混合ワクチン接種者数+麻疹単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

※風疹ワクチン接種率(%)
 = (麻疹風疹混合ワクチン接種者数+風疹単抗原ワクチン接種者数) / 接種対象者数 x100

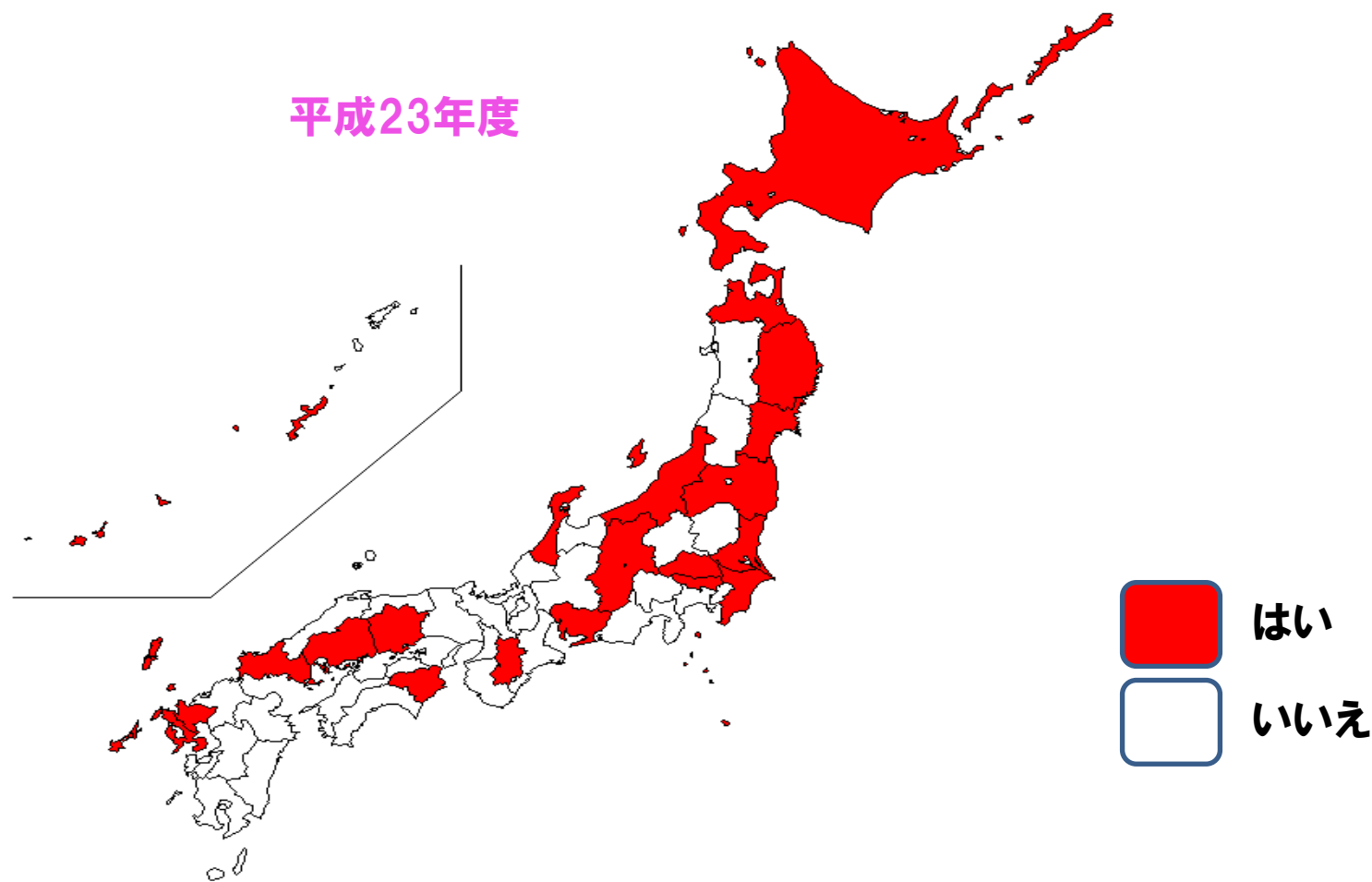
**平成23年度
各都道府県における麻しん対策
および予防接種の状況
～平成22年度との比較～**

**厚生労働省健康局結核感染症課
国立感染症研究所感染症情報センター**

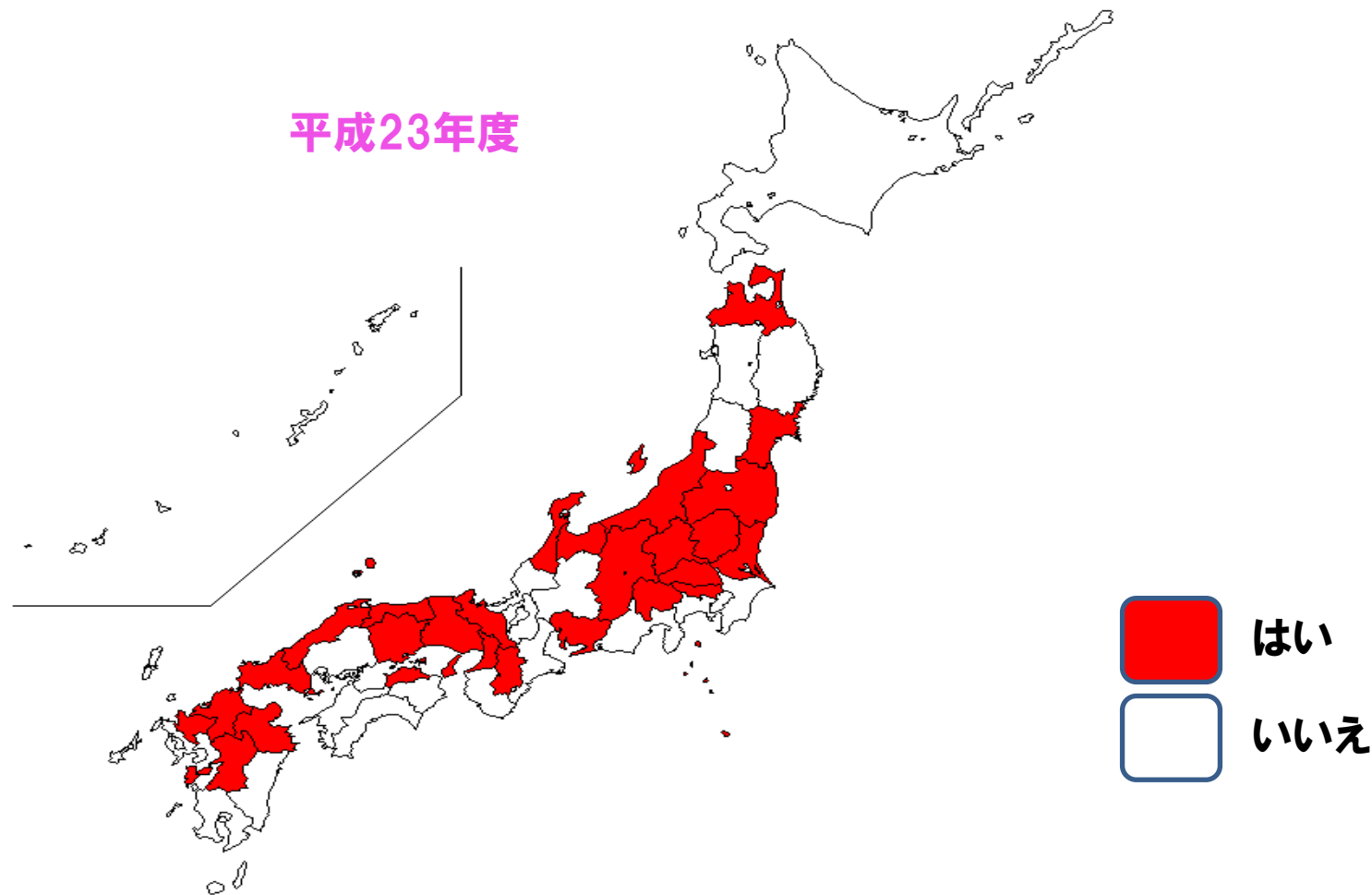
Q1 平成22・23年度の各1年間に、貴都道府県では、都道府県レベルの「麻しん対策会議」、あるいは同会議に準ずる組織の会議を何回開催しましたか？



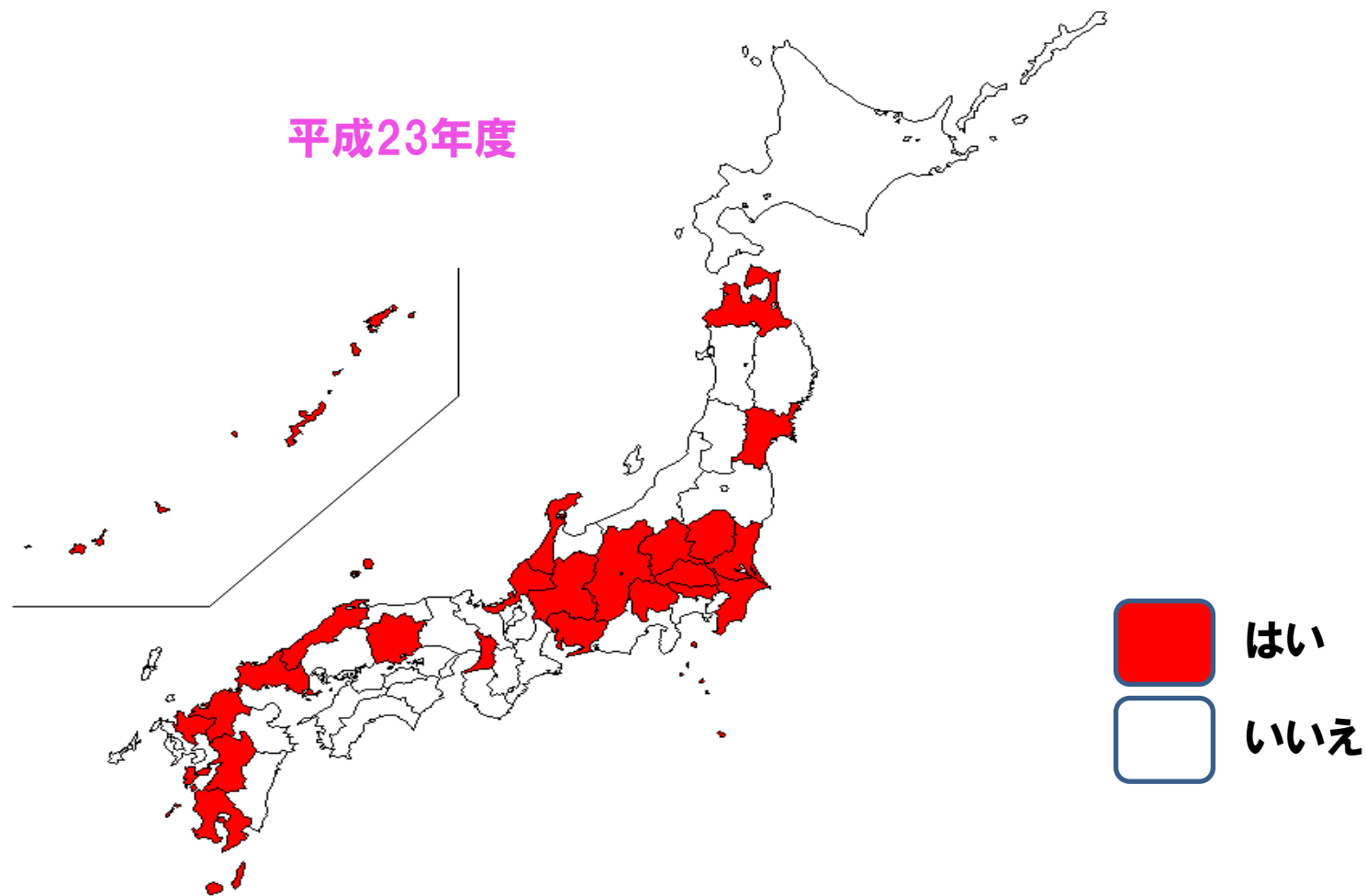
Q1-2-1 貴都道府県では、麻しん対策の実施要領の整備がなされていますか。



Q1-2-2 貴都道府県では、麻しん対策が予算化されていますか。



Q1-2-3 貴都道府県では、麻しん対策に関する研修会の開催がなされていますか。

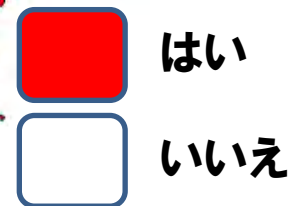


Q1-2-4 貴都道府県において、1例以上の麻疹確定症例が発生した場合、都道府県として迅速な対応をとっていますか。

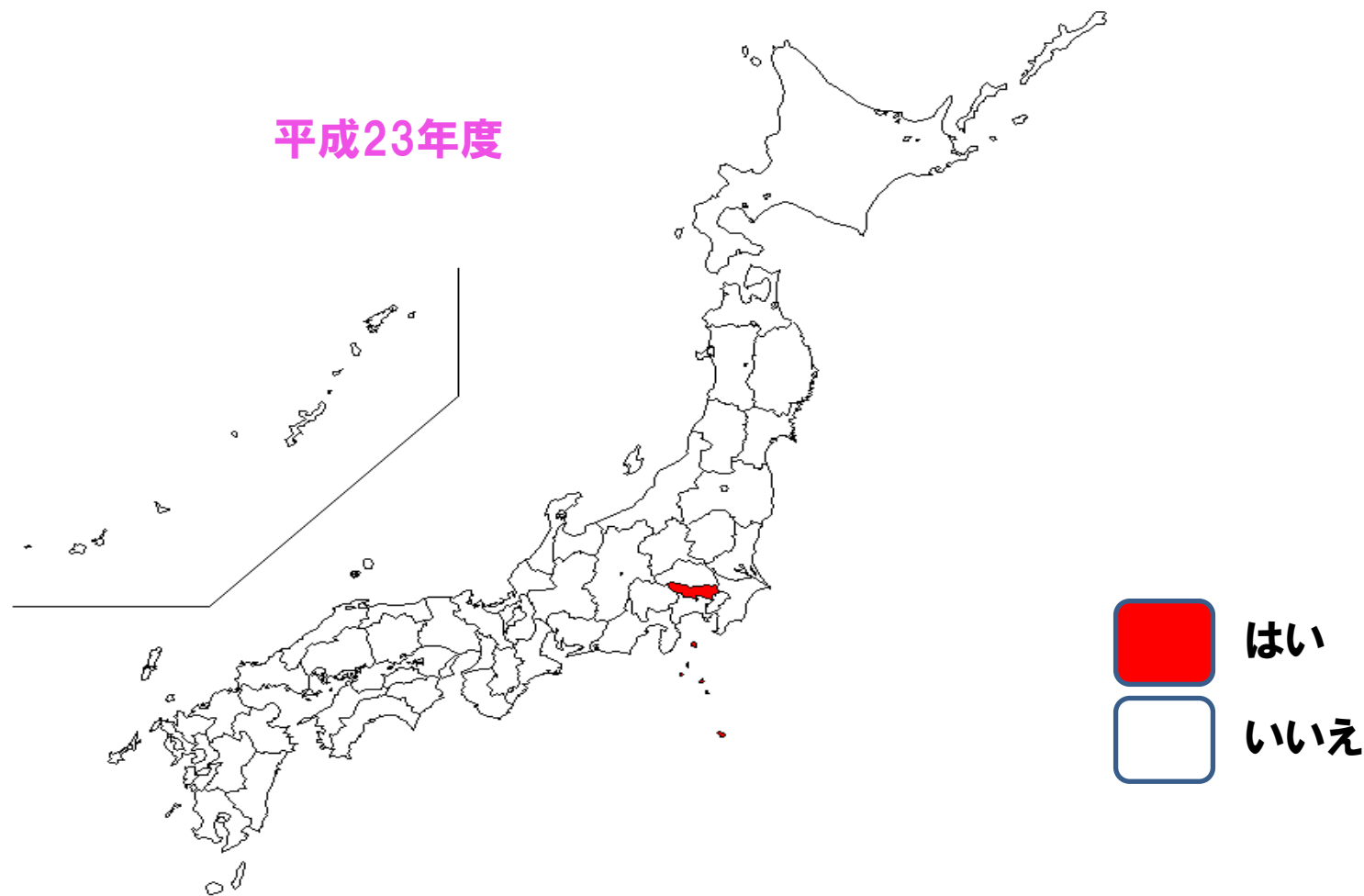
平成22年度



平成23年度



Q1-2-5 貴都道府県では、定期接種以外の年齢層に対して、麻しんの予防接種は予算化されていますか。

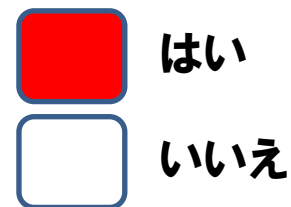
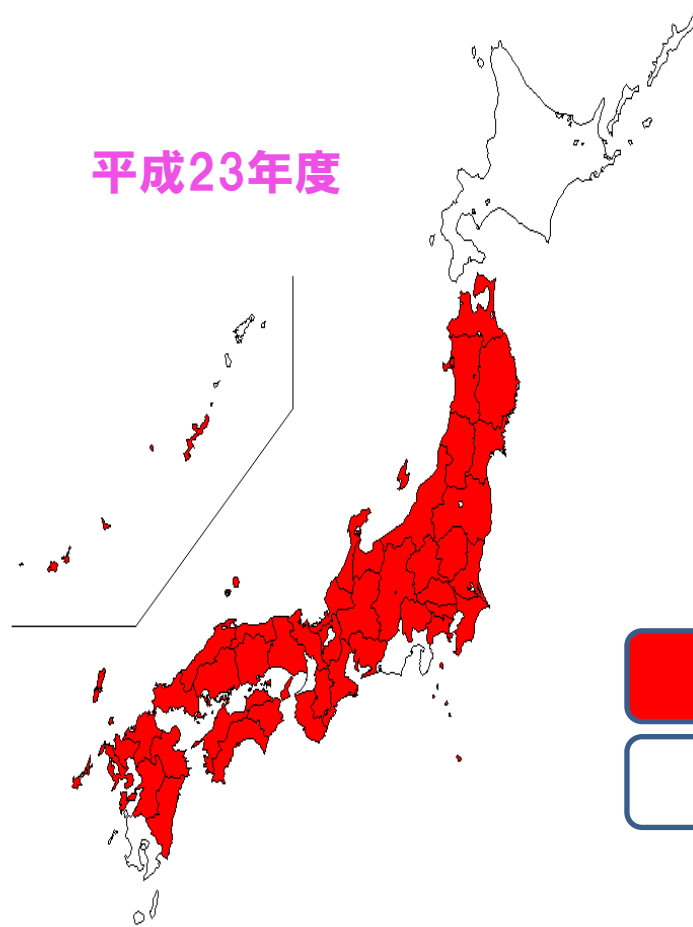


Q2-1 貴都道府県は、すべての市区町村における接種率(第1期、2期、3期、4期)を速やかに把握できていますか。

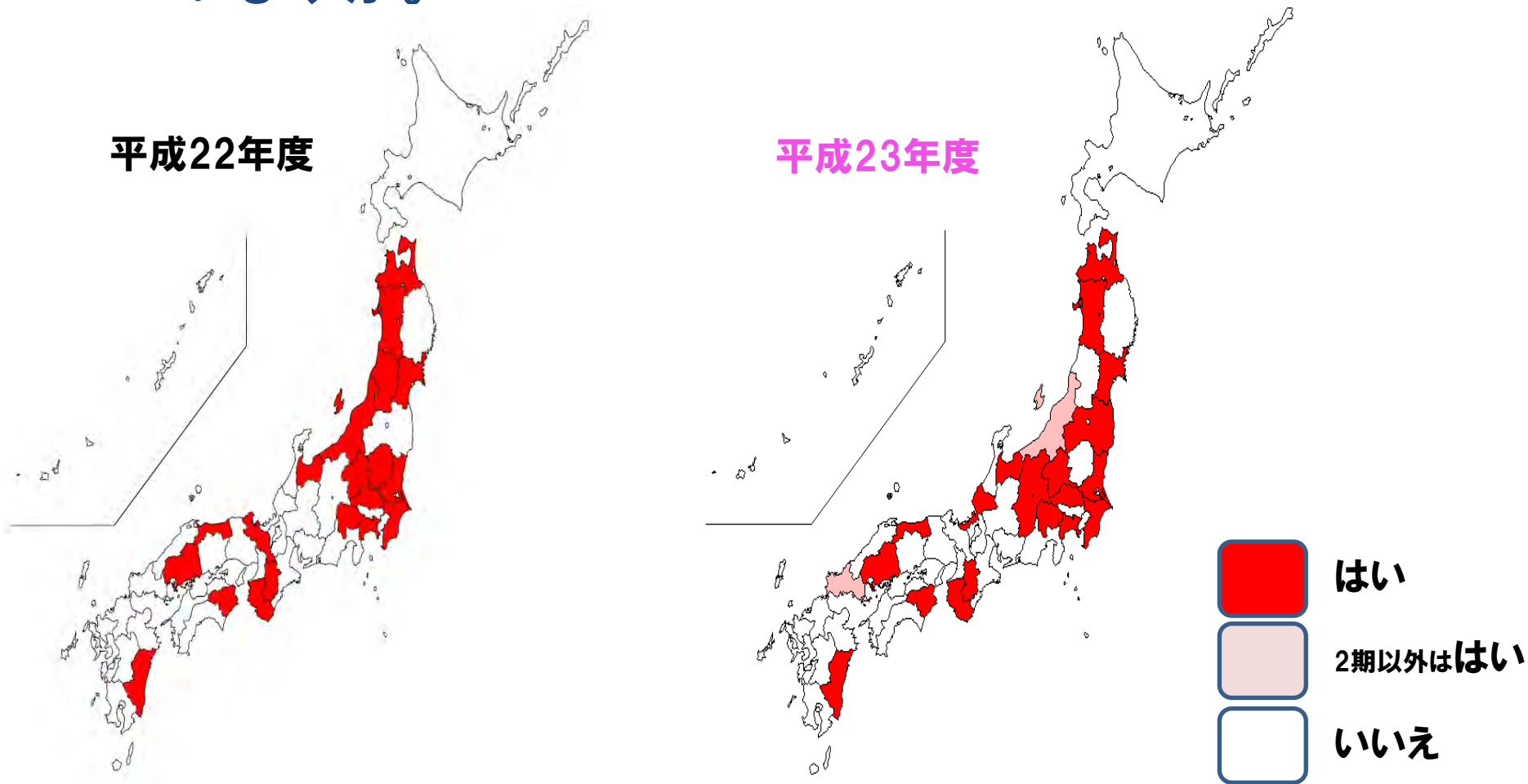
平成22年度



平成23年度



Q2-2 貴都道府県は、所在するすべての学校における接種率(第2期、3期、4期)を速やかに把握できていますか。



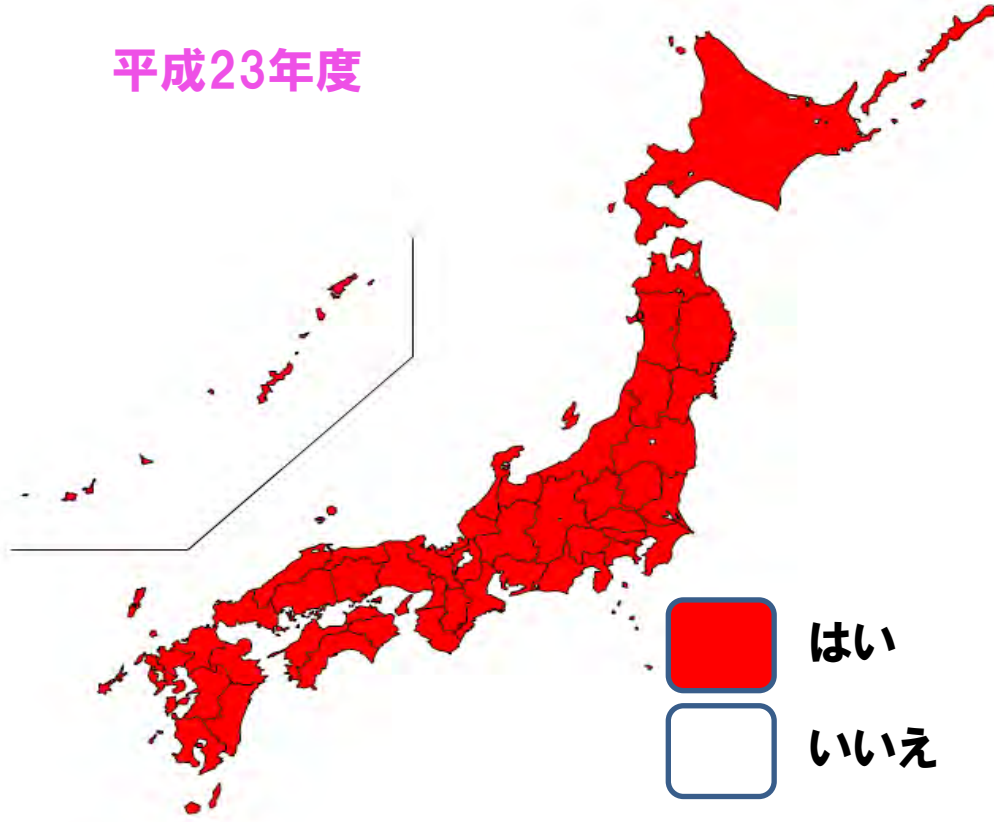
貴都道府県において麻疹の患者が発生した場合の
検査体制に関してお答えください。

**Q3-1 医療機関で採取された検体を、検査を実施する
地方衛生研究所等に搬送する体制は構築されて
いますか。**

平成22年度



平成23年度



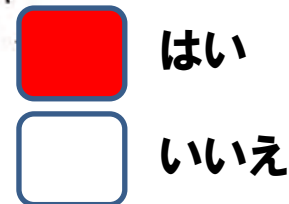
貴都道府県において麻疹の患者が発生した場合の
検査体制に関してお答えください。

Q3-2 検査を実施する地方衛生研究所等では、迅速な
RT-PCR法による診断が可能ですか。

平成22年度



平成23年度



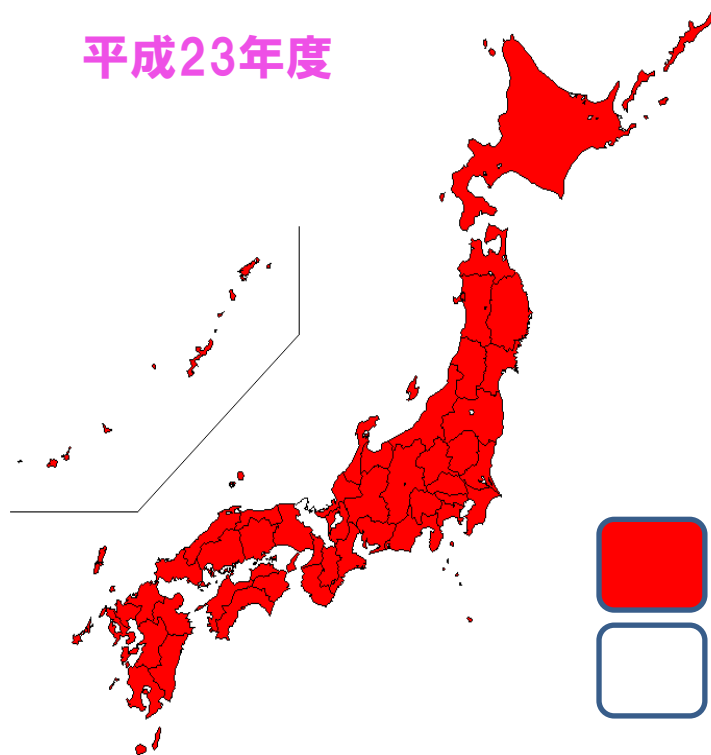
貴都道府県において麻疹の患者が発生した場合の
検査体制に関してお答えください。

Q3-3 集団発生が確認されず、他の麻疹患者との接触歴
が確認されない散発例に対して、地方衛生研究所等
におけるRT-PCR法による検査診断を実施していますか。

平成22年度



平成23年度



はい



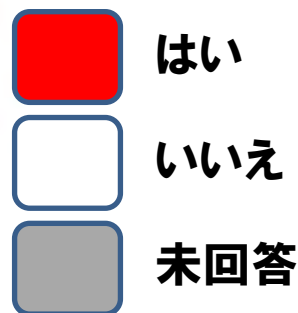
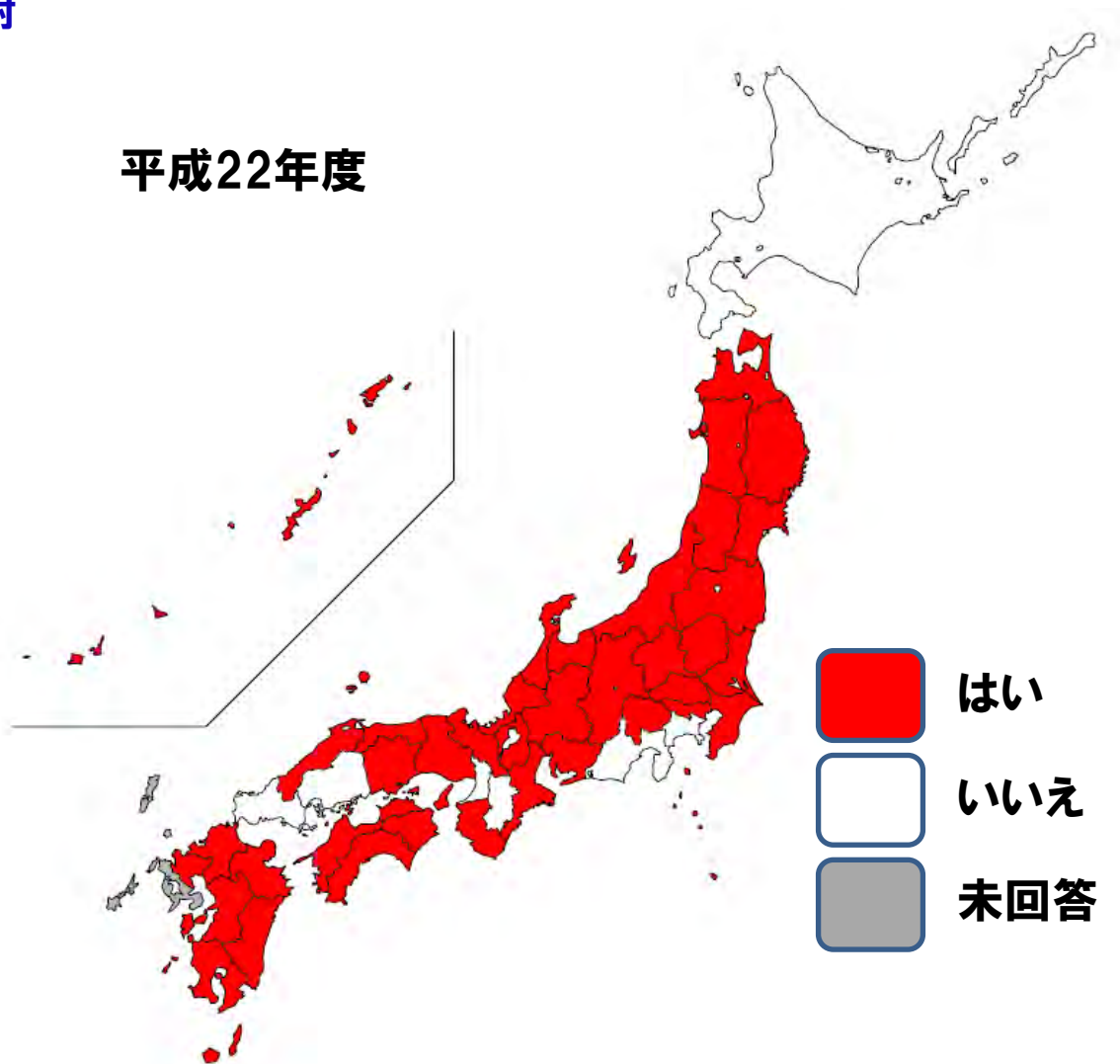
いいえ

Q4-1 貴都道府県内に所在するすべての市区町村で、接種対象者への個別通知を実施していますか。

個別通知を実施していない市町村

北海道	中富良野町
	礼文町
神奈川県	中井町
	真鶴町
静岡県	森町（3、4期のみ個別通知）
大阪府	大阪市（1期）
	堺市（1期）
	高槻市（1期）
	東大阪市（2・3期）
	能勢町（1期）
	豊能町（1期）
	箕面市（1期）
	豊中市（1・2期）
	摂津市（1期）
	茨木市（1期）
	島本町（1期）
	寝屋川市（1期）
	守口市（1・2期）
	門真市（1・2期）
	交野市（1期）
	四條畷市（1期）
	大東市（1・2期）
	松原市（1期）
	富田林市（1期）
	千早赤阪村（1期）
	泉大津市（1・2期）
	岸和田市（1期）
	貝塚市（1期）
	泉南市（1・2期）
	阪南市（1・2期）
	田尻町（1期）
	岬町（1期）
奈良県	天理市
	高取町
広島県	坂町
山口県	岩国市

平成22年度

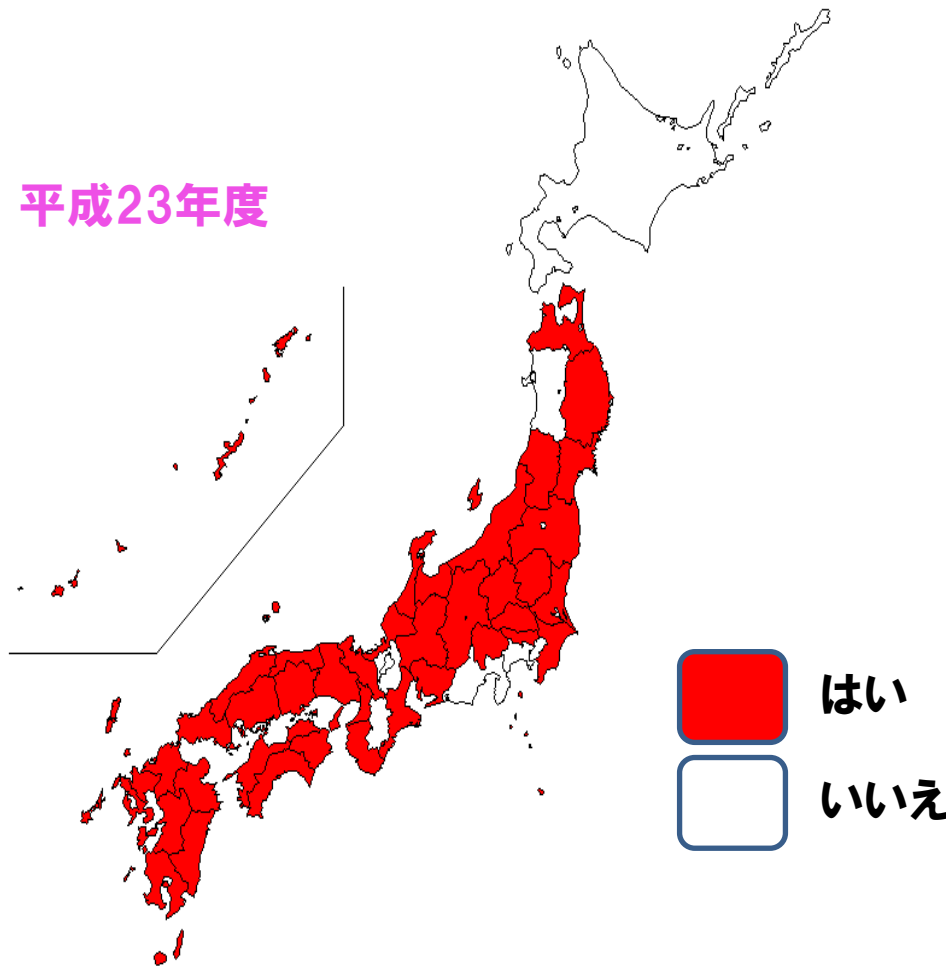


Q4-1 貴都道府県内に所在するすべての市区町村で、 接種対象者への個別通知を実施していますか。

個別通知を実施していない市町村

北海道	美唄市
北海道	礼文町
秋田県	鹿角市
福島県	双葉町
神奈川県	中井町
静岡県	森町(3期4期のみ個別通知)
滋賀県	湖南市
奈良県	高取町
奈良県	吉野町

平成23年度

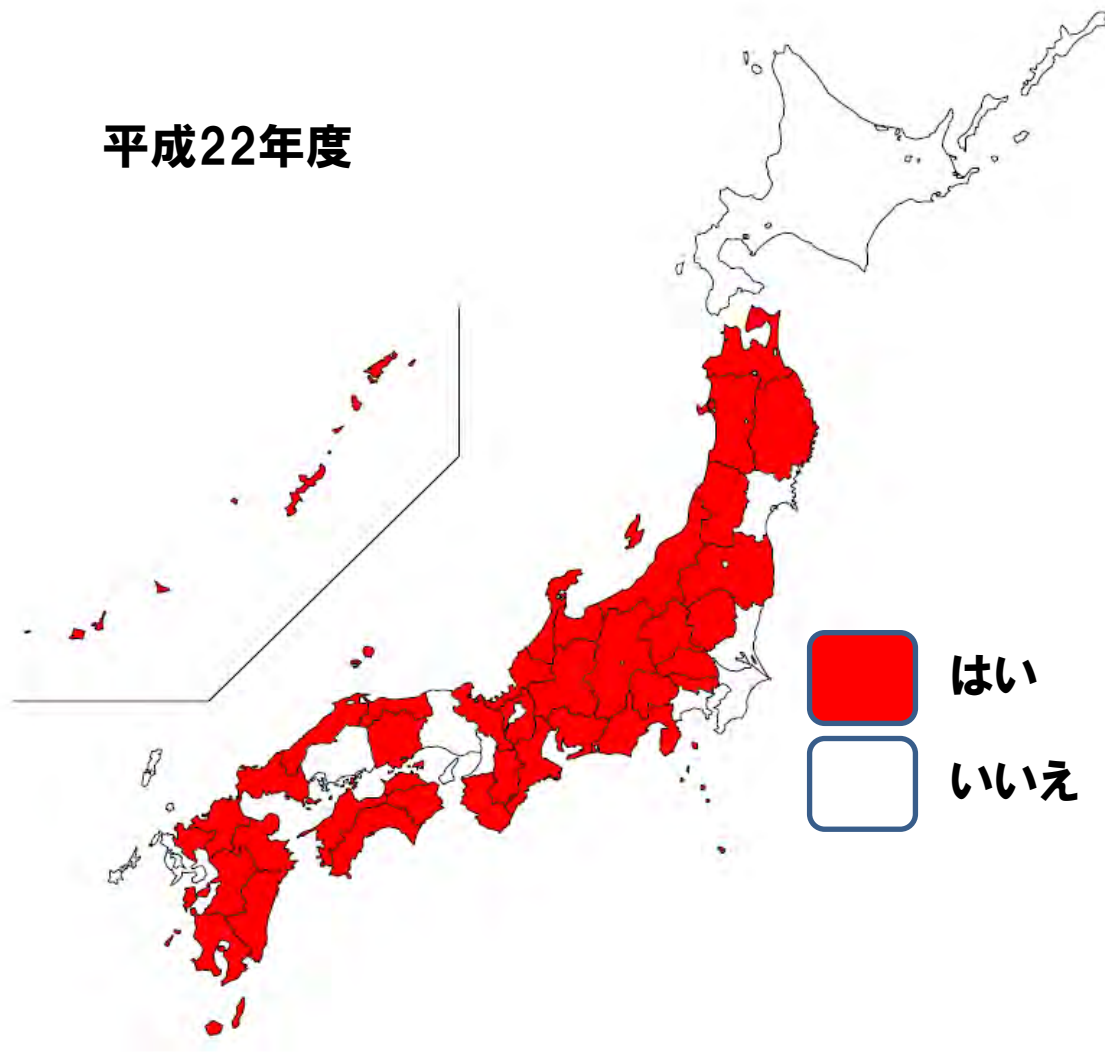


Q5-1 貴都道府県内に所在するすべての市区町村に、それぞれ予防接種台帳がありますか。

平成22年度

予防接種台帳がない市町村

北海道	札幌市
	東川町
	横浜市
	川崎市
神奈川県	平塚市
	逗子市
	葉山町
	中井町
大阪府	大阪市
兵庫県	神戸市
広島県	広島市
長崎県	長崎市
長崎県	時津町

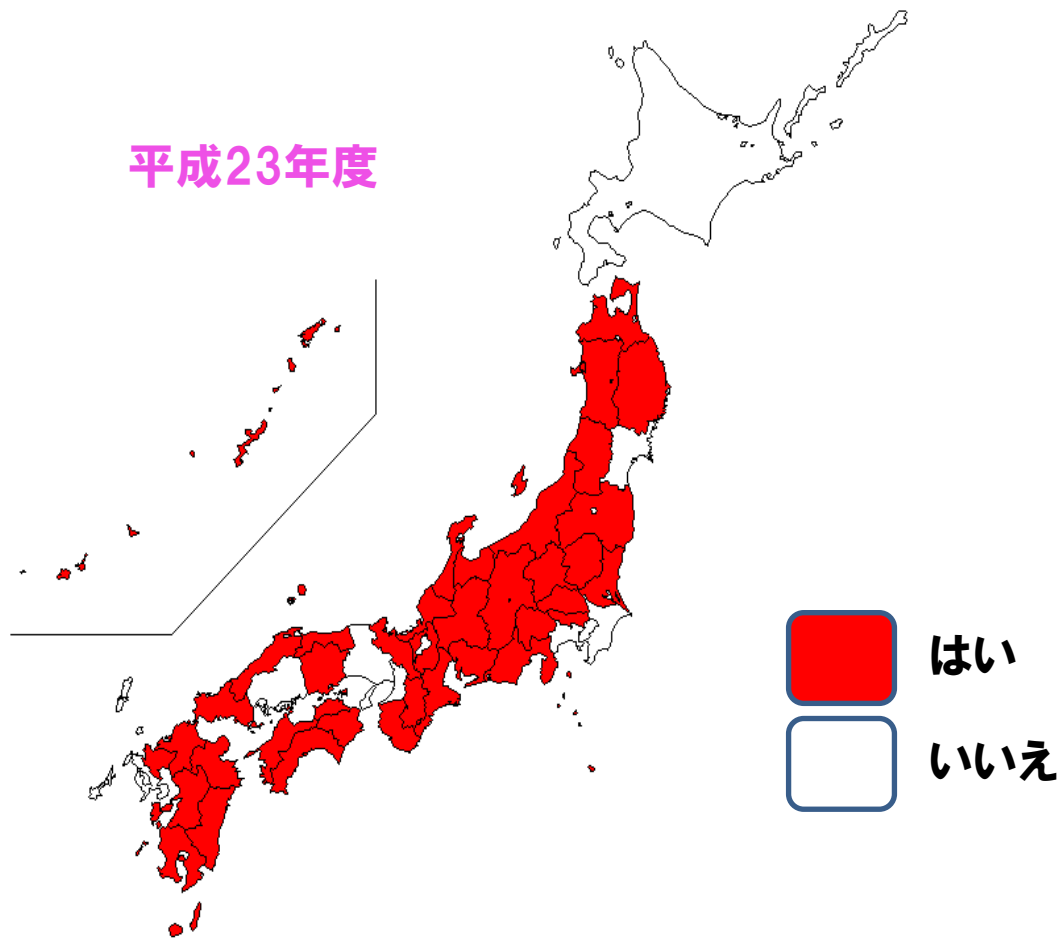


Q5-1 貴都道府県内に所在するすべての市区町村に、それぞれ予防接種台帳がありますか。

予防接種台帳がない市町村

北海道	札幌市
北海道	東川町
宮城県	仙台市
千葉県	千葉市
神奈川県	横浜市
神奈川県	川崎市
神奈川県	横須賀市
神奈川県	逗子市
神奈川県	中井町
大阪府	大阪市
兵庫県	神戸市
兵庫県	佐用町
広島県	広島市
長崎県	長崎市

平成23年度

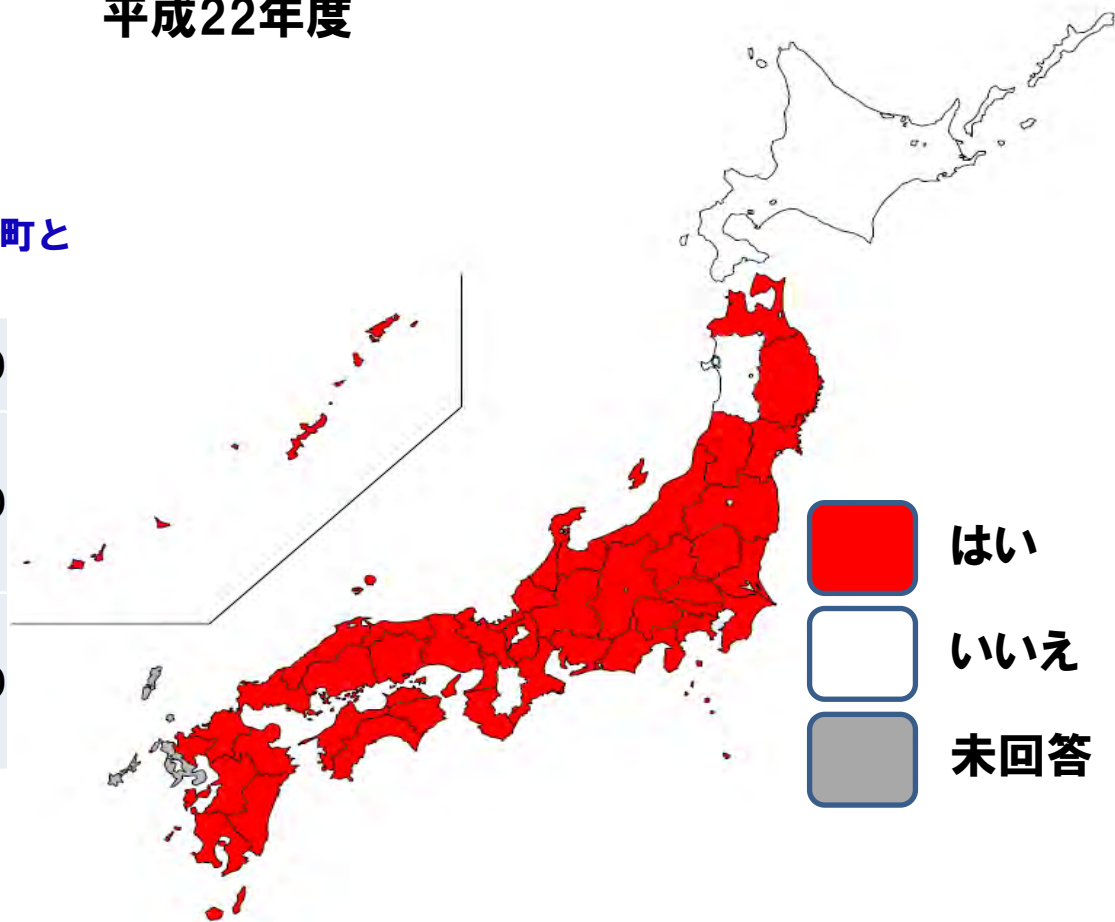


Q6-1 貴都道府県内のすべての市区町村で、第1期から第4期までの定期接種対象者の接種費用は、全額公費からの支出（被接種者の費用負担はなし）とされていますか。

平成22年度

一部自己負担をお願いしている市町と
一人あたりの負担額

北海道	砂川市 (3期4期のみ)	850
秋田県	井川町 (指定医療機関 以外で接種した 者のみ)	6500
奈良県	高取町 [集団接種 (無料)以外]	10670

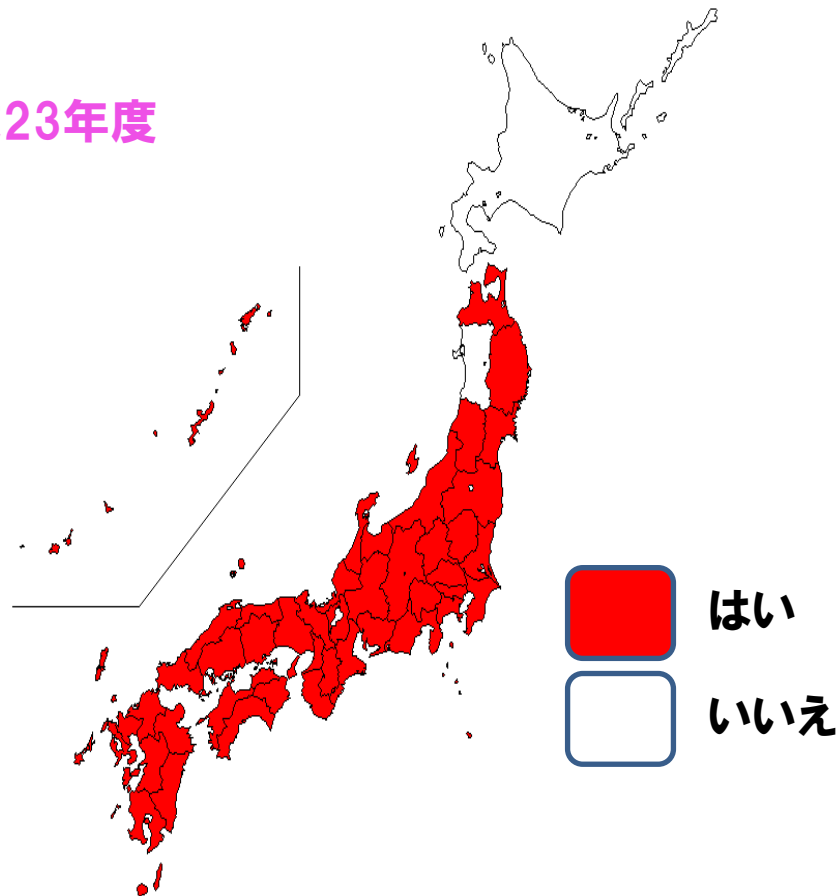


Q6-1 貴都道府県内のすべての市区町村で、第1期から第4期までの定期接種対象者の接種費用は、全額公費からの支出（被接種者の費用負担はなし）とされていますか。

平成23年度

一部自己負担をお願いしている市町と
一人あたりの負担額

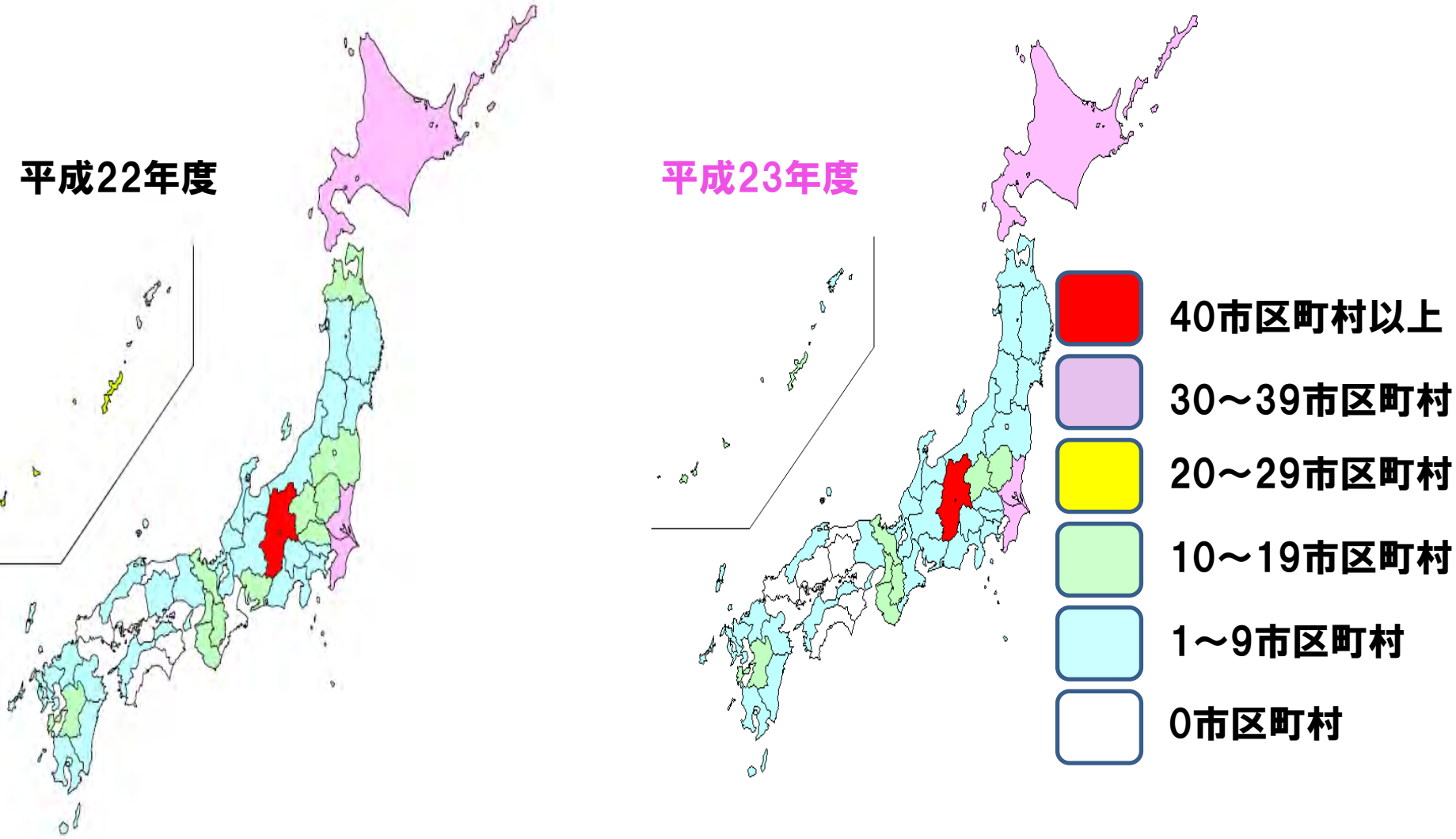
北海道	砂川市 (3期4期のみ)	850
秋田県	井川町 (指定医療機関 以外で接種した 者のみ)	6500



Q7-1 第3期の接種で、「集団の場」を用いた接種を行った市区町村の数をお答えください。

平成22年度

平成23年度

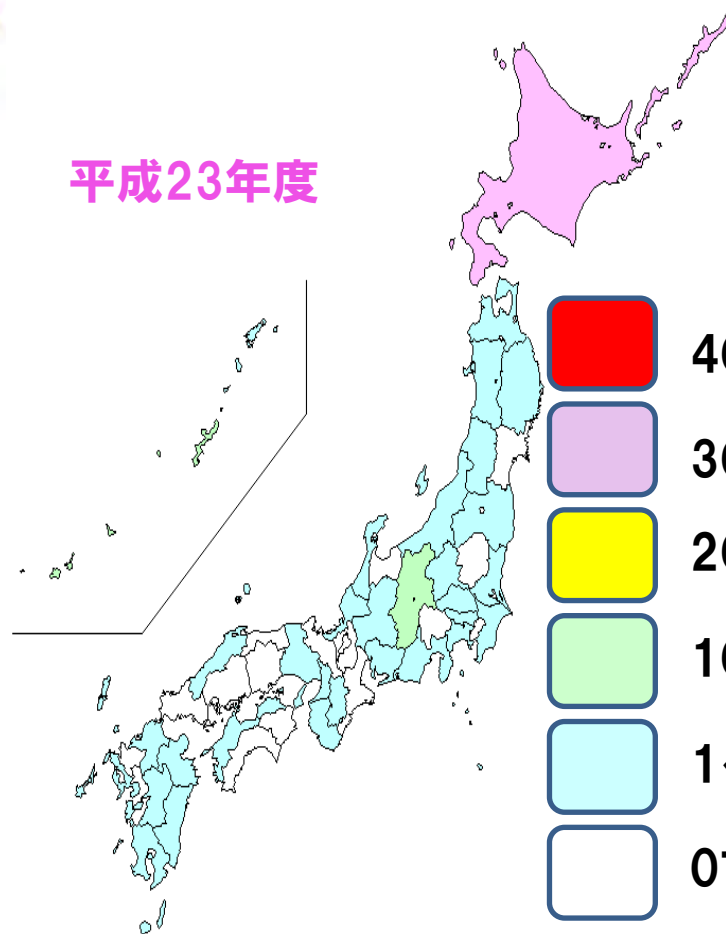


Q7-2 第4期の接種で、「集団の場」を用いた接種を行った市区町村の数をお答えください。

平成22年度



平成23年度

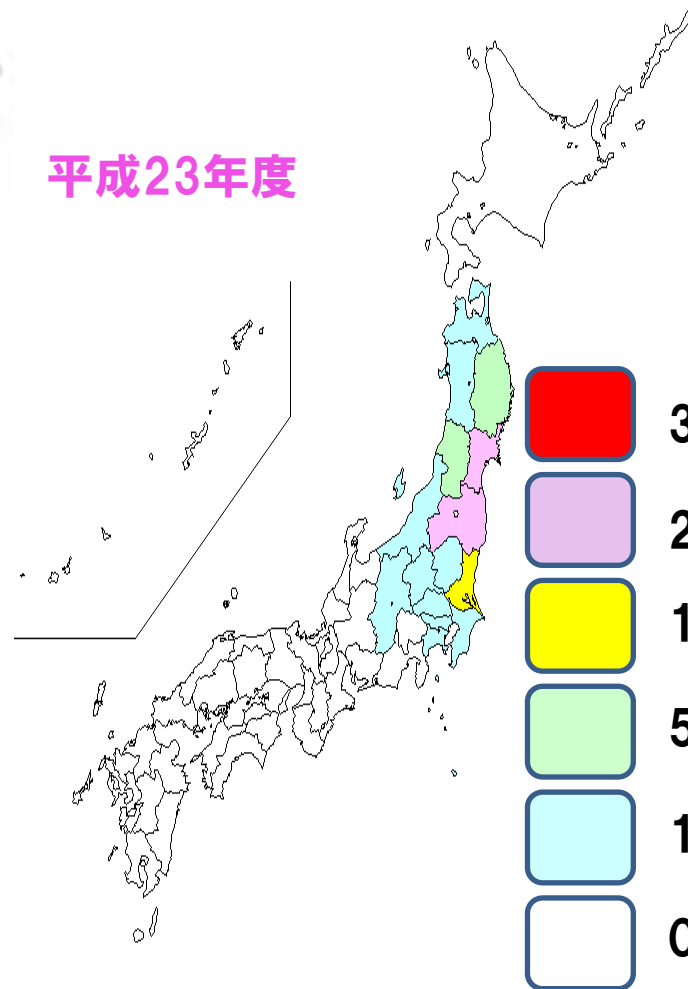


Q9-1 貴都道府県内の市区町村で、東日本大震災の影響で、定期接種の実施に困難を生じた市区町村の数をお答えください。

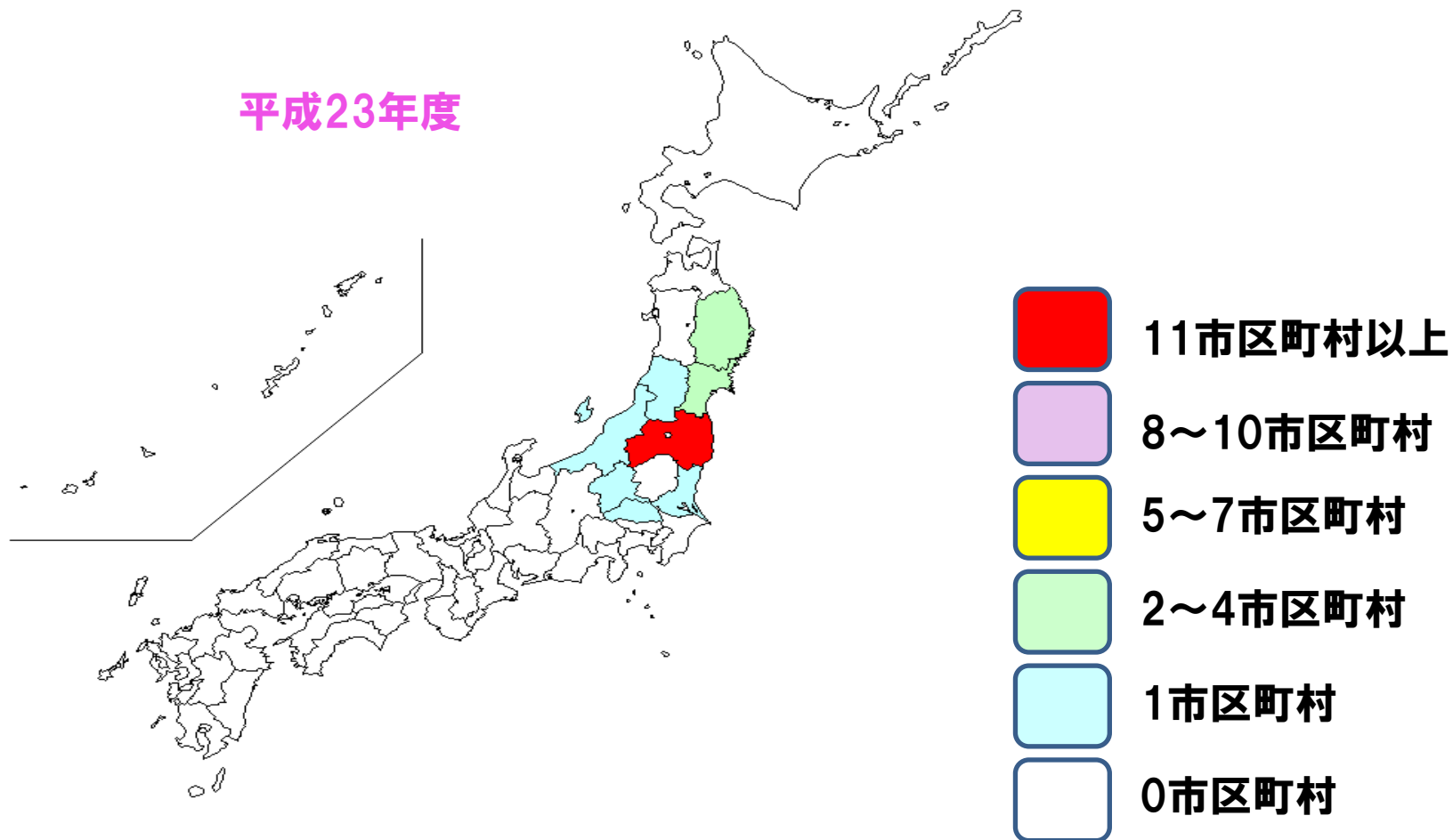
平成22年度



平成23年度

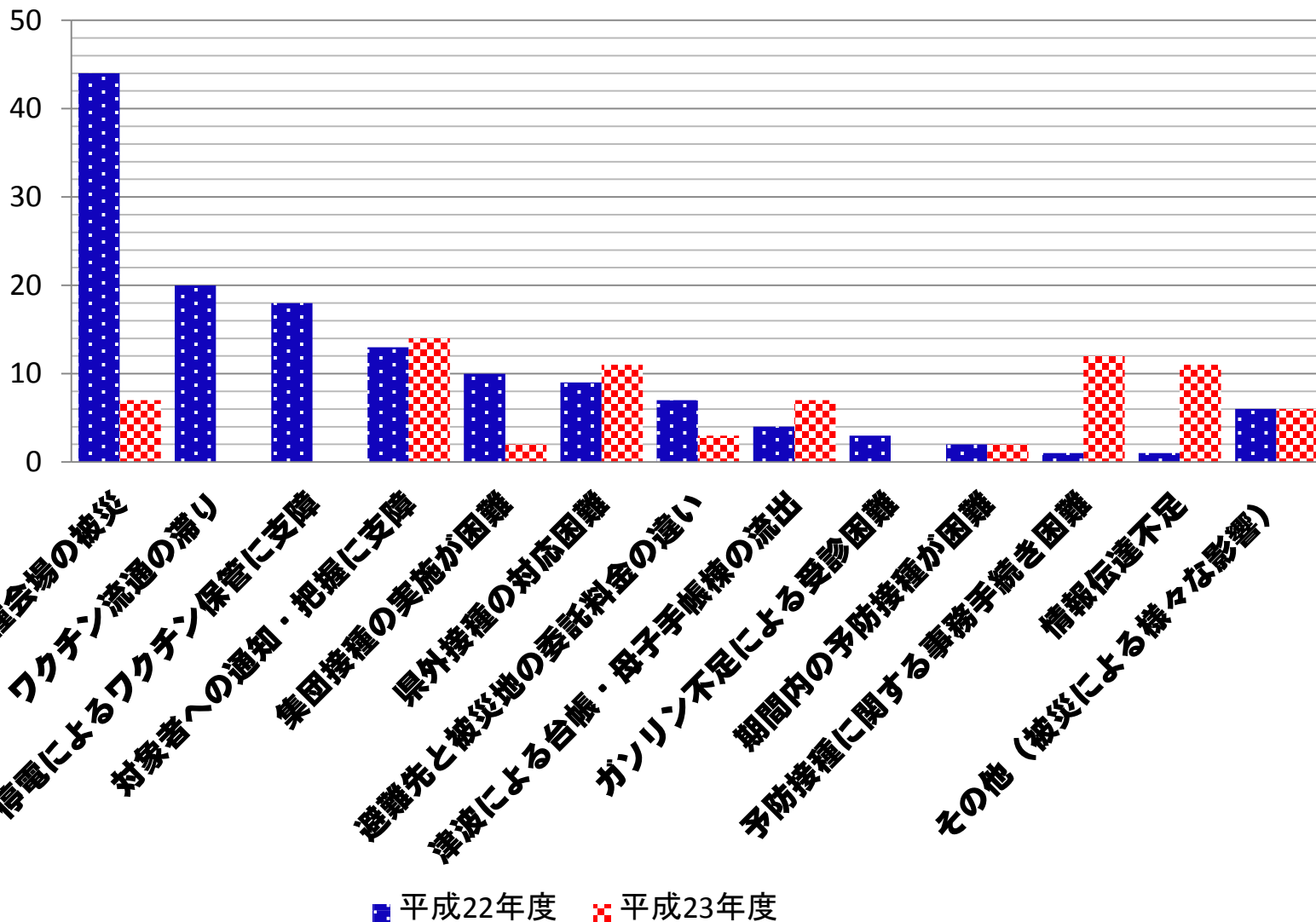


Q9-2 貴都道府県内の市区町村で、東日本大震災の影響で、定期接種の実施に困難が継続している市区町村の数をお答えください。



東日本大震災により定期接種の実施に困難を生じた市区町村で具体的な困難内容(重複解答あり)

困難があった市区町村数



全国市区町村における 麻疹対策の実施状況 (2008年度～2011年度)

三崎貴子¹、多屋馨子²、佐藤弘²、大石和徳²

国立感染症研究所実地疫学専門家養成コース(FETP)¹

国立感染症研究所感染症情報センター²

※ 本調査は厚生労働科学研究費補助金新型インフルエンザ等新興再興感染症研究事業「ワクチンにより予防可能な疾患に対する予防接種の科学的根拠の確立及び対策の向上に関する研究」(研究代表者:大石和徳、研究分担者:多屋馨子)の一環として実施。

目的

麻疹含有ワクチンの接種率と、市区町村で行っている麻疹対策の状況を比較し、2012年度の麻疹排除(Elimination)の達成・維持に向けて、より有効な対策を検討することを目的とする。

対象と方法

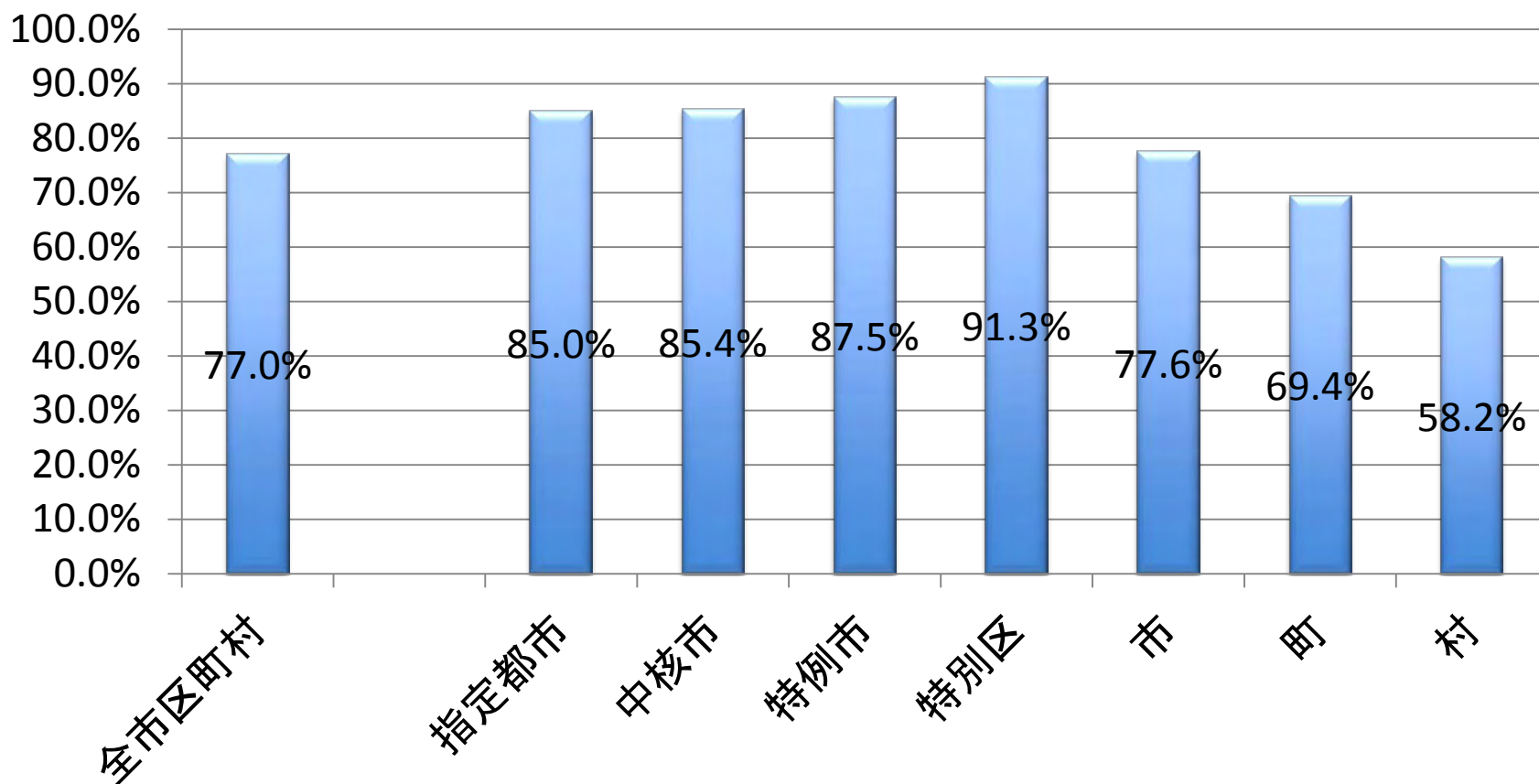
2008年度から2011年度までの4年間における全国市区町村1,742カ所における麻疹対策の実施状況について、ハガキによるアンケート調査を行い、接種勧奨や「集団の場」を用いた接種の有無、麻疹確定症例発生時の対応などについて調査した。

厚生労働省から、国の審議会で、本アンケート調査結果が審議の基礎資料として使われる予定であることが連絡された。

アンケート質問項目

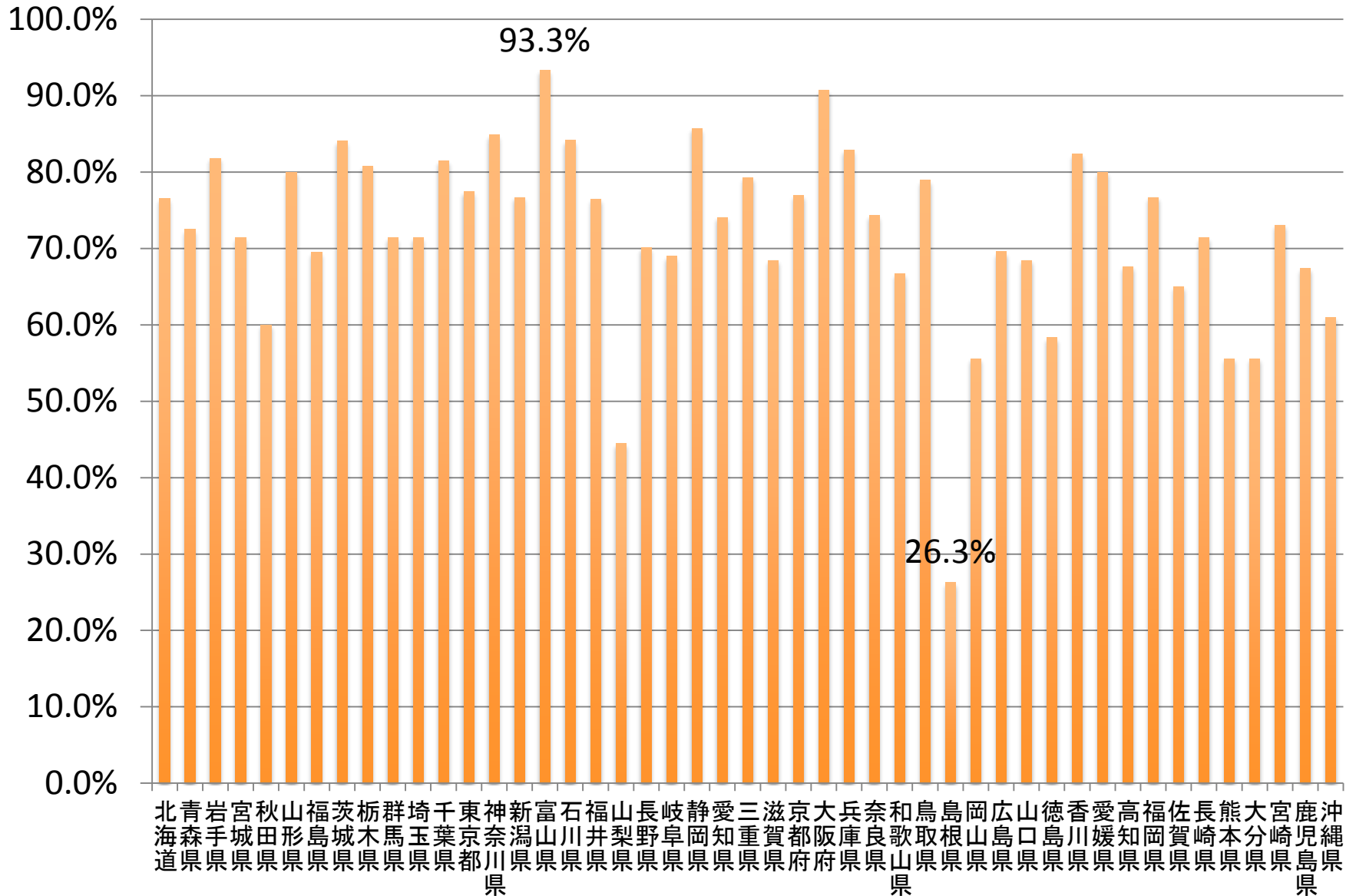
1. 予防接種台帳の電子化の有無
2. 接種率(第1期、2期、3期、4期)の速やかな把握
3. 接種対象者への個別通知(ハガキでの通知など)の実施
4. 未接種者への予防接種勧奨ハガキ等の郵送
5. 健診(1歳半)などでの麻疹含有ワクチンの接種勧奨
6. 就学時健診での麻疹含有ワクチンの接種勧奨
7. 小・中学校および高校に対するワクチン接種調査の有無
8. 所在するすべての学校における接種率(2期、3期、4期)の速やかな把握
9. 第1期から第4期までの定期接種対象者の接種費用の全額公費からの支出(被接種者の費用負担はなし)
10. 第3期の接種における「集団の場」を用いた接種
11. 第4期の接種における「集団の場」を用いた接種
12. 貴市区町村内でワクチン接種率が特に低い地域の有無
13. 別の市区町村における麻疹発生状況の速やかな把握
14. 1例以上の麻疹確定症例が発症した場合の迅速な対応
15. 医療機関で採取した臨床検体を地方衛生研究所に搬送する体制の有無
16. 地方衛生研究所における迅速なRT-PCR法あるいはウイルス分離による診断の実施
 1. 集団発生時のみ
 2. 散発例を含む全例
17. 貴市区町村において定期接種として麻疹含有ワクチンの接種を委託している医療機関の延べ数

全国および市区町村別回収率

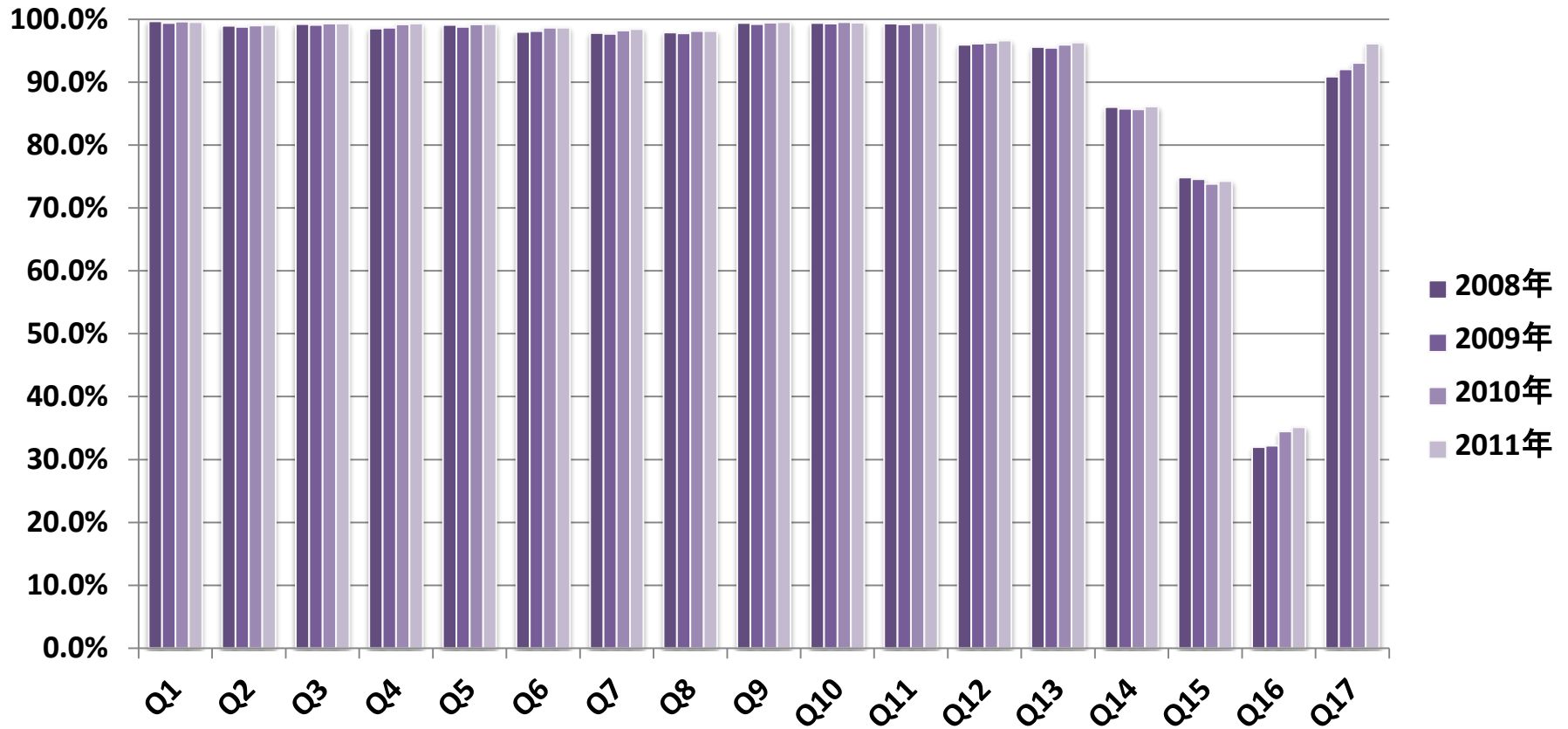


	全市区町村	指定都市	中核市	特例市	特別区	市	町	村
回収	1342	17	35	35	21	532	519	107
送付	1742	20	41	40	23	686	748	184

都道府県別回収率

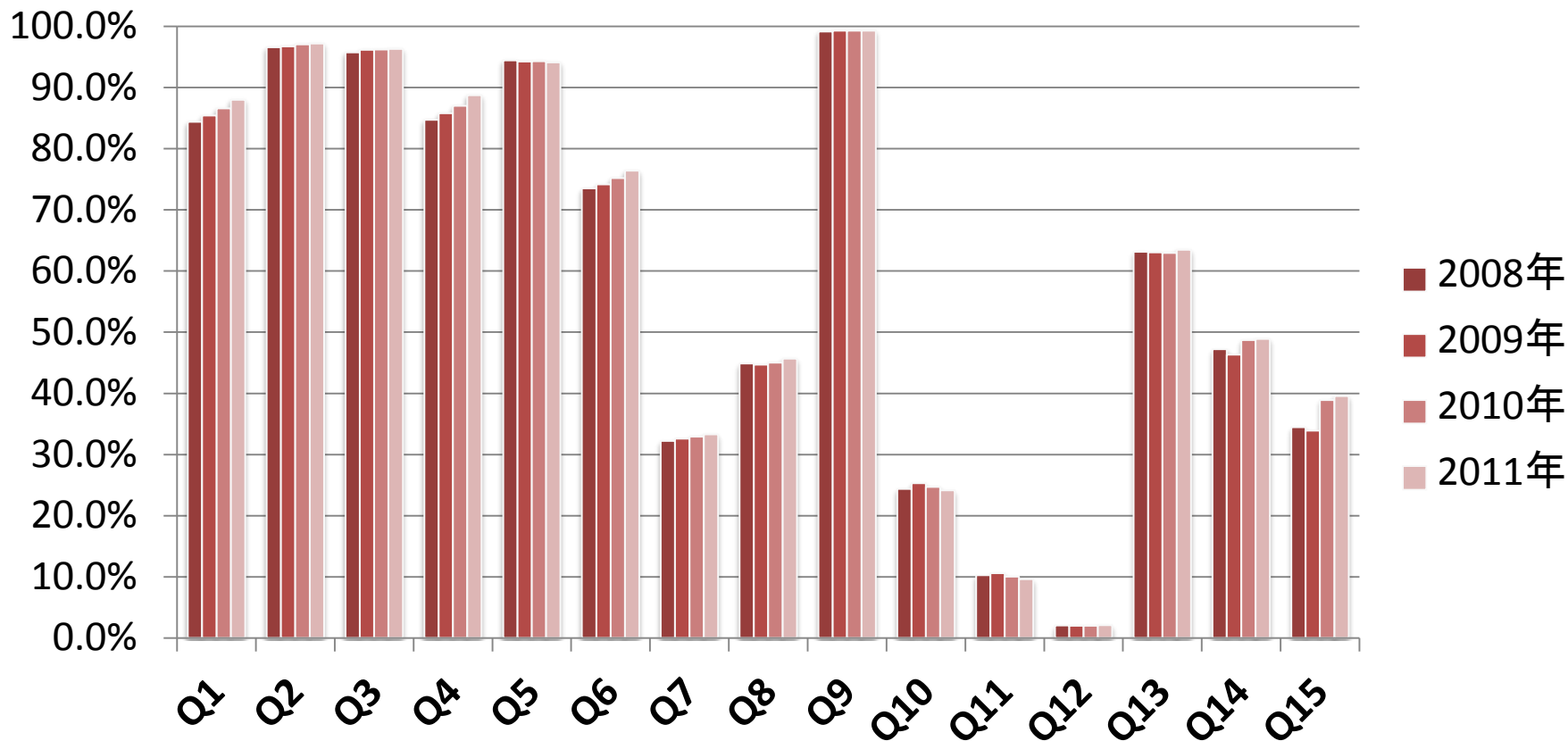


アンケート回答率



	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12	Q13	Q14	Q15	Q16	Q17
2008年	99.7%	99.0%	99.3%	98.5%	99.1%	98.0%	97.8%	97.9%	99.4%	99.4%	99.3%	96.0%	95.6%	86.1%	74.9%	32.0%	90.9%
2009年	99.4%	98.8%	99.1%	98.7%	98.8%	98.1%	97.7%	97.8%	99.3%	99.3%	99.2%	96.1%	95.5%	85.8%	74.6%	32.2%	92.0%
2010年	99.6%	99.0%	99.3%	99.2%	99.2%	98.6%	98.2%	98.1%	99.5%	99.5%	99.4%	96.2%	95.9%	85.7%	73.8%	34.5%	93.1%
2011年	99.5%	99.1%	99.3%	99.3%	99.2%	98.6%	98.4%	98.1%	99.5%	99.5%	99.4%	96.6%	96.3%	86.1%	74.3%	35.1%	96.1%

Q1～Q15に対して「有」と回答した割合



	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12	Q13	Q14	Q15
2008年	84.4%	96.6%	95.8%	84.8%	94.5%	73.5%	32.2%	44.9%	99.2%	24.4%	10.3%	2.0%	63.2%	47.2%	34.5%
2009年	85.4%	96.8%	96.2%	85.8%	94.3%	74.2%	32.6%	44.7%	99.3%	25.3%	10.6%	2.0%	63.0%	46.3%	33.9%
2010年	86.6%	97.1%	96.2%	87.0%	94.3%	75.2%	32.9%	45.0%	99.3%	24.7%	10.0%	2.0%	63.0%	48.7%	38.9%
2011年	88.0%	97.2%	96.3%	88.7%	94.1%	76.4%	33.3%	45.7%	99.3%	24.1%	9.6%	2.1%	63.5%	48.9%	39.6%

結果

- 2012年8月1日現在、1,342カ所（回収率77.0%）の市区町村から回収
- ワクチン接種状況の把握の有無や接種方法、接種勧奨方法に関する質問への回答率は概ね95%以上
- 予防接種台帳を電子化している市区町村は80%以上を占め、接種率の速やかな把握や接種対象者への個別通知、乳児健診時のワクチン接種勧奨は90%以上の市区町村で実施されていた。
- 未接種者への個別接種勧奨は、4年間で84.8%から88.7%に増え、就学時健診での接種勧奨は73.5%から76.4%と徐々に増えているものの、小学校以降の学校における接種率の速やかな把握や集団の場を用いた接種を実施している市区町村は50%に満たなかった。集団の場を用いた接種は、第3期が24.1～25.3%、第4期が9.6～10.6%と低かった。
- 当該自治体内にワクチン接種率が特に低い地域があると回答した市区町村は2%程度であった。
- 麻疹症例発症時の検査体制などは、都道府県が中心となって実施しているため、市区町村からの回答率は低かった。
- 約15%の市区町村では、ワクチン接種を県内全域など広域の医療機関に委託し実施していた。

結語ならびに考察

- 今回のアンケート調査は市区町村を対象に実施した。
- 調査の回収率は全体で77.0%と高かったが、厚生労働省から都道府県への調査協力依頼と調査に関するQ&Aが送付された後に、回収率が急増した。
- 都道府県間で回収率に最大67ポイントの差が認められた。
- 患者発生時の迅速な対応、検査診断の実施体制に関わる質問については回答率が低かったが、それ以外はすべて90%以上の良好な回答率であった。回答率が低かった項目は都道府県あるいは保健所が実施している対策項目と考えられた。
- 実施割合が増加している項目が多かったが、特に、
 - 予防接種台帳の電子化割合
 - 未接種者への個別の予防接種勧奨実施割合
 - 就学時健診での麻疹含有ワクチン接種勧奨実施割合は増加率が大きかった。
- 接種費用の全額公費負担は、99%以上の市区町村で実施されていた。
- 乳幼児期の麻疹含有ワクチンの接種率や接種状況の把握は良好であったが、学校での接種状況の把握に関する質問項目については、いずれの年も50%未満であり、学校と市区町村との連携を強化する必要があると考えられた。
- ワクチン接種率が特に低い地域を持つ自治体が約2%存在したが、今後は、これらの地域で接種率が低い理由を調査検討し、その地域の事情にあわせた支援内容を検討する必要があると考えられた。
- 各市区町村の麻疹含有ワクチン接種率と今回の調査で得られた対策に関する実施状況の検討については、2011年度の接種率が公表され次第、実施の予定である。